

第一類 第五号

第九十四回国会

大蔵委員会

議録第二十七号

(1104)

昭和五十六年五月六日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 繩貫 民輔君

理事

越智 伊平君

理事

小泉純一郎君

理事

伊藤 茂君

理事

鳥居 一雄君

理事

中村正三郎君

理事

平沼 越夫君

理事

柳沢 伯夫君

理事

山本 幸雄君

理事

佐藤 観樹君

理事

戸田 菊雄君

理事

村山 喜一君

理事

玉置 一弥君

議員

幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣

渡辺美智雄君

出席政府委員

内閣法制局第三部長

前田 正道君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官

梅澤 節男君

出席政府委員

大蔵省理財局長

吉本 宏君

出席政府委員

大蔵省証券局長

米里 怨君

出席政府委員

国税局調査監査部長

岸田 俊輔君

出席政府委員

農林水産大臣官房審議官

矢崎 市朗君

出席政府委員

郵政省貯金局長

小倉 久弥君

委員外の出席者

郵政省貯金局第一業務課長

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十七号

昭和五十六年五月六日

理事 小泉純一郎君

理事 山崎武三郎君

理事 大原 一三君

孫一君

次男君

熊川 次男君

素夫君

勝志君

渉君

貞則君

堀 庄平君

昌雄君

弘君

成二君

弘治君

江藤隆美君紹介(第三五六〇号)

同(越智伊平君紹介)(第三五六一號)

同(玉生孝久君紹介)(第三五六五號)

同(渡辺栄一君紹介)(第三五六八號)

同(稻村利幸君紹介)(第三五六一五號)

同(小沢辰男君外二名紹介)(第三五六六號)

同(大塚雄司君紹介)(第三五六一七號)

同(川田正則君紹介)(第三五六一八號)

同(木部佳昭君紹介)(第三五六一九號)

同(北口博君紹介)(第三五六〇號)

同(久間竜生君紹介)(第三五六一號)

同(原田昇左右君紹介)(第三五六二號)

同(外一件(久野忠治君紹介)(第三五六三號)

同(櫻内義雄君紹介)(第三五六三號)

同(戸井田三郎君紹介)(第三五六四號)

参考人出頭要求に関する件

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

労働省労働基準局
課長 大蔵委員会調査室
葉林 勇樹君

同外二件(松野頼三君紹介)(第三五六二七號)
同外一件(三塙博君紹介)(第三五六八號)
同(山下元利君紹介)(第三五六九號)
同(渡部恒三君紹介)(第三五六三〇號)
同外一件(天野公義君紹介)(第三五六七四號)
同(石井一君紹介)(第三五六七五號)
同外十件(石原慎太郎君紹介)(第三五六七六號)
同(今井勇君紹介)(第三五六七七號)
同外三件(白井日出男君紹介)(第三五六七八號)
同(内海英男君紹介)(第三五六九號)
同(越智伊平君紹介)(第三五六八〇號)
同(木村守男君紹介)(第三五六八一號)
同(佐野嘉吉君紹介)(第三五六八二號)
同(羽田野忠文君紹介)(第三五六八三號)
同外一件(原田昇左右君紹介)(第三五六八四號)
同外一件(三原朝雄君紹介)(第三五六八五號)
同(依田孝君紹介)(第三五六八六號)
同(米沢隆君紹介)(第三五六八七號)
同外一件(原田卓三君紹介)(第三五六九號)

法律案(内閣提出第七三三號)
銀行法案(内閣提出第六六六號)
中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七七號)
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八號)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺國務大臣 ただいま議題となりました銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

このたび、現行銀行法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、貯蓄銀行法等を廃止するほか、長期信用銀行法等につきまして、所要の規定の整備等を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申上げます。

まず、第一に、貯蓄銀行法及び銀行法等特例法につきまして、必要な規定が銀行法等に規定されることとなることに伴い、これらの法律を廃止することとしております。

第二に、長期信用銀行法等十九法律につきまして、その一部を銀行法の改正内容に準じて改正する等、所要の規定の整備を図ることとしております。

第三に、手形法等五法律につきまして、銀行法の改正に関連して、休日について定めている規定について所要の改正を行うこととしております。

第四に、長期信用銀行、外國為替銀行及び農林中央金庫の債券発行限度額を引き上げるため、長期信用銀行法等の一部を改正することとしております。

以上、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいましすようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○綿貫委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。本審査のため、来る十二日、参考人の出席を求める、その意見を聽取ることとしたいたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、ただいまお詫びいたしました参考人出頭要求につきましては、去る四月二十四日決議いたしました銀行法案はか二法案についての参考人からあわせて御意見を聽取することといたしたいと存じますが、さよう御了承願います。

○綿貫委員長 銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤觀樹君。

○佐藤(観)委員 ただいま提案のございました銀行のいわば全面的な法律改正について、許された時間は若干でございますけれども、基本的な点についてお伺いをしていきたいと思います。

思えば、前局長でございました徳田銀行局長時代からこの銀行法の改正の話というのがあり、そして当委員会でも部分部分にわたりましては若干討議をした経緯もあるわけでございますけれども、そういうことを振り返つてみ、いまここに出された銀行法の中身を全体的に見てみると、一体銀行法の改正というのは何だつたんだらかというのを改めて考え方直してみないわけにいかないわけであります。今度の銀行法の改正で、昭和二年にかけて以来五十四年ぶりの銀行法のいわば全面改正だという割りには、十年後の金融構造あるいは将来の金融制度の未来像と申しますが、こういったあたり方に対して、国民の目の前にこういう銀行を目指したんすという大変明確なビジョンというのはどうも浮かんでない。大口融資規制の問題なりあるいはディスクロージャーの問題なり、個々ではいろいろな見解がありますが、それでも、全体として今度の銀行法改正が五十年に一回と言われる割りには一体将来に対し得たえ得るものなんだろうか、また将来に対してもどういう銀行像を目指してここに引き上がったんだろうかということを考えますと、どうも過去の積み残しをいわば整理をしてきた在庫整理的な要素がしてならないんありますけれども、大臣、大変御苦労なさりました与党との折衝にも大変神経を使われたやに聞いています。

が、これは中も含めまして将来に向かっての銀行のビジョンといふのは一体どういうことを目指したのか、そして結果的にここに出されたものというのはそのうちどのくらい実現したという自信存じますが、さよう御了承願います。

○渡辺国務大臣 御指摘がございましたように、銀行法は五十年前にできたわけで、その当時の日本の経済構造あるいは日本の経済の世界的な地位また銀行と産業のあり方、こういうものは非常に変わってきておるわけでございます。しかししながら、それをいわゆる行政指導といいますか、もちろん法律の範囲内ではあるが、法律が非常に簡単な運用、解釈等によって經濟の実態に合わせるように努力をしてきたというのが事実でございます。したがって、今回の銀行法といふのは、特にこれまで異常なよう日本が飛躍的な經濟成長をしてまいりました。しかし、これらに対しましても今までとかなりバターンが違う經濟の実態でござりますから、今後は安定成長というようなことが日本の資源のない国にとっての大きな柱にならぬのではないか、それにひとつ対応するよう持つていつたらどうか。

それから、個人それから公共部門との取引といふものが銀行では非常にふえてまいりました。御承知のとおり、五十年前ではそう大がかりな住宅ローンというようなものは抜つておらないわけですが、こういうような個人と銀行との長期の取引、また公共部門等に対して銀行がたくさんの地方団体を初め政府関係機関等にも大量の金を貸すというように、非常に公共部門との取引がふえてまいりました。こういうような点から、銀行の社会性それから公共性、こういうようなものが一層強く確保されていかなければならぬ、こういうことなども頭に入れてまいりまして、たとえば大口取引規制といふようなものも預金者保護というような立場に立つて考えられたわけでございます。

第三番目には、今後とも国債の発行といふのは、赤字国債は別としても、かなり長期間にわたって続くし、現実に発行された国債、それから今後も公共事業のためのいわゆる建設国債の発行といふものは相当長期にわたって継続されるという見通しでございますから、いままでとはかなり違つてくるわけでありまして、これらの点について銀行はどういうふうにあるべきか、また国債の消化というような面について国債市場との関係をどういうふうに持っていくかという問題がございまして、窓販問題などというのもやはりそういう背景のところで表に出てきた問題であると私は理解をしております。

伺いをしたいと思います。

○渡辺国務大臣 御指摘がございましたように、

銀行法は五十年前にできたわけで、その当時の日本

銀行はどういうふうに持つていくかという問題がございまして、窓販問題などというのもやはりそういう背景のところで表に出てきた問題であると私は理解をしております。

それからもう一つは、日本の経済が非常に大きくなつたために外国との取引というものが五十年と比較にならないほど大きなものとなり、世界金融市場における日本の金融市場の役割りといふものは非常に大きな意味を持つてくるわけであります。

したがつて、日本の銀行が外国にたくさん支店を持つという反面、外国の銀行が日本にたくさん支店を持つて日本で営業活動をやる。これらについてはただ単に行政指導だけでそれを行政指導していくといつても、外国人が日本政府の行

政指導に従順に服するかどうかということは非常に問題があるところであります。それらについては法改正によつて守つてもらわなければならぬ一つの基準というものをしつかりと決めていかなければならぬ、こういうようなことも今度の銀行法の中では取り入れたつもりでございます。

その他いろいろございますが、大きな柱としているような銀行法をつくつていて、先ほどお話をあつたディスクロージャーの問題にいたしましては、今後の銀行のあるべき姿に対してたえていく銀行法の中では取り入れたつもりでございます。その他のいろいろございますが、大きな柱としているような銀行法をつくつていて、たとえば一般的の預金者がある程度銀行の内容を知りたてはおるわけでございますが、法的根拠がございませんので、これらに対しても法的根拠を与えるというようなことは、一般預金者の求めに対し

銀行法を合わせたというふうに御解釈をいただきたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 金融制度調査会の五十四年六月の答申を見ますと、大体そこで描かれている銀行像といふのは、なるべく庶民に近づこう。とかく銀行といふと敷居が大変高くて、本来庶民の金を

扱っている割りには、庶民との間隔というのではどうか、間というのではどうか、これが非常に遠いという感じがあった。しかも、あのオイルショックのときのように、庶民の本来願つておる公共性あるいは経営姿勢、これが一つ間違えば庶民自身の首を絞めてしまうという投機だとか土地買いだとかこういったものに走らないようになると、いわば庶民に顔を向けた銀行像というのを金融制度調査会の答申といふのは描いているんじゃないだろうか。それが一つはディスクロージャーという形であり、あるいは大口融資規制の問題であり、あるいはこの答申では、複利定期をつくりなさい、あるいは銀行の国債の窓口販売もしたらどうでしよう、あるいはもっと専門性を高めて、金融機関によつては金利が違つてそういうのをサービスを國民に提供する、土曜は休んで、これをきつかけにして全産業に週休二日制を普及させいく。そう言われてみると、銀行の果たすべき役割といふのはそれなりに目に見えてはつきりわかるような気がするのであります、いま申し上げました点を見ましても、確かに大臣からお答えがございました国際化の問題については一定の前進があつたと私は思うのでありますが、一体銀行が庶民にどれだけ顔を向けておるかという基準となるべきディスクロージャーについてはいわば訓示規定になつてしまつたし、大口融資規制についても事実上の前進はなされていない。銀行の窓販だけは法律上はどうも前に出たようですが、週休一日制も法律のみといふことで、よりいうように見ますと、いま大臣から御説明いただきたけれども、それは観念としてわかるけれども、今度の銀行法の改正といふのが庶民にとってみて一体どういう銀行をこれから目指していくんだらうかというのはどうもはつきりとよく目の前に浮かんでこないというのが、大変困苦勞なさ感想でございます。細かい点については後から個

個についてお伺いをいたしますけれども、この五十四年ぶりの銀行法の改正といふのがそういつたという感じがありました。しかも、あのオイルショックのときのように、庶民の本来願つておる公共性あるいは経営姿勢、これが一つ間違えば庶民自身の首を絞めてしまうという投機だとか土地買いだとかこういったものに走らないようになると、いわば庶民に顔を向けた銀行像といふのを金融制度調査会の答申といふのは描いているんじゃないだろうか。それが一つはディスクロージャーといふ形であり、あるいは大口融資規制の問題であり、あるいはこの答申では、複利定期をつくりなさい、あるいは銀行の国債の窓口販売もしたらどうでしよう、あるいはもっと専門性を高めて、金融機関によつては金利が違つてそういうのをサービスを國民に提供する、土曜は休んで、これをきつかけにして全産業に週休二日制を普及させいく。そう言われてみると、銀行の果たすべき役割といふのはそれなりに目に見えてはつきりわかるような気がするのであります、いま申し上げました点を見ましても、確かに大臣からお答えがございました国際化の問題については一定の前進があつたと私は思うのでありますが、一体銀行が庶民にどれだけ顔を向けておるかという基準となるべきディスクロージャーについてはいわば訓示規定になつてしまつたし、大口融資規制についても事実上の前進はなされていない。銀行の窓販だけは法律上はどうも前に出たようですが、週休一日制も法律のみといふことで、よりいうように見ますと、いま大臣から御説明いただきたけれども、それは観念としてわかるけれども、今度の銀行法の改正といふのが庶民にとってみて一体どういう銀行をこれから目指していくんだらうかというのはどうもはつきりとよく目の前に浮かんでこないというのが、大変困苦勞なさ感想でございます。細かい点については後から個

御指摘のとおり、金融機関の置かれている状態

この法案の目玉といふのは一体何かと問われれば何なんでしょうか。

○米里政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおり、金融機関の置かれている状態

というものは昭和二年に現在の銀行法ができましたから非常に大きく変わつておると思います。特

に戦争、戦後を通じまして金融機関の環境といふ

ものは激変したと思いますが、石油ショック以後

高度成長時代の金融機関といふものは企業部門の設備投資といふものにこたえるということが

主たる役割りであったということは、資金運用の

形態から見ましても数字上はつきり出ておつたわ

けですが、それ以後の金融機関といふものは、企

業部門の設備投資資金を供給するというペターン

よりも、むしろどちらかと言えば個人部門及び公

共部門に対するウェートが非常に高まつてきてお

るというようなことから、今後の金融機関をめぐる環境といふものは個人部門と公共部門といふもの

のが從来にも増してウェートが高まつてくるもの

だといふうに考えております。これは一説には石油ショック以後の一時的な問題であるというよ

うな御意見もございましたけれども、私どもはそ

ういった一過性のものではなく、長期市場からやつてい

たといふうに考えております。これは一説には

ただしそれには大変用心深く書いてあって、たと

えば規制を解除した場合、その過程において大き

な混乱を生じさせるおそれがあること等にかんが

みとか、あるいはなるべく短期市場からやつてい

くべきだとか、大変慎重ながら、基本的には預金

金利の自由化といふこともうたつておるわけであ

ります。私は、基本的に預金金利も自由化に向か

うべきだと思うのであります。その後に起つてくる、いわゆる都市銀行の寡占化の問題、いまは資金量については若干ウェートが下が

つておりますけれども、収益から見ますとそんな

に下がつてないという大変力を持つておる都市銀

行の寡占化が、預金金利の自由化に伴つてますま

す大きくなつていく、ひいてはそういう弊害が生じてくるだらうといふことも当然考えなきゃい

かぬわけあります。こういった金融支配に対する法的手段などといふものに対する観点という

います。そういう意味合いでおきましたディス

クロージャーの法定化、これは私どもが知る限り

では先進諸国にます例のない法律規定でございま

すが、そりつたディスクロージャーの問題、あ

るは大口融資規制につきまして、一つはこれ

は金融機関の健全経営という目的がござりますけ

れども、同時にできるだけ大ぜいの方から預かっ

た預金を広く還元していくといったような意味合

いの資金の適正配分というようなねらいも含まれ

ているわけでござりますし、全体といたしまし

て、今度の銀行法改正の一つの大きな特色あるい

は目玉として、個人部門に対する金融機関の今後

のあり方ということに私どもとしてはできるだけ

の重点を置いたということは申し上げられるかと

思います。

○佐藤(鶴)委員 余りマクロに話を置いておつたわ

けですが、それ以後の金融機関といふものは、企

業部門の設備投資資金を供給するというペターン

よりも、むしろどちらかと言えば個人部門及び公

共部門に対するウェートが非常に高まつてきてお

るというようなことから、今後の金融機関をめぐる

環境といふものは個人部門と公共部門といふもの

のが從来にも増してウェートが高まつてくるもの

だといふうに考えております。これは一説には

ただしそれには大変用心深く書いてあって、たと

えば規制を解除した場合、その過程において大き

な混乱を生じさせるおそれがあること等にかんが

みとか、あるいはなるべく短期市場からやつてい

くべきだとか、大変慎重ながら、基本的には預金

金利の自由化といふこともうたつておるわけであ

ります。私は、基本的に預金金利も自由化に向か

うべきだと思うのであります。その後に起つてくる、いわゆる都市銀行の寡占化の問題、いまは資金量については若干ウェートが下が

つておりますけれども、収益から見ますとそんな

に下がつてないという大変力を持つておる都市銀

行の寡占化が、預金金利の自由化に伴つてますま

す大きくなつていく、ひいてはそういう弊害が生じてくるだらうといふことも当然考えなきゃい

かぬわけあります。こういった金融支配に対する法的手段などといふものに対する観点という

のが、一体今度の銀行法の中にあるんだろ

うか。

たとえばアメリカの場合には、直接金融に対し

てチェックをさせる。もちろん日本でもそういう

ことはあるわけではありませんけれども、そういう

ことはあるわけではありません。アメリカにおいては、言う

までもなく銀行の他社の株式所有を禁止をしてい

るという関係で、銀行の企業支配に対するチェックの手段といふのもバランスをとりながら考えて

いるわけであります。アメリカにおいては、言う

までもなく銀行の他社の株式所有を禁止をしてい

るという形態になつてゐるわけであります。銀行の企業支配に対するチェックの手段といふのもバランスをとりながら考えて

いるわけであります。銀行のこういった金融支配に対するチェックの手段といふのもバランスをとりながら考えて

い、どちらかというと金融緩和基調というものが基調となつて進んでまいりのうことで考えてみると、むしろ一般論としては、従来よりも客観的ですと、むしろ一般的論としては、従来よりも客観的情勢、金融をめぐる環境というのは、どちらかといふと企業支配の起これにいく環境であろうかと思います。ただ、もちろん今後金融行政の面におきましてはできるだけ金融効率化というような行政を進めていく必要があると思いますし、これはまた国際的にも、インター・ナショナルのサイドからも要請されているということであらうかと思ひます。また、自由主義経済下において金融全体が国民经济に最も効率的に即していくためには、ある程度の自由競争原則の導入あるいは金利機能の活用といふことは欠かせないことであらうかと思ひます。

そういった過程においてまして、今後競争激化によりまして大銀行が余り寡占的な状態に走り、それによって企業支配が強化されることが起こらないうふように配慮することは、おっしゃるとおり十分必要なことだと思いますし、現に大口融資規制の目的というのは幾つかあらうかと思ひますけれども、今回法制化いたしました大口融資規制といふことも、金融機関の企業支配に対するチェック、歯どめとして一つの大きな意味を持つとかと思ひます。また、株式所有につきましては、御承知のように独裁法の規定によりまして、金融機関の持ち株比率が非常に限られております。そういうふうなこともございますし、制度全体といたしましては、一方で公共性、社会性をうたいながら、一方で自由競争原則の導入を行政上はできるだけ考えていくような仕組みになつておりますけれども、その過程において御指摘のような企業支配が起らぬないように、むしろこれは個々の金融機関のビヘービアあるいは行政のあり方の問題につながることも多いかと思ひますけれども、私どもも十分そういう意識を持って、新銀行法下における行政を進めてまいりたいというよう考へております。

ると議論もあるのですけれども、時間も限られておりますから、もう一つ全体的な問題でお伺いをしたいのは、ここを目指した銀行のあり方というのは、私は相矛盾をしているものが混在をしていると思うのであります。一つは、銀行により一層専門性を求めるということですね。おのとの普通銀行、相互銀行あるいは長興銀というような一定の壁を設けながら、片や競争原理を働かそうとすることと、この壁はだんだんと低くなりつある。この相矛盾をした方向を混在をさして、いろいろのが金融制度調査会の答申でもあり、また現実に出てきている姿だと思うのであります。この制度間の壁をなるべく低くしていく、片方では専門性を要求しながら、片方では兩制度間の接する部分で競争させて効率性を求めていくところ。これは単なる銀行の制度だけではなくて、直接金融と間接金融の問題でもいま起こっているわけでありますけれども、そういう制度間の壁をだんだんと低くしていく、このことは、今までの銀行法の改正で一応終わりですよ、こういうふうに考えるべきものなのか、なお一層制度間の壁は低くしていく、より一層おのおのの競争としていかうという考え方には立っていますが、その点は一体いかがでございますか。

じゃ相互銀行制度というのはその制度の中におれ
ば何かメリットがあるかといいますと、信用金
庫、信用組合の場合にはそれなりの制度的なメリ
ットがあるわけです。たとえば税制の面において
も、これは協同組合組織だという基本的な観念の
違いがあるにいたしましてもそれなりのメリット
があつて、それが融資をする中小企業の方になる
べく安い金利をということでやれる一つの状況が
あるわけであります。ところが、相互銀行という
のは実態面においては普通銀行と一緒に貸し出し
の枠だけ、頭だけ抑えられている。ですから、相
互銀行の幹部に言わせればある程度育てた企業は
いいところはみんな普通銀行に行つてしまつとい
うのも、一面で正しい表現だと私は思うのであり
ます。いすれにしろ、中小企業専門金融機関とい
う制度の枠の中にいる限りは、その制度的なメリ
ットが何かなければ制度として成り立たぬだらう
と思うのです。ただ貸し出しの枠だけが、おまえ
さんのところは中小企業専門金融機関だからこれ
以上の額は貸してはいけないのでよという枠だ
けがあるので、私は制度の存立自体が意味がな
いと思うのです。いま、専門性の問題と
それから両制度間の壁となるべく低くしていくと
いうことでお答えをいただきましたけれども、相
互銀行制度というのは普通銀行と具体的にどうい
うふうな違ひがあり、中小企業専門金融機関とし
て名前はそういう枠組みの中に入れられているけ
れども、一体それにこたえ得るような何か制度的
なメリットがあるかということになりますと、私
はこれはきわめて否定的だと思うのであります。
そういった意味で、相互銀行制度の将来のあり方
についてどういうふうに考えていらっしゃるか、
お答えいただきたいと思います。

それで、金が商品であるか、あるいは通貨との関係をどう考えるかというあたりが一つの見方の分かれであろうかと思ひますけれども、管理通貨制度になりましたけれども、金が価値保蔵手段であるといふような面が残つてゐることは疑ひないというような意味で、通貨とは全く関係ないとお言い切れない。ただ一方では、商品面、商品的な性格といふものもないとは言えないので、その辺のことが銀行の取り扱いということにどう絡んでまいるかという問題であらうかと思ひますけれども、御承知のように外国では、ほとんど主要国では、銀行が金を売買するというのは通常の形になつております。

の最大のものは、非常に投機色が強いという性格があるかどうか、というような問題であろうかと思ひます。一方、逆に考えますと、金の国内市場で、たとえばブラックマーケット、まあ言葉はよくなきかもしませんが、ブラックマーケットといふものを排除して、金の売買が非常に一般大衆にもなじみやすいようなものにするためには、銀行という非常に信用力のあるところで取り扱うと、いうことがプラスになる面もあるうかと思ひます。御承知のように、現在、金のマーケットといふもののをわが国でどういう形で設立しようかといふことで、いろいろ関係方面で検討しておられるわけですが、そういうたま市場のあり方とも絡みます。まして、今後、金融機関が金を取り扱うということについてどう位置づけていくか。その場合に、既存金業者の方との関係といふような問題もあらうかと思ひますけれども、そういうたまの流通そのものが、わが国でどう定着していくかが論じられることと絡んで、金融機関の売買の是非が論じられべきものというふうに考えております。

けれども、いまここで言われておりますのは、ひと
つ期日告知型の定期預金をつくったらどうだろ
うかということで、二年定期以来の、八年ぶりの新
商品だということいろいろ新聞紙に出ている
わけであります。私も、国民、庶民に顔を向けた
銀行という観点から言いましても、なるべく有利
な商品をぜひともつくるべきだと、いうふうに考え
るわけでありますが、まだ正式に銀行局の方に銀
行協会から言つていいているのかどうかわかりま
せんが、一体、金利負担というものが銀行経営にと
りましてどのぐらいの負担になるのか。何か聞
くところによりますと、〇・〇三五ぐらいで、そ
う大したことはないということのようございま
すし、そういう観点からいきますと、これはぜ
ひ創設を推進すべきではないかというふうに思う
のでござりますけれども、何か手続的にも、郵政
省の方が、これは郵便貯金が食われるというのを
で、何かいちやもんをつけているやに新聞は書い
ているわけであります。事実はどうか知りません
が。一体手続的にもこういったものは郵政省にわ
ざわざ譲つてやるようなものなのかなというのを
私は疑問に思ひますが、やはりこうい
うことを一つ一つ積み重ねていくことが本当に公
共性を持つ、しかもみんな国民がどちらの子を預け
ている銀行という、本来からいけば非常に庶民に
関係の深いところであるべき銀行でございますか
ら、こういったものについても積極的に取り組む
べきだと思うのでござりますが、大臣のお考えは
いかがでございましょう。

○渡辺国務大臣 銀行が郵便局にかなり定期預
金、定期預金ですか、そういうもので預金者を食
われておる、そういうようなところから銀行でも
期日指定の定期預金をつくりたいという話はかね
がねござります。どういうふうにするのか具体的
な内容についてはまだつまびらかでございませ
ん。したがつて、大蔵省の中でも少し詰めなけれ
ばならない点もございます。一つは税法との問題
で、現在のマル優制度というのが三百万を超えた
場合はもとからその優遇措置を認めないと、いう法

は複利でふえていきますから、この法律との関係をどうするのか。これは当然に三百万いっぱいに積めとは明らかであります。したがつて、そこらの詰身をもう少し足らない点がござりますが、前向きで中品を出したいと言うならばできるだけそれを認めれる方向で検討していきたい、私はそう思つております。

○佐藤(税)委員 きょう主税局に来ていただいていると思うのであります、所得税法と法人税法の関係でちょっとむずかしさがあるようと思つたのですが、私の聞いた限りでは細い糸のような関係で、所得税法のいま大臣からお話をございました預入限度方式と法人税法で言うところの経過利息にするか未経過利息にするかというはうまく結論がござります。つまり預金者にとっての所得税法がござります。つまり預金者にとっての所得税法上の問題と金融機関の所得計算上の損金の扱いの問題でござります。

○梅澤政府委員 ただいま委員から御指摘のごと申し上げたわけがござりますけれども、具体的には複利計算をやります場合に利子が確定する時期でございますね、所得がいつの時点で発生するかということを所得税法上どうとらえるかという問題と、法人税法上はそういう複利計算、金融機関の所得計算上いわゆる損金としての未払い利子として扱えるかどうかという二つの問題があるわけですが、現在銀行局と私どもの主税局の方で新しい期日指定型の定期預金につきまして内容を検討いたしておりますけれども、本日の段階でまだ税法上どういうふうに扱うかという結論を得てないというのが現状でございます。

○佐藤(觀)委員 可能性はあるのでしょうか。
○梅澤政府委員 そういう問題も含めまして、
ましたけれども、郵便貯金の方には郵貯会計の方
で税金がかからぬからある程度——ある程度とい
うかこういうことができる。片方は民間の金融機
関だから税法上これはできないということではない
いろいろな意味でバランスを欠くのじゃないかと私は
思うのです。これはひとつぜひ可能性を最後まで
見て臨んでいただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。ひとつ大臣
の重ねての御答弁をお願いしたいと思います。
○渡辺国務大臣 先ほど答弁したとおり、税法上
の詰めが足らないが、これは御趣旨に沿つて前向
きで検討します。
○佐藤(觀)委員 次に、銀行の証券業務、窓販、
ディーリングの問題についてお伺いをしていただき
たいと思うのであります。
今回、法律上銀行がいわゆる国債の窓口販売が
できるよう道が開かれているわけであります
が、一体わざわざ銀行が証券業務を証取法上の認
可を取つてやらなければならぬ国民経済的な必要
性というのは何なのかということが問題になるわ
けですね。それはかねてより証取法六十五条問題
というのがあって、銀行界の方はこれはみずから
できる権利なのだと考えたその経過の延長として
この銀行のいわゆる窓販というのは今回その決着
をつけようということなのか。それとも、金融
制度調査会の答申の中では、国債の大量発行下
だということになるべく国民のニーズに合うやうに
方にした方がいいということで、窓販問題等につ
いてといふところで、「公共債の安定的な消化を
促進するため、その個人消化を一層拡大するとと
もに、国民の資産選択の多様化に資するといふ目
地から、銀行が、その店舗網を活用して新発公債
の募集取扱い及びそれに関連する業務を行ふこと

○佐藤(觀)委員 可能性はあるのでしょうか。
○梅澤政府委員 そういう問題も含めまして、
ましたけれども、郵便貯金の方には郵貯会計の方
で税金がかからぬからある程度——ある程度とい
うかこういうことができる。片方は民間の金融機
関だから税法上これはできないということではない
いろいろな意味でバランスを欠くのじゃないかと私は
思うのです。これはひとつぜひ可能性を最後まで
見て臨んでいただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。ひとつ大臣
の重ねての御答弁をお願いしたいと思います。
○渡辺国務大臣 先ほど答弁したとおり、税法上
の詰めが足らないが、これは御趣旨に沿つて前向
きで検討します。
○佐藤(觀)委員 次に、銀行の証券業務、窓販、
ディーリングの問題についてお伺いをしていただき
たいと思うのであります。
今回、法律上銀行がいわゆる国債の窓口販売が
できるよう道が開かれているわけであります
が、一体わざわざ銀行が証券業務を証取法上の認
可を取つてやらなければならぬ国民経済的な必要
性というのは何なのかということが問題になるわ
けですね。それはかねてより証取法六十五条問題
というのがあって、銀行界の方はこれはみずから
できる権利なのだと考えたその経過の延長として
この銀行のいわゆる窓販というのは今回その決着
をつけようということなのか。それとも、金融
制度調査会の答申の中では、国債の大量発行下
だということになるべく国民のニーズに合うやうに
方にした方がいいということで、窓販問題等につ
いてといふところで、「公共債の安定的な消化を
促進するため、その個人消化を一層拡大するとと
もに、国民の資産選択の多様化に資するといふ目
地から、銀行が、その店舗網を活用して新発公債
の募集取扱い及びそれに関連する業務を行ふこ

とが有益である。また、銀行が総合的な取引の一つとして顧客との間で公共債を売買することは、銀行が顧客に対し多様なサービスを提供するという銀行業務のあり方の観点からみて、適当なことと考える。」という要旨で答申がなされているわけありますが、いまこの時点ではわざわざ銀行が証券業務の一つである国債の窓販及びディングまで出てこなければならぬというのは、国民经济的に見てどういう必要があつてこういうことにな

債が例外であるという規定をしておりますのは、当時のアメリカの考え方は、私ども文献で推察いたしますに、証券業務を禁止したという理由、たなわち企業との癆着関係及びリスクの問題、そいつたものが公共債については当てはまらないといふような考え方から公共債を除外したということが主たる理由であったというふうに理解しておるわけですが、そういった考え方はわが国の場合にもそのまま当てはまるものである、特に昭和四〇年

卷之三

きまして、公共債についてはこれを適用しない、ういうことに相なつてゐるわけであります。しかしも銀行の証券業務は公共債に限定される、かよに考えております。

銀行等におきます窓口での国債の販売というものが検討される方向になつてきておるのはよく承知しておりますわけございますが、郵便局の窓口での国債の販売につきましては、今後の国民の方々の資産選択のニーズの動向というようなものを見きわめました上で考へるということで、今後検討してまいりたい、こういうものかと考へております。

○米里政府委員 御指摘のように、従来この問題はいわゆる国債の窓販問題と一口に言われておりましたが、この問題については実に長い間いろいろな議論があつたわけでございます。私どもは昭和二年の銀行法の中で、付隨業務で銀行は証券業務ができるのだというような解釈をしておりまし
たし、国会でもまたそういう考え方を述べてまい
ったわけでございます。

債の引き受けを行つておるといふような実態を踏まえまして、あるいはまた国債管理政策上、いま御指摘のございました一般投資家に広く国債が取得しやすいようなシステムをつくるということは、これまで国債管理政策上も非常に重要であります。そういう点を考えまして、公共債に関する証券業務を明文化したわけでござりますが、一方現実に銀行が証券業務を行ひ得る

○佐藤(鶴)貢 次に、証取法六十五条の二で、政令で定むる金融機関という表現になつて、その政令というのはきわめて幅広い金融機関を指定しております。農協から労働金庫まで指定しているわけですね。それまで公共債やつていいですよといふことになつていいわけあります。ところが、受けざらの方の業法自体は整備がされている

お客さんには、預金を貯めることで、将来の生活費として役立つことを教えることがあります。しかし、預金はただ貯金するだけではなく、他の金融商品との組合せによって、より多くの利益を得ることができます。たとえば、預金と併用する定期預金や、預金と組み合わせて運用する投資信託などがあります。また、預金と組み合わせて、預金の利息を高める方法もあります。預金は、預金の利息を高める方法もあります。預金は、預金の利息を高める方法もあります。

〔委員長退席、大原（）委員長代理着席〕

一方、それに対しても法律上いろいろな疑義があるという御意見もあった。特にこの問題は国債の大量発行が現実のものとなりました昭和五十年ごろから非常にいろいろな議論が行われるに至りました。そういう意味合いで今回銀行法を全文改正という機会に、これは制度論としては最大の問題でございまして、とてもこの重要な制度論を制度改正のときに避けて通るわけにはいかないというような考え方から、従来のそれぞれの解釈をも踏まえまして、政策的に一体どういう制度をつくるかということをいろいろ関係者間で協議したわけでございます。御承知のように、今度の改正法案というのは、銀行が公共債に関しては証券業務ができるということを銀行法上明文化するという

そういうようなことがありますと、これはやはり一般投資家保護というような問題が——一般投資家の保護といふものを法益的に統一規定しておるもののは証券取引法であるといったようなことから、証券取引法の認可及び必要な行為規制というものは銀行が証券業務を行う場合にもこれを適用するところが必要であるというような考え方から今回の規定をつくったというべきでございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、いまの局長の答弁を聞いておりますと、これによつていわゆる十五条問題という問題についてはこの公共債に関するということでもうすでに決着がついた、すなはち将来にわたつて民間債なりあるいは株式まで発展をするということは、これはない、こういうふうに理解をしておいてよろしいですか。

わけではありませんので、必ずしもそこまでやつていいということではないと思うのであります。ただ、証取法六十五条の二ではそれだけ幅広く許し、しかも、先ほど読み上げましたように、金融制度調査会の答申においては、銀行が国債の窓販網をやる一つの理由として店舗網が多いのだ、それをひとつ活用しなさい、顧客に対して多様なサービスを提供する方がいいのだという答申になつてゐるわけであります。

それでは、そういう観点からいくなれば、国民との接点で一番店舗網を持つていてるといえば、これは郵便局が一番持っているわけですね。それで、その郵便局でもひとつ国債の窓販をやつたらいいではないか、というのは当然起こってくると思うのです。郵政省、この点については、郵貯

金よりも国債を買っておいた方がいいですよ、一
体そんなこと言うんだらうか。逆にその国債が悪
いときは、いや、国債なんかやめにして、うち
の、二年なりあるいは五年なり、定期なり、ワリ
コ一なりワリチョーなり、これの方がいいですよ
と、いずれの場合とりましても、銀行のビービ
アとして一体そういうことがあるのだろうか。ど
うもその辺が、きわめてプリミティブの質問なん
であります、銀行ってそんなこと窓口でやるの
でしょうかね、私はどうも初步的なことがよくわ
からないのですが、その点いかがでござります
か。

ことにまず踏み切ったわけでございます。
それで、これは申し上げるまでもなく、わが国
の証券取引法のいわば母法でございますアメリカ
の法律におきましても、証券業務は一般的に銀行
に禁止はしておりますけれども、公債というも
のはその例外であるといふ規定をしておる。公債

○吉本(宏)政府委員 ただいま銀行局長からも説明がございましたが、今回の銀行法の改正に関する御質問の一部改正をあわせて行おうということでござります。六十五条は、御承知のように、銀行等の証券業務を原則として禁止すると同時に、第二項に

特会の中まで直接に国債を買いたいという話がありますけれども、郵便局の窓口で直接的に国債を売ること、ということは、郵政省はどう考へているのですか。

国債の購入というようなことでサービスの多様化が図られることによって、顧客が多様的なニーズを銀行から受けられるということによつて、俗にいいますとお客様があふえるというようなメリットもあることは事実であろうかと思ひます。いずれにいたしましても、今度の国債の窓販あるいは

卷之三

大蔵委員会議録第二十七号 昭和五十六年五月六日

ディーリングというものは、銀行の本業といふのは、やはりむしろ付随業務あるいはその他の業務といふような性格のものでござりますので、銀行が積極的に申請をしてまいりました場合に、証取法上の認可といふような問題になりますので、希望しながら金融機関というのもあるはあらうかと思ひます。しかし総合的に考えますと、やはり金融機関の窓口でできるだけ多様的なサービスを国民に与えるということは、大きな意味で金融機関にとっても十分メリットのあることだと考えておりま

くて、現実に窓口で顧客に本当に自信を持つて銀行員が勧められるかどうかということは非常に私は疑問があるのですね。これはやはり非常に預金との競合になってしまいますから、どうも私は、窓販で、そこで売るということに日安があるのじやなくて、やりたいという銀行は、その後の、顧客が何らかの事情でそれを戻してくる、それをどこかに、企業につなぐ。もつとも、それは額によりますけれども、つなぐ、あるいは全く顧客に売るのじやなくて、その背後のいわゆるディーリング、そちらの方に実は重点はあるのじやないだろうか、こう私は思っているわけなんですよ。そういうことになりますと、ディーリングをそんなに本格的にやつたときに損の出る可能性もあるわけですね。私は先ほど金の問題について申し上げましたけれども、やはり国民全体が持っているものというものは、恐らく銀行というものは元本は保証ですよというような基本的な考え方を持っていると思うのであります、片や公社債の売買、ディーリングで赤字を出して、その分預金金利が低くなれるということがあるのでしたら、これは預金者にとってはなくしてしまってはいるわけでありますが、やはりそういった本業まで経営がいびつになるといふことは、それならば将来そういうことを避けるために勘定を分けるとか、今度は銀行法上の許可といふようなことがあつては、銀行のサウンドバンギ

シングという基本的な姿勢から言ひならばその根幹に触れる問題だと私は思ひのですね。そこで、銀行法上の許可是要らないよとしてしまったというのは一体どういうことなのか。しかもその点についていま申しましたような新しい銀行法の十一条には確かに「同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、」と一応書いてあるわけあります。が、その辺のところはどういう観点で考え、許可をする場合にはするのですか。これから移る前の話としまして、基本的な問題としてお答えをいただきたいと思うのです。

○米里政府委員 単なる窓口の販売であれば、これは余り金融機関の経営に大きな影響を及ぼさないような健全経営の観点から見ての問題はほとんどなからうかと思います。はね返りその他からディーリングを行うということになりますと、おっしゃるように場合によつてはそういう問題があらうかと思いますが、そういった観点も踏まえまして、今度の改正銀行法案では第十一条関係につきまして、つまりディーリングを中心とした売買その他でござりますけれども、附則で、当分の間大蔵大臣の認可を要するんだということを銀行法案の中でもうたつてあるわけです。これはそういった新たな業務を始めます場合に、健全経営の面、その他が銀行の業務の一部として定着するまでの間、大蔵大臣の認可にかかるわらしめるという考え方でございまして、証取法の問題、これは主として投資家保護の観点からの認可だと思ひますが、それとは離れて預金者保護と申しますが、健全経営と申しますか、そういったような意味での附則での手当てを講じたのはまさにそういう考え方でございます。

○佐藤(鶴)委員 そこでこの十一条なのでございますけれども、この十一条の説明として不特定多数に対する募集はいけませんよ、いわば十一条で証取法上の認可が要らない範囲というのが、銀行が所有している国債を取引の顧客に、企業に当てるはめるというか、融通したり、つまりいまやつてはいる範囲のことですよという説明がされていく

が、一体その不特定多数に募集をするという概念はどこまでをいうのか。その不特定多数とは銀行が融資をしている先あるいは預金者あるいは手形割引をしておる企業、こういったものまで不特定多数じゃなくて、いやそれは銀行が固有名詞を知っているのですから特定者ですよということになってしまいますと、これはきわめて範囲が広くなりまして、三原則と言われるものも事実上崩れてくるのではないか。一体不特定多数への募集、逆に特定少數の範囲というのはどういうことを証券局と銀行局とは考えてここに十一条が成り立つているのですか。

○吉本(宏)政府委員 証券取引法によりますと「募集又は売出取扱」につきまして定義上不特定かつ多數の者がこの要件になつております。不特定かつ多數の者を相手方として行える者といふことになっております。たとえばある銀行がたまたま親密な関係にある機関投資家に新発債をはじめ込むとか、あるいは投資の目的で保有しております国債を資金繰りのためにこの親密な取引先の会社に売却する、こういったいわば単発的あるいは偶發的なものにつきましては、これは営業と言ふには当たらないのではないか、したがいまして、特にこの認可を要しない、このように考えているわけであります。

ただ、先生御指摘のように、それじゃ特定少數というのははどういうものかということでございまますが、これは画一的な定義は困難でございます。と申しますのは、証取法の觀点から、法の目的とする投資者保護に問題を生じないかどうか、社会通念から見て通常営業と見られる程度に達しているかどうか、こういった判断を個別、具体に即して、具体的なケースに即して判断をする必要があるのではないか。そういうないと証券取引法に基づく免許制の趣旨が貫徹できない、このように考えておりますので、不特定多數と特定少數といふようなものをあらかじめ具体的に範囲を画するといふようなことは困難であるということですございま

○佐藤(觀)委員 もう一回重ねてお伺いしますが、それでは預金者の個々人に対しては、預金者でも、あるいは融資先でも、あるいは手形割引をしているところでも、その個々に対しても、いま証券局長から御説明があつたように偶発的、単発的に、いわば反復継続してない——これは公選法上の言葉ですが、反復継続してない場合には、預金者なり融資先なり手形割引している者も、これは必ずしも不特定者ということにはならないけれども、しかし、たとえば募集をしますよということとで預金者なりあるいは融資をしている企業なりに對してどうですかとさあつとやる、募集をするということは、これは証取法上免許が必要、許可が必要りますよ、こう理解してよろしいですか。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉本(宏)政府委員 預金者と申しますのは、そもそも不特定多数の者から集めたものが預金だというふうに観念されるのではないかと思います。したがいまして、預金者であるからといってそれが特定の者に当たるというふうには私ども考えておりません。したがいまして、仮に預金者に対して募集行為を行う場合にも当然証取法上の認可が必要る、かのように考えております。

○佐藤(觀)委員 次に、私はこの問題についての冒頭に、銀行が国債の窓販及びディーリングをやらなければいかぬ國民経済的な理由をお伺いしたのであります、どうも過去の経緯や現状の国債大量発行下というとのようでございます。その時期を決めるためなのか、よくわかりませんが、その認可の条件を決めるためか、三人委員会といふのが懇談会というのでしようか、何かこんなようなものをつくって銀行が具体的に窓販及びディーリングをやることについての何か答申を得るやに報道しているのであります、三人委員会といふのでしようか懇談会といふのでしようか、これには大臣の諸間機関なのか私の諮問機関なのか、一體何をどういうふうに答申をしてもらうよう考えていらっしゃるのか。

私はいま考えてみますと、挙げてこの問題は行政上の問題で、証券界に与えるダメージも大きいわけでございますので、その責任というものは監督官庁である証券局長が事実上責任をとる行政上の問題だと私は思うのですね。その行政的な問題を第三者に委任をする決定をしてもらうということことは、これはいわば行政権の放棄でもあるし、一體行政当局として、そこで決定されたことに対する後から出てくる問題について責任を持つてゐるかということについてきわめて疑問があるのであります。ですが、この三人委員会というのか懇談会というのか、この性格、位置づけ、そしてそこで出されてくるものについての取り扱い、これについて御答弁をいただき、後で私は、少なくとも以下の条件がそろわなければこれは許可すべきものではないということをお伺いしたいと思いますので、まずこの性格について若干お伺いしておきたいと思います。

○吉本(宏)政府委員 この三人委員会でございましが、今回の銀行法の改正並びに証取法の改正法を成立していただきました後におきまして、今後の制度の運用に関し三人程度の中立的な立場にある有識者による懇談会を設けることを考へてゐるわけでございます。

これは性格と申しますと、言うなれば大蔵大臣の私的諮問機関というふうに考へていただいているのではないか、このよう考へております。

最初に、ただいま御議論がございました、国民にとって一番身近な問題でござります國債の窓販につきまして御検討をお願いしたい、このように考へております。

なお、この懇談会はあくまでも判断の公正を確保するという観点から御意見を拝聴するものでございまして、当然のことながら、最終的に認可の実施をいたしますのは大蔵大臣でございます。

○佐藤(觀)委員 そうしますと、それにはいつ認可をするかの時期とかそれからそのときの条件、こういったものも含むわけですね。

○吉本(宏)政府委員 窓販の認可の時期が中心で

ございますが、その際あわせて検討いたすべきであります。
第一に、国債管理政策の要請から見て窓販を実施することが必要であるかどうか、国債の安定的消化を促進する観点からこの窓販の実施をいつやつたらしいのか、こういう国債管理政策上の問題。
それから第二に、銀行の新規参入ということになるわけでございますが、これが公社債市場にどういう影響を及ぼすか。たとえば窓販で国債を販売するだけでございませんで、はね返り玉を市場価格で取りとか、あるいはこのね返り玉を市場価格で買うか理論価格で買入れるか、こういった問題もございます。
また、四十年に国債が発行されまして以降証券会社だけが窓口販売を行つてきたわけでありまして、今後銀行が新規参入する場合に、証券会社の営業あるいは収益に対してどういう影響を及ぼすか、こういったことも検討の対象でございます。
また、これも先ほど御議論がございましたけれども、銀行がこういった相場商品、預金と若干性格の違った相場商品を窓口で売るということを金融制度上どういうふうに考えたらいいのか、あるいは金融機関の範囲、こういった問題につきまして十分御議論をいただきまして、認可の時期についてめどをつけたい、かように考えております。
○佐藤(鏡)委員 いま言われた三點というのは、いわば一面では、今度銀行法のこの問題、証取法の改正という形で出された問題のそれなりの銀行局と証券局、大蔵省全体で結論を出され、そして当然これは、その結果として出された法案の中身にも触れる問題なんですね。いま局長のをお伺いしていますと、国債の管理政策上窓販が必要かどうかとか、とにかく法律上は必要だと思ってことに出されてきたと思うのですね。それから、二番目に言われた相場商品を銀行で扱うことがどうかうがとか、とにかく法律上は必要だと思ってことに出されている問題で、それはいろいろな経緯や全体のこと

がつって細かいことは言いませんが、六十五条間題というのがあるて、それでとにかく、認可はいつするかは別としても、一定の範囲内でやりましょとういうことも出されて、ここに銀行法が出てきたんだと私は思うのですね。

どうもいまの局長の御答弁を聞いていますと、何かまたもとへ戻つて、金融制度調査会と証券取引審議会ともう一回議論をここで蒸し返すような話になつてゐるので、きわめて不可解なんですね。何かいろいろ背後の苦しい事情もあるやに、銀行を納得させるのに必要なあれもあつたようですから、そのことについて理論的にはお伺いしますが、大臣どうですか、これは非常に重要な問題なのですで中身についていまちょっと最後にお伺いしますけれども、この問題というのは大変重要な課題でありますから、当大蔵委員会でいま論議をしておるようなことを十分踏まえて参考になさるのは、原則的にはどなたの御意見を参考になさつてもいいのであります、それなりに今日までこの問題に携わってきた当大蔵委員会のいろいろな意見というのを、重要な判断の基準とされるというのが当然だと思いますが、そう考えておいてよろしくうござりますね。

○渡辺国務大臣 これはもう御承知のとおりに非常に問題があるところであつて、現行銀行法の第五条において、その解釈の問題なんですよ。要するに銀行は担保附社債信託法によつて云々といふことが書いてあって、それからまた保護預かりその他の銀行業に付随する業務を営むのはか他の業務を営むことはできない、だから銀行業に付随する業務という中で窓販、ディーリングのようなものが入っているんだという解釈をとつてきました。ところが現実にはそういうことは余りやつていまい。しかしそういう解釈をとつてきた。一方昭和二十年かに証券法ができて……(佐藤(観)委員)「それはわかつてゐるんだ」と呼ぶ)それでそういうことになつたのですから、その争いがあつて、そこで結局早い話がどっちの顔も立てたといふような話なんですね、実際は。(笑声)だから間

題は、もうわかつてゐるんじやそれ以上私は申し上げませんが、そこで必要に応じて今度は銀行法に明文で書きましょう、有権解釈、はつきり書きましょう、しかし今までもやつてないわけだから、じやあしたからすぐ全面改正というわけにはいきませんよ、だけれども法律に書いた以上はいまと違つて、いやそれは入つてないんだ、入つているんだとけんかしたって始まらない、今度は入つてあるんだから。だからそれは法律の趣旨に沿つていろいろな諸情勢を見て、そのときにその大蔵大臣が判断をします、判断するときのいろいろな前提として、両業界の方にどちらも精通しておつて、どつちの業界からもまた尊敬されるようなそういう人の意見も聞いて、参考にして聞きまして、どうということござりますから、それはその人たちが決めたから全部全面決定というわけではなくて、それなら大蔵省は要らないわけであつて、やはり大蔵委員会等でも国民の声を代表していろいろな御意見が出ると思います。そういう意見等も参考の中に入るのは当然だ、かよう考へておられます。

二つ目は、銀行が顧客に売った、しかし顧客がもう一回戻してきた、その返り玉の価格でござりますけれども、いま金融債の発行銀行の事例にも見られますけれども、自分の店で売った販売分については、保護預かりになつてゐるようなものについては、これは理論価格で買ひ取るという、いわば「二重価格」ができるのでござりますが、国債について、いま申しましたような証取法上の認可をとつてやる場合には、いわばそのときの時価で買ひ取るのであって、こういう二重価格は一切発行されていくといふものの、赤字国債をなるべく減らそうという状況、あるいは借換債が来ますけれども、これは六分の五が残るわけありますから、全体としてはだんだん減していくという状況でございますから、今日まで個人消化というのがだんだん進んで、中で、市中消化が進んで、いついる状況の中で、なおかつ今後証券会社だけでは市中消化が不十分だ。たとえば全体の発行量の一〇%以下に何カ月も何カ月も続いているというような、いわば市中消化が証券会社だけでは無理だという状況になつた場合。それから、私たちが想像するところの二番目に、この大蔵委員会でも長年銀行の歩積み両建てという問題をやつてしまつたわけであります、恐らく國債の窓販といふとを認可した時点においては、銀行は企業に対して、融資をするかわりに銀行の持つてゐる国債をひとつ抱えてもらひませんかという当に販売というのでしあうか、これは私は当然起つてくると思うのですが、大きな負担になつてしまります。したがつて、こういうことが起らぬといふ一つの歯どめと

申しますが保証と申しますか、こういったことがあら第三番目は、この国債の窓販をした場合に、証券と銀行とは状況がイコールファーティングじやなければいかぬと私は思うのであります。つまり、銀行は返り玉が来たときに、いやちょっと待ってください、それはおたく持っていてください、そのかわり、その要るお金の分だけ融資しましようという、いわば担保金融がなされ、証券の場合には、恐らく法律上これは担保金融というのはむずかしいと思います。そういったように、国債を使って有利な片や担保金融が行われる片やそれはできないといふことでは、これは著しくイコールファーティングを欠くということになると思いますので、そういうたった銀行側だけが国債を使って有利な販売、あるいは営業ができるというようなことがないという整備がなされること。

以上、私は最低この三つの条件が整わなければ銀行の国債窓販というのは許すべきではない、こういうふうに考えますが、いかがございましょうか。

それから、割り込み販売というようなことにならぬかという話でございますが、これにつきましては、不公正取引の禁止という規定を今回の証取法において銀行にも準用することにいたしております。いやしくもそいつた何らかの融資あるいは将来の値上がりの保証というようなことを基本にして販売する、それをネタにして販売するというようなことは、これは差し控えていただきなければならぬ、このように思っております。

それからライコールファーティング論、銀行はファイナンスができる、金融をつけて、それを一つの材料にしてディーリングをやるとかあるいはめ込み販売をやるというような話につきましては、これはディーリングをそもそも銀行に認めるかどうかという場合の一一番基本的な問題でござります。したがいまして、この辺は今後さらに研究をしなければいかぬと思つておりますが、仮に銀行にそういうたたディーリング等まで認めるという場合には、当然勘定の分離をお願いしなければいかぬ、このように考えております。(佐藤(觀)委員「市中消化の話」と呼ぶ)

失礼しました。その市中消化が将来証券会社だけではなかなかむずかしくなった場合という御指摘でございます。ちなみに、昭和五十五年度の例を見ますと、長期国債につきまして証券の取扱額は全体のシグのシェアの二八%でございます。中期国債につきましては、証券会社が非常にウエートが高くて八七・五%と、全体の市中発行額、市中の消化額の十兆二千五百九十億に対して証券会社が三兆九千五百億、三八・一%の取り扱いをやつております。今後国債の発行がどうなるか、私どもとしては国債がむしろ減額されるということを期待しているわけでございますが、そいつた中で、金融情勢等にもよりますが、証券会社はそれなりに消化について努力をしていく、かように考えております。もしそれが非常に困難であるというような場合には、これは当然銀行の窓販についても考慮に入れなければいかぬのじゃないか、このよう考へております。

○佐藤(鶴)委員 まだ若干詰め足りない点もありますけれども、時間が大変過ぎましたので終わらしていただきたいと思いますが、実はきょうの質問の中で邦銀の海外支店のディスクロージャーのことについてお伺いしようと思つたのですが、連休等もあって資料が手元に届いたのがきょうだったのですから、ちょっとこれを読んで、もちろん英語でございますが、日本のと比較する時間がなかつたものですから、資料をいただいたことを感謝をし、改めてその問題についてはお伺いしたいと思います。

○総務委員長 戸田菊雄君。

○戸田委員 まず最初に大蔵大臣に、今回の銀行法改正、これはむしろ改正というよりも新法制定だと説明されているわけですが、この改正の機縁は文字どおり一九七三年の石油ショック、これを契機にいたしまして当時の企業の買い占め、売り惜しみ、こういったものが大分横行いたしまして、それで企業、銀行等に対する大批判が国民から巻き起こつた。なかなか現行の銀行法は昭和二年制定でありますから、言ってみれば当時の銀行法を読んで、「朕惟フニ」時代なんですね。だから、そういうものについても当然見直しをするべきだということで、社会党等から強い意見も出されて今回の中止といふことに相なつたと記憶しておりますが、そのポイントは一体、簡単でよろしくうござりますから御説明願いたいと思います。

○渡辺国務大臣 これは先ほど佐藤議員の質問の第一問のところでお答えをいたしておりますから、その考え方については省略をいたします。

具体的に申しますと、目的規定というものを新設いたしました。それから、銀行の営み得る業務範囲といふものを明確にしました。それから、大口信用供与規制を法定化をしました。休日に開する規定の彈力化を図りました。一年決算制への移行を明文をもって書きました。業務及び財産の状況に関する説明書類の総覽、いわゆるディスクロ

ジヤーの規定を整えた。外国銀行に対する規定

の整備を図ったというようなところがポイントだ。その背景というのは先ほど説明したとおりであります。

○戸田委員 そこで問題になりますのはやはり金融制度調査会、これは蔵相の諮問機関であるわけであります、会長は佐々木直さんがやつておるわけですが、約四年間にわたりて鋭意内容を検討されました。私の見た範囲では、もっぱら理念上の問題について相当長時間、時間をかけて検討した。結論的には銀行経営の効率化、さらに公共性等々の問題について深く論議をされて一応の答申がなされておる、こういうこととあります。当時の徳田局長、ことに金融については新効率化、こういう言葉でいろいろな場所において所見といふものを申し上げておるわけでありますが、そういうものを踏襲するという考え方です。

○米里政府委員 現在の銀行行政あるいは今度の制度改正に当たりまして、私どもの基本的理念はおっしゃるとおり新金融効率化と申しましょうか、一方では効率化というものを追求しながら、一方では金融機関というものの社会性、公共性を重視していく、いわば精円のようなもので効率化と社会性、公共性が二つの中心点である、その調和を具体的に図っていくことが、制度論におきましてもあるいは行政面におきましても、私どもの理念でございます。

○戸田委員 そこで徳田局長は、答申に当たっては金融界をとりまく情勢認識において、いま金融界といふのは非常に切迫した情勢に追い込まれている。それは昭和五十三年九月二十八日であります。この一つは何かと言えば、「預貸金利の逆ザヤ」、資金需要の逼迫、不良貸付の増大、「銀行批判の激化、大衆化現象の進展、国際環境の悪化……など、金融界をとりまく情勢はますます厳しさを加えており、これまでのよろづや護送船団方

式で、つまり手厚い法律的保護と大蔵省の大局的

はまた情勢によりあるいは個別金融機関のそれぞ

の特色によりましてさまざまであらうかと思ひますし、御指摘のございました金融の再編成、も

うわせて金融界全体を守り育てていく」ような情勢ではない。「從つて、これから八〇年代に向か

ます。

○戸田委員 つての金融行政は、好むと好まざるとかかわらず、厳しい競争原理の導入による銀行の自由化、大衆化、国際化を基調とせざるを得ない状況にあり、大蔵省銀行局はこれを「新金融効率化行政」の名のもとに決然として貫徹していく所存である。「しかし、銀行には預金者の保護という絶対的な社会的責任が課せられており、いかなる金融不安の招来や醸成も許されないから、完全な自由競争原理の導入に踏みきる前に、弱小銀行の整理、統合、再編成等、はつきりいえ「銀行合併」をますます強力に推進し、コンピューターの導入やコストの削減、サービスの向上などを含む「金融の効率化」をはかる必要がある。」結局、これをすつと読んでまいりますと、前段にいろいろ書いたのと同じであります。ただ、そういったよろしく厳しい情勢があるけれども、今後の金融界の効率化というものは、都市銀行をリーダーにしたいわば合併にあるんだ、こういうことを言つてゐるんじゃないでしょうか。この点どう考えますか。

○米里政府委員 いまお読み上げになりましたよな金融界の環境がかつてに比べて非常に苦しくなつておるということは事実でございますし、この状態は今後ともにかなり長い間続くのではないかというふうに考えております。

○戸田委員 そういう中におきまして、預金を預かり、信

用秩序の中枢に位し、資金運用面で国民経済的な要請にこたえていくというような金融の役割りとして最も期待されることの一つが、できるだけ経営を効率化することによって預金者にはできるだけ高い預金金利を付することができるようになります。

○戸田委員 具体的な資料はいただいております

から、さういふことはございませんから

から、さ

うものに対してあらゆる保護政策をとってきて今日の寡占体制に育て上げたんじゃないんでしょうか。どう判断をいたしますか。

○米里政府委員 従来の金融行政が大都市銀行中心の金融行政であったというようなことではないと私はもは考へております。まず戦後の金融制度

論、二十年代後半から三十年代の初めにかけまして、その時期に、先ほどの御議論の出ましたような、いろいろな専門機関の制度ができたということとは、これはちょうどまさに戦後の復興の時期における資金需要が全体的にいろいろな面で非常に旺盛であった。そういった旺盛な資金需要に対して、大企業だけではなくて中小企業その他にも融資が均てんすることができるようという趣旨からいろいろな専門機関制度をつくって、各種の国民経済的な資金需要に対してきめ細かく配慮できるようなシステムをつくつてしまつたわけでございまますし、その後の高度経済成長あるいは安定成長への移行に際しましても、先ほど申し上げましたように、専門機関制度といふものの考え方は依然として続けてまいっている。それで、その専門機関制度につきましては、それぞれ普通銀行と制度の違いはございますけれども、ある意味ではそういうといった専門性が發揮できるような恩典あるいは特色というのも与えてまいっているわけでござります。一方、四十年代に入りましてから、特に経済の国際化というようなこととも絡みまして、いわゆる自由競争原理の導入という効率化の思想が出てまいつたわけですが、その自由競争原理の導入あるいは金利機能の活用、この二つは非常に接近した考え方であると思いますが、それの具体的な実施に当たりましても十分そういうふた全体の金融秩序というものを常に考えながら、国際化に即して、国内の金融制度あるいは金利機能の活用にいたしまして、一步一步、社会的コストが余り大きくならないようというような考え方をとりながら、国を進めてまいつたわけでございます。そういった意味合いで、一方では行政の過剰介入あるいは過

○戸田委員　局長のいろいろな説明があったのですが、現にアメリカ等においては、一九七〇年でありますから、カリフォルニア州のサンタバーバラにあるバンク・オブ・アメリカの支店が焼き討ちに遭いましたね。当時、一九七三年年のあの買収め、売り惜しみ等の事態に国民党は非常に憤慨しておったのですね。だから、アメリカ等でこういうことが逐次行われつてあることは、これはいつか日本にも上陸するんじゃないか。こんなことあつちやいかなのですよ。だから私は、いまの底辺層における金融機関に対する考え方というものを少し分析をしてもらいたいと思うのですね。

う。これはもう、ここ半年ぐらいで自殺者、夜逃げその他二百人近い者が出ておるのでですね。これは全部住宅ローンその他から来る支払い不能に陥った善良な敗残者ですよ。そういう者がいま底辺に非常に広がっている。私の理解でも、銀行の一般大衆の預金率は大体八一%を超えてる。しかし、実際貸し出し状況を見まするとわずか二〇%ちょっととですねだから困ったときに銀行へ足を運んでいきますと、さいに住所はどこ、財産はどうのくらいあって給料はどのくらい取って、全部証明書添付をしていつて、結果はどうもうちの銀行の基準に合いませんといんぎん無礼に断られると。こういうものに対して国民が喜んで預金をしましようとか、そういう状況になりませんね。だから、大衆化と言くなら、やはり今後もう少し老けて金融体制というものをとつていかなければ、いつかそういう事態が、爆発するときが来んじゃないだろうか。そういうことがあつちやいけませんが、非常に不満が多い。こういう状態を局長としてはどういうふうに踏まえておりますか。

いまいろいろと御答弁なされた中では、そういう

う点も非常に配慮してやつておるというような感じを言つておりますが、現実は全くそうじやない。各市中銀行ずっととらえてみても、いろいろ資料をもらつておりますから私も全部調査しました。しかし、結果的にはそういう状況です。借り手はわずか一〇%ぐらいしかいてない。本当に困つたときにそれにこたえてくれないのであります。だから、そういうものに対して今後行政上一体どういう対応措置で——全部満足いくといふようなことはとても不可能だと思いますよ。しかし、まあまあこの程度ならあきらめもつくというふうな程度までは行政サイドで指導監督を強めていく必要があるんじゃないだろうか、このように考へる。言つてみれば、いまの營利本位を、もう少し大衆化路線をたどつて納得のいくような、こういうものに変えていく必要があるんじゃないかと思うのですが、その辺の見解はどうですか。

かやつてまいられないというような、営利企業の立場としてももういった面もあるらうかと思います。そういったような意味合いで、普通銀行全体がかなり個人部門、中小企業部門に力を入れますとともに、今度の改正法案でもお願いしておりますような中小企業金融専門機関が、それぞれの地域性を持ちながら地元に密着したいわばホールドクター的な役割りとして、きめ細かく地元の中小企業あるいは住民の方々に対して資金を供給し、サービスを拡大していくというような方向が次第に確立されてきておるというような状況であると思ひます。

○戸田委員 局長、ぜひ納得のいくよう前向きでひとつ検討していただきたいと思うのです。

大蔵省の銀行局というのは非常に力を持つているんですね。たとえば大蔵省OBの皆さんは五百何名おりますが、そういう中で肩書きを持つてないのは六十名しかいない。あとは全部、長あるいはその他の重要職についている。銀行関係においても、たとえば東京銀行、横浜銀行、北海道拓殖銀行、三和銀行、これは副頭取であります。常陽銀行、それから武藏野銀行、岩手銀行、十八銀行、京都銀行、八十二銀行、泉州銀行、四国銀行、第一相銀、蛎木相銀、豊和相銀、西日本相銀、大東相銀、東陽相銀、山陽相銀、国民相銀、第三相銀、九州相銀、このくらい頭で行っているんですよ。そのほかに主要なボストはほとんど行っている。

だから、こういう状況を考えれば、本当にやる気なら、たとえ預金総額の六割、そこまでいかないまでも半々ぐらいは中小体制に回そうということになれば、これはできないことないのであります。だから、ぜひともそういう点は、局長大変でありますよ。そのほかに主要なボストはほとんど行っている。

たいと思うのです。そのことを強く要望しておきたいと思うのであります。

し、かつて、高度成長時代はかなり経営の安定している地方銀行が多かったわけござります。いわゆる健全経営指標、自己資本比率その他から見ますと、むしろ高度成長時代は、地方銀行が各種金融機関の中で一番優等生的であったというよう

てやられておる。しかしこれも、現在十一行の中の記憶が膨大なものになつてゐますね。ぼくの記憶が開拓されなければ、九十六兆円ぐらいいっているのじゃないでしょうか。それぐらいの貸付残高についていると思うのですが、この見直しは必要ござい

「総合資金」というのがあります。これは自立經營を目指して経営規模の拡大や経営の改善合理化を図らうとする農家の皆様のために設けられた長期低利の資金制度で、確かに年数は二十五年、利率は5%以下、場合によつては4・5%あり、こ

いま、私の認識としては、地方銀行は一県一銀行主義、地域経済振興にいわゆる独占形勢を持つておるわけであります。そういう中においても、いま各産業の広域化その他がありまして、大分下は相銀と信金に押し上げられ、上は都市銀に押し付ぶされといふか、押し下げられる、こういう状況でいわばサンドイッチ的な状況にあるんじやないか。先ほど相銀問題についていろいろ御意見があつたが、私も全くそのとおりなんであります。が、そういうことになりますると、勢いこれはどつかで激しい競争をやっていかなければいけないということになれば、いま言つたように個人預金なりあるいは中小企業、中堅企業、こういったものに対して激しい競争体制に入つていかなければいけない、こうしたことになつてくると思うのです。

な時代が続いたわけですが、ここ十年ぐらいの経済、金融環境の激動に伴いまして、全般的にはかなりいろいろな収益会社について、従来に比べてむずかしい問題が出てきていると思いますけれども、しかしそれぞれの県なり地方に参りますと、地方銀行というのは、これは金融の中心でもあるとともに、産業全体あるいはインフォメーション全体の中核的な役割りとして、地方経済の発展非常に大きな功績を果たしてまいっておるという状態であろうかと思います。そういうふたつの状態の中で、いまおつしやいました都市銀行あるいは相互銀行、信用金庫、信用組合中のサンドイッチというような状態で、経営の効率化を図つていかなければならぬということで、それぞれの経営者には並み並みならぬ御苦労が課せられておるわけでござりますけれども、やはりこれはなかなかいいわけですが、ここ十年ぐらいの経

○米里政府委員　政府関係金融機関でござりますが、現在政府関係金融機関の主たる役割は補完でございますが、かつての量的補完よりはむしろ質的補完だというような時代になつてきているかと思います。質的補完と申しますのは、それぞれの政府関係金融機関が与えられております政策策日程の目的というものを、いかに国民経済的にプラスに影響するよう遂行させていくかというような問題であるらうかと思いますし、またそいつた意味で、それをの目的に即して十分社会的な貢献をしておられるというように考えております。もちろん、こういったそれぞれの機関のあり方あるいはまたその政策目的も時代によつて推移していくかというよなことで、個々に時代に即応するようになっていかなければならぬ。たとえば日本開発銀行でござ

れ是非常に有利だと思うのです。しかし開港銀行の造船融資等は四、二%ですから、まだこれでも高い。だからこの辺はもう少し検討されて、できれば、いまの選択的拡大、いろいろございまして、そういうものに見合つて、ことに畜産関係の状況はいま米と同じ減反政策をとられている、だからこういうものについて採算のとれるような長期低利、このつくられている趣旨は私も賛成ですが、貸付対象の拡大をもう少し図れないものかどうか。資料は全部もらつておりますから中身はわかります。その辺についての見解をお聞かせ願いたいと思うのです。

そこで、いま地方銀行で一番心配しているのはいわゆるCDですね。この問題について、大体一県一行主義ですから、地方自治体、それから各官庁、公金は全部はとんど地方銀行で取り扱つてしるわけです。これが最近崩れつてあるわけです。だから、そういう問題についてどういう行政指導でこれからこの競争にたえ得るようなそういう力をつけていく体制というものを考へるのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

O米里政府委員 現在、各種金融機関とも、それぞれの立場で、いろいろ厳しい環境の中で悩みを抱いているわけですが、地方銀行につきましても、一般論といたしまして、経営上いろいろな苦しい環境というものは出てきているようになります。申し上げるまでもなく地方銀行というのは、あくまでも地元経済の中心として地元産業を育成し、地元の国民生活に十分サービスを提供していくということを本旨にした金融機関でございます。

なか起死回生の妙手とそういうのはございませんで、じみちに一つ一つの金融機関が經營の効率化を図りながら、かつ地元の産業活動と地方銀行の盛衰というのはまさに一体化をなしておるわけでありますから、地元の産業あるいは国民生活全体がで起きるだけレベルアップするような総合的な指導あるいはサービスというものを拡充していくといふようなことで、各地でじみちな努力をやつておられるということであろうかと思います。私どもも、そういった地域産業の中心となつておる地方銀行に対しまして、必要な限りで、できるだけの行政面あるいは政策面でのお手伝いをしていきたくと考えております。

○戸田委員 時間がありませんから、それに関連してもう一点質問をしておきたいのは、政府不金融機関、いわゆる開発銀行、輸出入銀行、この二行に加えて十行ありますね。こういう役割りは、以前ですと主として政策的手段というものを通じ

経営の改善を図つておこなう、こういう趣旨の制限でござります。金利については、御指摘のとおり五五%、また据え置き期間は四・五%という資金でございますが、農林漁業金融公庫の中には実はこれ以外に、たとえば土地の関係でありますと土地取得資金とか土地改良資金、その他それの施設の導入あるいは新設等の目的に沿つた資金制度も数多くあるわけでござります。その中で総合特設資金は各種の制度を組み合わせることによつて、しかも長期に将来の経営改善を図つていくべくうな、そういう趣旨で設定された資金でございまます。そこで、貸し付けの対象が少し狭いのではないかという御指摘は、自立経営農家という趣旨を密に解釈いたしますと非常に特定の農家しか借りられないのではないかというふうなことだと存じます。私ども、実はそういう点で途中におきまして、してこれの運用の改善もいたしておりまして、す。

し、かつて、高度成長時代はかなり経営の安定している地方銀行が多かったわけでございます。いわゆる健全経営指標、自己資本比率その他から見ますと、むしろ高度成長時代は、地方銀行が各種金融機関の中で一番優等生的であったというような時代が続いたわけですが、ここ十年ぐらいの経済、金融環境の激動に伴いまして、全般的にはかなりいろいろな収益基盤について、従来に比べてむずかしい問題が出てきていると思いますけれども、しかしそれぞれの県なり地方に参りますと、地方銀行というものは、これは金融の中心でもあるとともに、産業全体あるいはインフォメーション全体の中核的な役割りとして、地方経済の発展に非常に大きな功績を果たしてまいっておるという状態であろうかと思います。そういうふうな状態の中で、いまおっしゃいました都市銀行あるいは相互銀行、信用金庫、信用組合の中のサン・ディチというような状態で、経営の効率化を図つていかなければならないということで、それぞれの経営者には並み並みならぬ御苦勞が課せられておるわけでござりますけれども、やはりこれはなかなか起死回生の妙手というものはございませんで、じみちに一つ一つの金融機関が経営の効率化を図りながら、かつ地元の産業活動と地方銀行の盛衰というのとはまさに一体化をなしておるわけですから、地元の産業あるいは国民生活全体がでかけるだけレベルアップするような総合的な指導あるいはサービスというものを拡充していくといふようなことで、各地でじみちな努力をやっておられるということであらうかと思います。私どもも、そういった地域産業の中心となっている地方銀行に対しまして、必要な限りで、できるだけの行政面あるいは政策面でのお手伝いをしていきたいと考えておるわけでございます。

でやられておる。しかしこれも、現在十一行の中
で膨大なものになつてゐますね。ぼくの記憶が間
違ひなければ、九十六兆円ぐらいいっているのじ
やないでしょうか。それぐらいの貸付残高にいつ
ていると思うのですが、この見直しは必要ござい
ませんですか。いかがでしょう。

○米里政府委員 政府関係金融機関でございます
が、現在政府関係金融機関の主たる役割は補完
でございますが、かつての量的補完よりはむしろ
質的補完だというような時代になつてきているか
と思います。質的補完と申しますのは、それぞれ
の政府関係金融機関が与えられております政策目
的というものを、いかに国民経済的にプラスにな
るように遂行させていくかというような問題でござ
ります。質的補完と申しますのは、それぞれ
うかと思いますし、またそういた意味で、そ
れぞれの目的に即して十分社会的な貢献をしてお
るというように考えております。もちろん、こち
らいったそれぞれの機関のあり方あるいはまたその
政策目的も時代によつて推移していくといふよ
うなことで、個々に時代に即応するようになってい
かなければならぬ。たとえば日本開発銀行でござ
りますと、かつての戦後の四重点産業と言わわれ
ました重点産業向けの融資に比べまして、最近な
は資源エネルギーというものが次第に中心になつて
てまいつておるといううように、時代に即して政策目
的も変わつてまいりますので、絶えず時代の要
請をとらえながら、かつ民間の補完という形で政
策目的が遂行できるよう、私どもとしても十分に
注意して進めていかなければならぬというよ
うに考えております。

○戸田委員 そこで、具体的な問題について一占
だけお伺いをしたいのです。農林省來ていると田
うのですが、農林漁業金融公庫の「総合資金の」
案内」というのがありますね。私、余りよく勉強す
しておりませんが、デンマーク等は非常に長期化
してお伺いをしたいのです。農林省來ていると田

「総合資金」というのがあります。これは自立經營を目指して經營規模の拡大や經營の改善合理化を図らうとする農家の皆様のために設けられた長期低利の資金制度で、確かに年数は二十五年、利率は五%以下、場合によっては四・五%あり、これは非常に低利だと思ひます。しかし開拓銀行の造船融資等は四・二%ですから、まだこれでも高い。だからこの辺はもう少し検討されて、できれば、いまの選択的拡大、いろいろございまして、そういうものに見合つて、ことに畜産関係の状況はいま米と同じ減反政策をとられている、だからこういうものについて採算のとれるような長期低利、このつくられている趣旨は私も賛成ですが、貸付対象の拡大をもう少し圖れないものかどうか。資料は全部もらっておりますから中身はわかります。その辺についての見解をお聞かせ願いたいと思うのです。

ぐに自立経営農家になれなくとも中間的な目標期間を定めて規模の拡大を図つていこうという農家につきましては、さらに目標年次もずっと先にして、そういうた農家にも貸し付けが現実にできるで、こんな彈力的な運用も図っているところでございます。

なお、対象事業としましては、これはもう土地から施設から、さらに果樹から畜産から、各種の資金がこれによって貸せられるようになっておりますが、それ以外にも、いま申し上げたようなそれがの目的に沿いましたメニュー、及びこの五十六年度からは集落の単位で改善をしていこうと、いろいろなものに対します系統資金なり農林漁業金融公庫資金をこれまでセットで貸し付けをしていくと、うるうる新しい資金制度も満足させることにいたしておりますので、これらの資金を有効にひとつ活用することによりまして、十分に目的に沿うように運用をしてまいりたいと存じます。

○戸田委員 ゼひ前向きで、ひとつ枠の拡大について検討していただきたいと思います。要望しておきます。

それじゃ具体的な内容に入りたいと思いますが、改正七項目の三項までは同僚佐藤議員が触れておりますから、四項から私はひとつ質問してまいりたいと思います。

ディスクロージャーなんありますが、今回の改正について、当初大蔵省原案は、この経営内容公開について、利益の処分または損失の処理、こういう書類をも実は整備させようという考え方であつたと理解をするわけであります。もう一つは、この経営内容の開示は、もともと義務制にするといふのが趣旨ではなかつたか。それから、業務内容の説明原案でも、これらは全部大蔵省令で決めようじゃないかということにならなかつたか。それから、経営の健全化、改善計画、これを求める場合には監督命令条項といふものをひとつ挿入をしやつていいこうではないかということであったと思つてあります。それからもう一つは、行政指

導のポイントですね。ことに営業支店というものについては大臣の認可、許可、こういうものでひとつ処理をしよう等々の五項目程度について、当資金がこれによって貸せられるようになっておりますが、それ以外にも、いま申し上げたようなそれがの目的に沿いましたメニュー、及びこの五十六年度からは集落の単位で改善をしていこうと、いろいろなものに対します系統資金なり農林漁業金融公庫資金をこれまでセットで貸し付けをしていくと、うるうる新しい資金制度も満足させるために、かようになります。

○戸田委員 ゼひ前向きで、ひとつ枠の拡大について検討していただきたいと思います。要望しておきます。

それじゃ具体的な内容に入りたいと思いますが、改正七項目の三項までは同僚佐藤議員が触れておりますから、四項から私はひとつ質問してま

いりたいと思います。

改訂について、当初大蔵省原案は、この経営内容公開について、利益の処分または損失の処理、こういう書類をも実は整備させようという考え方であつたと理解をするわけであります。もう一つは、この経営内容の開示は、もともと義務制にするといふのが趣旨ではなかつたか。それから、業務内容の説明原案でも、これらは全部大蔵省令で決めようじゃないかということにならなかつたか。それから、経営の健全化、改善計画、これを求める場

示規定、こうしたことにならなかった、営業支店の大蔵省原案としてはびしつとしておったと思うのですが、それが何かいろいろとやつてくる途上にどうもおかしくなって、第一の問題はすべて訓

い。これは大臣にひとつ。

○渡辺国務大臣 いま戸田委員がおっしゃったよ

うなことも考えておったことは間違いございません。私は、御承知のとおり財政演説で銀行法の改

正案を提出します。これについては関係者、関係団体との調整をした上で国会提出をいたしますと

いうお約束を国民にしたわけです。私が忙しいものですから、なかなか微に入り細にわたってとい

うわけにいかない。しかしま、その間においていろいろ議論が出たことは皆さん御承知のとおり

でございます。いろいろな議論が出た結果、現行法がよりいいだらうということなので、どつちに

転んでも大したこともないし、よりいいんなぞ

の方がいいことだし、タイムリミットもあるわけ

でございますから、そういうことで、それによつてえらいダメージだとか、全然骨抜きだとか、そ

ういうのだったら私は提案しないのです、実は

しかし、そこでございませんし、表現の方法その

他を変えるという話であつて、ですからそちらの

ところは見解の違いもございまして、私ども身内

の話でもござりますから、それで、全部それじ

うことが趣旨ではなかつたか。それから、業務内

容の説明原案でも、これらは全部大蔵省令で決めようじゃないかということにならなかつたか。それ

から、経営の健全化、改善計画、これを求める場

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

ディスクロージャーの問題については、これは

いろいろ議論があつて、しかし世界に例のないよ

うなこともやることでもござりますし、問題は根

性の問題ですから、銀行法の問題は、精神状態が

悪ければ、幾ら法律でやつたてだめなんだか

ら。だから問題は、この精神状態をよくしてもら

わなければならぬ。そのためには、そのかわり向

こうの自主性というものも尊重するよう書いて

くれといふので、自主性尊重非常に結構です。そ

のかわり自主的にやってくれ、そんならば。一遍

お目にかかるなければならぬわけでありますから。ですから余り強庄のことばかり書くのもい

かがなものかといふことを考えまして、そして自

然的にきちっとしたものをお出してくれといふこと

でございます。いろいろな議論が出た結果、現行

法がよりいいだらうということなので、どつちに

でござりますから、そういうことで、それによつて

転んでも大したこともないし、よりいいんなぞ

の方がいいことだし、タイムリミットもあるわけ

でございますから、そういうことで、それによつて

転んでも大したこともないし、よりいいんなぞ

の方がいいことだし、タイムリミットもあるわけ

でございますから、それで、全部それじ

うことが趣旨ではなかつたか。それから、業務内

容の説明原案でも、これらは全部大蔵省令で決めようじゃないかということにならなかつたか。それ

から、経営の健全化、改善計画、これを求める場

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

○戸田委員 それからもう一つは、大口融資規制

について、これは大体普通銀行が二〇%、それか

ら長期、信託が三〇%ですか、以下四〇%、こ

ういうことになつていて、お伺いしました、貸

出総額においては大体一千億、一千億、一千億、

こう大体横並びだ。こういうことがあります。平

均にして二〇%。しかし、これはたとえば商業手

形の割引融資とか預金や国債を担保とした融資と

かそれから東京電力等々は除外をしているわけで

すからね。そうしますと、これを積み重ねれば總

体二五%ということになるんじゃないだろうかと

思つてあります。それからもう一つは、行政指

示規定、こうしたことにならなかった、営業支店の大蔵省原案としては全部削除しちゃつて、以下全部削

除。これは一体どういう経緯でこういうことになつたのか、その経緯について説明していただきたい

い。これは大臣にひとつ。

○渡辺国務大臣 いま戸田委員がおっしゃったよ

うなことも考えておったことは間違いございません。私は、御承知のとおり財政演説で銀行法の改

正案を提出します。これについては関係者、関係団体との調整をした上で国会提出をいたしますと

いうお約束を国民にしたわけです。私が忙しいものですから、なかなか微に入り細にわたってとい

うわけにいかない。しかしま、その間においていろいろ議論が出たことは皆さん御承知のとおり

でございます。いろいろな議論が出た結果、現行

法がよりいいだらうということなので、どつちに

転んでも大したこともないし、よりいいんなぞ

の方がいいことだし、タイムリミットもあるわけ

でございますから、そういうことで、それによつて

転んでも大したこともないし、よりいいんなぞ

の方がいいことだし、タイムリミットもあるわけ

でございますから、それで、全部それじ

うことが趣旨ではなかつたか。それから、業務内

容の説明原案でも、これらは全部大蔵省令で決めようじゃないかということにならなかつたか。それ

から、経営の健全化、改善計画、これを求める場

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

○戸田委員 それからもう一つは、大口融資規制

について、これは大体普通銀行が二〇%、それか

ら長期、信託が三〇%ですか、以下四〇%、こ

ういうことになつていて、お伺いしました、貸

出総額においては大体一千億、一千億、一千億、

こう大体横並びだ。こういうことがあります。平

均にして二〇%。しかし、これはたとえば商業手

形の割引融資とか預金や国債を担保とした融資と

かそれから東京電力等々は除外をしているわけで

すからね。そうしますと、これを積み重ねれば總

体二五%ということになるんじゃないだろうかと

思つてあります。それからもう一つは、行政指

示規定の問題等につきましては、これはむし

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

○戸田委員 それからもう一つは、大口融資規制

について、これは大体普通銀行が二〇%、それか

ら長期、信託が三〇%ですか、以下四〇%、こ

ういうことになつていて、お伺いしました、貸

出総額においては大体一千億、一千億、一千億、

こう大体横並びだ。こういうことがあります。平

均にして二〇%。しかし、これはたとえば商業手

形の割引融資とか預金や国債を担保とした融資と

かそれから東京電力等々は除外をしているわけで

すからね。そうしますと、これを積み重ねれば總

体二五%ということになるんじゃないだろうかと

思つてあります。それからもう一つは、行政指

示規定の問題等につきましては、これはむし

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

○戸田委員 それからもう一つは、大口融資規制

について、これは大体普通銀行が二〇%、それか

ら長期、信託が三〇%ですか、以下四〇%、こ

ういうことになつていて、お伺いしました、貸

出総額においては大体一千億、一千億、一千億、

こう大体横並びだ。こういうことがあります。平

均にして二〇%。しかし、これはたとえば商業手

形の割引融資とか預金や国債を担保とした融資と

かそれから東京電力等々は除外をしているわけで

すからね。そうしますと、これを積み重ねれば總

体二五%ということになるんじゃないだろうかと

思つてあります。それからもう一つは、行政指

示規定の問題等につきましては、これはむし

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

大蔵大臣に権限がいっぱいあり過ぎてこれは困る

ものですから、だからむしろ近代的に列挙主義に

いたしてやつたわけですよ。ところが何を銀行側

は勘違いしたのか知りませんが、監督の項目が多

過ぎるという話になりました。それで、それなら

もとに戻した方がいいというんなら、別に私は支

障も何もないですから、私の方はむしろ制限

的に書いたわけですから、だから、戻してくれと

いうようなお話をつたので、わかりました。きわ

めでわかりがいい話でございます。

○戸田委員 それからもう一つは、大口融資規制

について、これは大体普通銀行が二〇%、それか

ら長期、信託が三〇%ですか、以下四〇%、こ

ういうことになつていて、お伺いしました、貸

出総額においては大体一千億、一千億、一千億、

こう大体横並びだ。こういうことがあります。平

均にして二〇%。しかし、これはたとえば商業手

形の割引融資とか預金や国債を担保とした融資と

かそれから東京電力等々は除外をしているわけで

すからね。そうしますと、これを積み重ねれば總

体二五%ということになるんじゃないだろうかと

思つてあります。それからもう一つは、行政指

示規定の問題等につきましては、これはむし

ろの方は親切に考えまして、古い監督規定では

ら、この点も私は大変評価をしているわけでありますが、そういう問題についても、ぜひひとつ今後大いに、一般銀行等々までいかないまでも、金庫としての役割りを平等な扱いとして前進をさせたいただきたい。ドイツとかイギリス等では、労働金庫といふものに対しては、その育成強化に大変力を入れておりますよ。だからそういう点、大臣ぜひひとつ検討していただきたい、このように考えます。でき得ればいろんなそういう問題について、一年に一回でもいいから、関係者との話し合いくらいしてもらつたらどうだろうかという希望を持つておられるのです。その辺を含めて、ひとつ大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

以上三点について、大きづばになつて申しわけありませんが、あともう一つ郵貯問題があるものですから、お願ひいたします。

○渡辺国務大臣 骨子を私が答弁いたしまして、不足の部分は銀行局長から答弁させます。

まず大口信用供与規制の問題でございますが、これは銀行法の目的の中に健全経営の維持確保というふうなことを書きまして、危険の分散というふうなことを書きまして、そこでちゃんとつづり打ち出しているわけがあります。それから、銀行信用が広く適正に分配されなければならぬというようなこともうたつておられますし、また大口信用供与規制の問題について、昭和四十九年以来の通達を法律に取り込んだわけです。これは、明治二十八年に削除されてしまふ、実は画期的な問題だというふうに私は評価をいたしております。

なお、規定の構成といふものは彈力的に考えていく必要がある。政令で規定したということは、情勢の推移によってどんどん経済は動くものですから、その経済にうまく機敏に対応できるというふうにしてまいりたい、こう思つております。

確かに商業手形の割引等いろいろ除外したもののはございますが、それらはいずれも預金者保護ということが目的でございますから、回収が確実で安全性が高いというものであるならば別に除外をしなくていいじやないか。いろんなしつかり

したがって、健全性の確保という点においては、大口信用供与規制の問題はそうおかしくないではない、非常に前より前進したというようではあるならばそれは除外してもいいじゃないか。米国やドイツの例なども参考に決めさせてもらつたわけあります。

私は思つております。また法律、制度で決めますから、いままでの通達と違ひまして、外國銀行にも当然にこれを適用するわけであつて、日本の銀行は行政指導をよく聞いてますが、外國の方まで、行政指導という言葉は通じているらしいのですが、果たしてどれだけの拘束力があるかということになると実はいろいろ問題がござります。したがつて、こういうものを法制化したということとは、日本の金融関係が国際化した中において非常に大きな意味を持つ、こう私は思つております。

二日制の問題については、今回は実施のための法制をきつと整備する。いままでは法律で決まつちゃつたものですからどうしようもない、今度は政令に落とすというようなことできちつと決めたわけでござりますから、これはやはりそういうふうに決めた以上は決めた方向で前向きに取つ組んでいかなければならぬ、そう思つております。一般的にそういうことをやられると、中小企業などは、取引が停止されるとか非常に経済活動が鈍るとか、現実にいろいろな問題を言ってきているわけですよ。景気対策とかなんとか非常に言つておる状況でもござりますので、そういうふうな反対を押し切つて強行するというような筋合いのものでもございませんし、郵便局等の問題もございまし、よく理解してもらって、世の中の体制が二日制に移行しておるわけですから、だからそれはある時期までに積極的にPRをして一般国民の、特に中小企業ですが、これらの人理解を得るということが先決だ、さように考えております。したがつて、特に銀行協会それから中小企業団体とかあるいは諸官庁などの方面で検討をひとつして

もううとうと、いうことで私ども音頭取りをしたい、かのように考えております。

労金の問題については、これは栃木県などにも労働金庫はあるのですけれども、なかなかうまく大きくなつていかないのが現実なんです、現実問題として。労働者がみんな貯金をしてくればいいとでかかるだらうけれどもね、問題は、それらにも問題が一つあるじゃないか。いろいろ問題がありまます。したがってこれなども、監督の問題等もやはりびちっとするところはしなければいかぬ。監督しないで——例を挙げちゃなんだけれども、ときどき問題が起きているのですよ。問題が起きるということになると、新聞さたにでもなると、労働組合だからと言ってみんな強制的に月給から天引き貯金というわけにもいられないといしますから、労働金庫は労働組合がつくっているのだから、やはり労働組合にもつと預金をしてもらうようにすることが最も先決問題じゃないか。〔それにはもっと給与を出してもらわなければ……と呼ぶ者あり〕といふようにそれは貯金をすれば給与も出せよということになるわけですから、問題は、どつちが鶏か卵かみたいな話で、私は健全な育成強化については賛成でございます。

○戸田委員 いまの大臣の答弁の方向でぜひひとつ御努力を願いたい。

最後に、郵貯問題について若干質問いたしたいと思うのですが、郵政省から来ておられると思いませんが、一つは、この郵貯の性格について説明をしていただきたい。それから経費がどういう状況になつてゐるか、人件費についてどうなつてゐるか、それから財投への寄与率はどういう状況になつてゐるか等々の問題についてまず説明をしていただきたい、と思う。

○鴨政府委員 郵便貯金でござりますけれども、個人性、小口性、長期貯蓄性及び利用の普遍性といった特性を有しておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、個人性という点では、郵便貯金の残高のうち個人が占める割合が九・二%である、都市銀行の場合これが三八%と

それから、郵便貯金の小口性でございますが、一 口座または一 証書当たりの金額が、要求払い、定期性いすれにおきましても民間金融機関の個人預金に比べて少額となつております。定期性では郵便貯金が十八万五千円でございます。都市銀行の場合、数字で申し上げますと四十三万二千円というふうなことでございます。

それから、先ほど申しました長期貯蓄性という点では、郵便貯金の滞留期間が要求払いに当たります通常貯金で六・一ヶ月、定期性では三九・八ヶ月ということになつております。

それから、利用の普遍性という点で申し上げますと、都巿部、郡部を問わずに平均的な利用がなされているという点、それから世帯主の職業別に見まして、銀行の場合には管理職、自由業あるいは事務系の勤めの方の利用率が比較的高いといふふうに承知をいたしておりますけれども、郵便貯金の場合には、職業の別を問わずにいわば平均的な利用をされておるという状態にございます。それから所得別あるいは年齢別に見ましても、ただいま申し上げましたような状況にあると言えると思います。

それから、経費の問題でございますが、郵便貯金につきましては、御承知のようにいわゆる貸付業務を行つていませんために民間金融機関との直接比較ということは大変むずかしい面がございます。経費率につきましては、御承知のように、郵便貯金が郵便あるいは簡易保険と一体的に經營されている、それから局舎が比較的質素である、あるいは経営努力によってコストの低下をさせているというようなことでございまして、率で申し上げますと、五十四年度の数字でございますが、郵便貯金の経費率は〇・九五%ということになつております。この〇・九五%の内訳では、郵便貯金の入件費率は〇・六九%、物件費率は〇・二六%ということでございます。

それから、財投に対する寄与でございますが、私どもの郵便貯金のお金は資金運用部を通じて財

投資金になつてまいります。資金運用部の残高の六割を占めているというふうな状態にございます。

○戸田委員 それで、これは説明の段階でもちょっとお伺いしたのですが、貸し付けはやっておりませんから結局預金コストといふことになって人件費、物件費、いまのよう〇・九五というコストというものが一般市中銀行の場合出ないのかどうか。貸し付け、預金、この両コストを合わせたもののコストが出ないのかどうか、これはどうでしょう。

○米里政府委員 銀行の場合に預金コスト、預金利率とそれから人件費率、物件費率二つに分けておりまして、そのほかに税金比率といふものがございまして、そういう分け方をしておりますので、しまおつしやつたような融資業務その他を除いたコストというとり方をいたしておりませんし、また現実問題としてもそれを分けてとるということはなかなか技術的にもむずかしかろうと思いますので、そういう形で統合したもののが出ております。

○戸田委員 そこで問題は、いろいろな角度でいま巷間郵貯に対する論議があるのですが、私がいま説明を聞いた範囲では、人件費においても大蔵省からも資料をいただいておりますが、その内容を見ましても従業員の皆さんの方の賃金は大体四百万そこそく、それに比して一般市中銀行、都市銀行その他違いますが、都市銀行の場合で四百九十万見当、ところによつては五百萬を超える、こういう状況ですね。ですから、郵政省の関係は非常に劣悪条件で働いている、これだけは数字がびしつと示しているところです。

それからもう一つは、いま言つたように非常に過疎地帯その他不便なところでも、確かにそれは店舗数からいえば郵政省の場合には二万店をちょっと超える、一般市中銀行の場合は大体八千台の店舗ですね。だから、その点ではいろいろあ

りますが、しかしこの都市区域内においては銀行関係は一等地を選んで相当な店舗を構えている。そういう面がらいけば有利、不利といふものは、

ちょうどお伺いしたのですが、貸し付けはやっておりましたときも説明を求めたのですが、この預貸コストといふものが一般市中銀行の場合出ないのかどうか。貸し付け、預金、この両コストを合わせたもののコストが出ないのかどうか、これはどう

がありますが、しかしこの都市区域内においては銀行関係は一等地を選んで相当な店舗を構えている。そういう面がらいけば有利、不利といふものは、

困難な状況の中で大変に一生懸命やつてゐる。それから性格からいっても私は忠実だと思っているのです。郵貯法の第十二条のとおり、その性格は大衆の保護、還元が重点であり、それに忠実にやつてゐる結果がこういう状況になるわけです。

市中銀行の場合は先ほど私がいろいろと指摘しましたとおり、やはりまだ武家商法的なところがあると思います。そのような状況では大衆から歓迎されるはずがありません。どうしたつて人間ですから、親切なところへ行きますよ。それと含めてやはり扱い方等の問題も勘案をしていくようになります。現在のような状況では銀行離れは当然だというふうに考える。これはむしろ銀行自体の体質改善が急務だと思う。そういう点について一体大蔵省としてはどういう見解を持っているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○米里政府委員 銀行の経費率が郵便局よりも高いのではないかということをごぞいます。なぜなら銀行はまさにみずから信用を創造していくからです。郵便局の場合は国の信用というものを背景としておる。銀行はまさにみずから信用を創造していくからではないかということをごぞいます。まず銀行はまさにみずから信頼を創造していくといふ点が、経費のかかるハンドキャップとして一つあるのではないだろ。うか。それから先ほど申しましたように、相互にいろいろ比較するというのはむずかしい点もあるといふようなこともあります。そういうのはむずかしい点もあるといふようなことがあります。ただ、金融機関も確かに金融効率化と申しますのはまさにそういうことを言つておるわけですが、みずから努力ができるだけ経費率を下げていかなければなりません。人件費率で申しますと、普通銀行の場合五十年の上期が一・四九、それが五十年後の五十五年上期で一・二六、それから物件費率で言いますと、普通銀行五十年上期〇・七七、

これが五十五年上期〇・六五、それなりの努力をして経費率を下げてはまつておるわけでござります。ただ、なお努力する余地は多かろうと思ひますし、街角に壯麗な店舗をつくるというような

問題につきましても、実は数日前に出しました五十六年度、七年度の二年度にまたがる店舗連達におきましても、一般店舗をできるだけ少なくしてむしろ小型店舗、機械化店舗といったようなものを重点的に考えていくというような方針も打ち出しております。今後ともに民間金融機関が一層努力するという余地は、おっしゃるとおりあらうか

と思います。

○戸田委員 大蔵省の資料で見ましても、銀行預金の利率と郵便貯金の利率、銀行の場合の一年物と郵便貯金の二年物、これは全部大体同じですね。今回預金の金利引き下げが〇・七五、これも結果的に六・二五、六・二五といふことで、言つてみれば十二条で言う市中銀行の金利範囲といふものを十分考えて金利といふものは決定しなさい

ということは、やはりこの辺の均衡のとれた状況を見れば忠実にやられているのじやないだろうか

という気が一つはいたします。

それからもう一つは、預金残高の状況を見ましても、確かに市中銀行その他の場合には都市銀行、地方銀行、相銀といふぐあいに段差はあるま

すけれども、最近においてはいろんな努力もあつたかして若干上向き傾向にあることは間違いない、こういう状況だと思います。そういうような状況を考えると、やはり銀行局が指摘するよ

うに市中銀行に対しては自助努力をさらに奨励をしていくことが、私は以下のところ大事ではないだろうかといふ気がいたします。

○渡辺国務大臣 御観覧いろいろ承りましたの

で、重要な参考にして運営してまいりたいと考えます。

○綿貫委員長 午後一時五十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午前一時五十六分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き質疑を続行いたしました。鳥居一雄君。

○鳥居委員 銀行法案の提出の経過を見てまいります。大変後退に次ぐ後退である、これで果たして国民が納得できるのだろうか、こう思うわけあります。最低評価してよい線といふのは、やはり金融制度調査会の答申の線だらうと思うわけ

であります。その後退の理由といふのは、大蔵省、銀行、自民党、この三つともえの利害調整でめつためつたになつてしまつた、結局銀行法を見直さなければならない、こう言ってまいりました第一次オイルショック後の銀行経営のあり方、この教訓は大骨、小骨が抜かれたと言つていいんじやないかと思うのです。この金融制度調査会の答申と今回の銀行法案との間の乖離それを後退と

くべきだなというように考えますから、こういふものはやはり潔く捨てて競争の原理を取り入れてそれでやつていく等々、その他イコールファッティングの問題あるいはディスクロージャーの問題等いろいろありますが、こういう問題を大局的に、今後銀行側としては、十分指導部面に織り込んで御指導願えればいいのではないだろうかというようになります。

くべきだなというように考えますから、こういふものはやはり潔く捨てて競争の原理を取り入れてそれでやつていく等々、その他イコールファッティングの問題あるいはディスクロージャーの問題等いろいろありますが、こういう問題を大局的に、今後銀行側としては、十分指導部面に織り込んで御指導願えればいいのではないだろうかというようになります。

者としてはやむを得ない妥協案であるという見方、こういう見方があるわけあります。したがいまして、本委員会におきましては、国民が納得できる説明がなければならないことだと思うのです。

以下、順次伺つてまいりたいと思います。

ディスクロージャー、大口信用供与の規制、銀行の社会的責任、まさしくこの三つに関しましては、四年間にわたつて百十二回の会合を重ねて、そして小委員会意見という形で答申を見ることになつた。それと今回の銀行法案との間に大変大きな差がある。

まず、第一条の目的規定でありますけれども、昭和二年の旧法にはこの目的規定がありませんでした。それを新しく入れることになつたわけでありますけれども、その内容を見ますと、銀行が公共性を持っており、その公共性とは、預金者保護と金融の信用の秩序が挙げられております。第一次オイルショックの後、銀行が土地の買い占めに過剰な融資をしたり、あるいは大口融資を行つた。そういう大口融資を銀行から受け、企業はどんどん土地の買い占めをやって、そして石油ショックに便乗した形で狂乱インフレを引き起こしました。こういう銀行の経営責任、経営のあり方が問われたのが社会的責任であろうと思うのです。金融の立場からいと、銀行というのがあくまでもお客様から預金を預かり、それを活用してきましたわけですから、預金者保護というのが第一の社会的責任であると思うのです。信用の秩序というのはインフレにつながらないような資金運用をやる、これが銀行の責任だと思つます。したがいまして、第一条の第一項というのはそれなりに評価できるだらうと思うのです。

ところが、第二項に銀行経営の自主性を重んじる、目的規定を運用するに当つたの条件が実は入つてゐるわけです。これは相銀とか信金とか他の金融機関に関する法律を見てみますと、旧法よりもずっと後々に歴史的に見てできた新しいものですから、みんな目的規定が入つてゐるわけで

す。しかし、第一項で言う銀行の自主性を重んじる、これがいいわけです。これが目的規定の骨抜きの点だらうと思うのです。この部分は一体いつなつたのでしょうか。大蔵原案にはなかつたはずなのです。

○渡辺国務大臣 これは、全体から申しまして実際は大蔵原案というようなはつきりしたものはないのです。試案的なものはございました。私自身が全部これでいいと言つておつたわけではございませんので、一応試案的なものはあつて、そのためたき台がなければ話がまとまりませんので、それ

でたたき台的なものをこしらえたことは事実でございます。その中でいろいろな議論があつて、私もなるほどな、そういう見方ももつともだといふ点がございましたから、そういう点については私は別に試案に固執しなければならないというふうには考えておりませんでした。したがつて、たとえば第一項の問題でも、いま御評価をいただきたいように目的をきつと銀行法に入れた。しかしながら、いろいろな団体でもそうございますが、自主的に努力いたしますから自主的に努力する場合はその自主的な努力というのも尊重するようになつてくださいよ、これはあたりまえのことです。それで配慮してもらいたい、努力を全部尊重しなければならないとか向こうの言い分を聞かなければなりませんというのなら話は別けれども、自主的に努力しますから努力した成果については配慮してくださいといふと、ああ結構ですよといふ

べきだという御議論がございましたのでこの第二項が入つたということです。第一項は、でき上がつてみますとそれはそれなりに第一項とバランスのとれた、一方で公共性を訴え、一方で「自己努力」あるいは効率化というものにつながる思想を示したものとして、むしろこの方がある意味では金融制度調査会の答申に即したというよりも考えらるべきだという御議論がございましたのでこの第二項が入つたということです。第一項は、でき上がりましたと私は思ひますとそれはそれなりに第一項とバランスのとれた、一方で公共性を訴え、一方で「自己努力」あるいは効率化というものにつながる思想を示したものとして、むしろこの方がある意味では金融制度調査会の答申に即したというよりも考えらるべきだといふと、ああ結構ですよといふ

べきだといふと、ああ結構ですよといふ

○鳥居委員 銀行局長、いつ入つてしまりましたですか。

○米里政府委員 目的の規定、最初の大蔵省の案

の時代には第一項だけであつたということ

は御指摘のとおりであります。その後いろいろ各方面と議論をいたしました結果、結局この第一項の考え方というのは、全体の条文が昭和二年の現行法に比べて非常にふくらんだわけです。約二倍近くになつた。それで、二倍近くになつたのは、まさに近代法の観点から行政指導の重要なものはできるだけ法律段階に上げるようにしたといふことです。試案的なものはございました。私自身

が全部これでいいと言つておつたわけではございませんので、一応試案的なものはあつて、そのためたき台がなければ話がまとまりませんので、それ

でたたき台的なものをこしらえたことは事実でございました。その中でいろいろな議論があつて、私もなるほどな、そういう見方ももつともだといふ点がございましたから、そういう点については私は別に試案に固執しなければならないというふうには考えておりませんでした。したがつて、たとえば第一項の問題でも、いま御評価をいただきたいように目的をきつと銀行法に入れた。しかしながら、いろいろな団体でもそうございますが、自主的に努力いたしますから自主的に努力する場合はその自主的な努力というのも尊重するようになつてくださいよ、これはあたりまえのことです。それで配慮してもらいたい、努力を全部尊重しなければならないとか向こうの言い分を聞かなければなりませんというのなら話は別けれども、自主的に努力しますから努力した成果については配慮してくださいといふと、ああ結構ですよといふ

べきだといふと、ああ結構ですよといふ

○鳥居委員 いや、私の質問はいつ入つたかと聞いています。

○鳥居委員 いや、私の質問はいつ入つたかと聞いています。

○渡辺国務大臣 それは、いろいろな党との折衝と別にどうということはないのであって、第一項にきちんと目的が書かれている以上は少しも銀行の健全性を失うということではなく、むしろそれなりにもっとやつておられましたと私は思ひます。

○前田(正)政府委員 銀行法案の第一項第二項の規定につきましては、先ほど来大蔵省の方から御説明がございましたようにいわば当然の事理を確認的な意味で規定したものでございます。また、他の法律におきましてもこのような規定を置いてあるものがないわけでもございませんので、私どももいたしましてもあえて反対をしなかつたといふことござります。

そこで、法の意味でございますが、一条の二項に規定をしております「銀行の業務の運営についての自主的な努力」と申しますのは当然その第一項に規定しております「銀行の業務の健全かつ適切な運営」であります「銀行の業務の健全かつ適切な運営」

第一項と無縁ではございませんで、第一項の第一項に規定しております「銀行の業務の運営についての自主的な努力」これを尊重するよう配慮しなければならないという趣旨で置かれている規定でございます。そいたしまして、申し上げるまでもございませんけれども、第一条第一項の「銀行の業務の健全かつ適切な運営」というもの

で直つたわけでございます。

○鳥居委員 銀行はもともと私企業ですから利益を追求するというのがあたりませんことがありま

して、あえて銀行法の中に銀行の自主性というの

を盛らなくていいのじやないかというのが普通の

見方だらうと思うのです。それをあえて第二項銀

行経営の自主性を盛り込まなければならないとい

うその理由は、いざというときになりまして銀行

の行き過ぎがあった、こういう場合に目的規定か

がってみますと、公共性を力説する余り公共性に

よりて監督諸規定を整備するということは、同時

に余りに過保護行政、裏返せばあるいは過剰介入

につながりかねないという懸念もあるので、した

がって公共性の観点から条文をいろいろ規定はし

たけれども、それはあくまでも運営に当たつては

私企業性というの、自主努力というものを尊重

しなければいけないのだという考え方、これは當然の考え方で、そういう意味での過保護行政、

過剰介入を排除するという考え方をはつきりさせ

るべきだという御議論がございましたのでこの第

二項が入つたということです。第一項は、でき上がつてみますとそれはそれなりに第一項とバランスのとれた、一方で公共性を訴え、一方で「自己努力」あるいは効率化というものにつながる思想を示すものとして、むしろこの方がある意味では金融制度調査会の答申に即したというよりも考えらるべきだといふと、ああ結構ですよといふ

べきだといふと、ああ結構ですよといふ

○前田(正)政府委員 銀行法案の第一項第二項の規定につきましては、先ほど来大蔵省の方から御説明がございましたようにいわば当然の事理を確

認的な意味で規定したものでございます。また、

他の法律におきましてもこのような規定を置いて

いるものがないわけでもございませんので、私どももいたしましてもあえて反対をしなかつたといふことござります。

そこで、法の意味でございますが、一条の二項に規定をしております「銀行の業務の運営についての自主的な努力」と申しますのは当然その第一項と無縁ではございませんで、第一項の第一項に規定しております「銀行の業務の運営についての自主的な努力」これを尊重するよう配慮しなければならないという趣旨で置かれている規定でございます。そいたしまして、申し上げるまでもございませんけれども、第一条第一項の「銀行の業務の健全かつ適切な運営」というもの

は当然銀行の業務の公共性というものを背景にいたしておりますので、この二項の規定が置かれたことによりまして一条の公共性を弱めることになるというものではないと理解しております。

○鳥居委員 金融機関は私企業ですから商法の適用を受けるし、証券取引法上のディスクローズの対象になるわけですから、金融機関の公共性、社会的責任の上から、金融制度調査会ではさまざまなものであります。

性、社会的責任の上から、金融制度調査会ではさまざまなものであります。ところが、現行法規では大幅に後退をいたしました。貸借対照表と損益計算書、これを公告すること、こういうふうになつております。新聞に公告する方が、官報等では人目につきにくいだらうという配慮はあるものの、しかし、よく考えてみますと、一般の私企業としてのディスクローズにうたわれた件の中であると言わざるを得ないだらうと思うのです。それからまた、法案の一一条で、「業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧」、これも一応つくって銀行の窓口で見られるようにすると、いうことはなりましたけれども、これも「信用秩序を損なうおそれのある事項」等の場合には、「この限りでない」。こうなつていますから、銀行が自主性で判断をして、やりたいときはやるし、やり方については銀行の自主的判断に任せることになります。つまり、どの社の株をどのくらい持っているかといふことにはなりましたけれども、それのないことで通そうと思えば通せる。当社は財産運用の一環として、財産のうち何%を株式で保有しています、こういうようなマクロの開示で逃げようと思えば逃げられる。銀行の判断一つでどうにでもなる。やつてもいいしやらないくともいい、そういう性格のディスクロージャーではないかと思うんですね。

それから、このディスクロージャーについては、当初、金融制度調査会の小委員会の意見では、罰則を明記いたしました厳しい条件のもとに開示を迫る、こういうものであつたはずなんですが、開示を迫る、こういったものであつたはずなんです。銀行はディスクローズせざるを得ないという規定を明記するはずだったわけですから、それも、現行法規では大幅に後退をいたしました。貸借対照表と損益計算書、これを公告すること、こういうふうになつております。新聞に公告する方が、官報等では人目につきにくいだらうという配慮はあるものの、しかし、よく考えてみますと、一般の私企業としてのディスクローズにうたわれた件の中であると言わざるを得ないだらうと思うのです。それからまた、法案の一一条で、「業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧」、これも一応つくって銀行の窓口で見られるようにすると、いうことはなりましたけれども、これも「信用秩序を損なうおそれのある事項」等の場合には、「この限りでない」。こうなつていますから、銀行が自主性で判断をして、やりたいときはやるし、やり方については銀行の自主的判断に任せることになります。つまり、どの社の株をどのくらい持っているかといふことにはなりましたけれども、それのないことで通そうと思えば通せる。当社は財産運用の一環として、財産のうち何%を株式で保有しています、こういうようなマクロの開示で逃げようと思えば逃げられる。銀行の判断一つでどうにでもなる。やつてもいいしやらないくともいい、そういう性格のディスクロージャーではないかと思うんですね。

○米里政府委員 先ほどからざいぶん後退という言葉がしばしば出ておりますけれども、私どもは、基本的に大蔵省原案で考えたことがそのまま、いま御審議願つておる大蔵省案に示されておるというように考えているわけございまます。それで、ディスクロージャーの件でございますが、公告と総覧と二つございまして、公告につきましては、変わりました点は、貸借対照表及び損益計算書及び剩余金処分計算書と三つ原案に書いてあつたわけでございませんが、そのうちの剩余金処分計算書につきましては、貸借対照表等の公告の際にそれはどう重要なマターであるかどうか。剩余金処分計算書というの、現在すでに、オブリゲーションはございませんけれども、各金融機関大体つけて出してくれるわけございます。今後も恐らくそういうことになると思いますが、法律でそれを確定しなければならないほどのマターであるかどうか。あるいは金融機関の手数、経費といふたよな問題も考えまして、特にここでうたう必要もないのではないかということでお話をうけさせていただきます。

それから、総覧制度につきましても、結局、もう少しの大蔵省の最初の原案という意味でございましたら、そこと変わりました点は、大蔵省令で必要な記載事項を決めるという規定を書いておりましたのが落としたという点が主たるものでござります。他の点は、何ヵ月以内とかなんとかいふことが書いてございましたが、大した変更ではないというふうに考えております。

ただしお書きの不ガティブクローズも、当初から大蔵省の必要的記載事項を決める際のネガティブクローズというので、やや性格は変わりました。それで、記載しておったところでございます。

その点は、このディスクロージャーがやはり企業の自己努力あるいは創造的な意欲というものを十分反映するためには、銀行みずからがその取扱選択をいたしまして、そこに創意工夫の跡を反映してディスクロージャーの内容を決める方が、かえってディスクロージャー自身を促進するためにあります。必要な記載事項を決めますと、全く画一的なものが横並びで出て来ているというようなことがありますし、あくまでこのディスクロージャーというのは、企業の私企業性と、それから銀行としての公共性の調和の上に立つ銀行の自己規制策であるというような性格のものであると思いまして、そういう意味では、できるだけ銀行の自主性というものを尊重して制度づくりをした方が、結局は相互の銀行のディスクローズ自体にも、あるいはディスクローズをこらんになる国民大衆から見てもプラスになる点があるのではないかと、いうようなことから落としたわけございます。

しかし、いざれにいたしましても、第一十一条、こういった条文を設けましたということは、われわれの当初の目的にも十分関係いたしますし、内容的にも基本的な考え方をそのまま貫いて條文化したということが申せるのではないかと私は思つております。(罰則は……)と呼ぶ者あり)

罰則につきましては、ちょっと不規則御答弁で申しわけございませんが、罰則につきましては、いましたら、そこと変わりました点は、大蔵省令で必要な記載事項を決めるという規定を書いておりましたのが落としたという点が主たるものでござります。他の点は、何ヵ月以内とかなんとかいふことが書いてございましたが、大した変更ではないというふうに考えております。

それから、総覧制度につきましても、結局、もう少しの大蔵省の最初の原案という意味でございましたら、そこと変わりました点は、大蔵省令で必要な記載事項を決めるという規定を書いておりましたのが落としたという点が主たるものでござります。他の点は、何ヵ月以内とかなんとかいふことが書いてございましたが、大した変更ではないというふうに考えております。

云々と書いてある。ここが從来から第二十一条相当

この金融制度調査会で十分検討した結果、利益の処分あるいは損失の処理の仕方ということについて明示を要求できるようなナディスクロージャーにしようとしたわけなんですから、そういうマターではないということ自体、大幅な後退と言わなければならぬだらうと思うのです。金融機関の使命として、資金運用の効率化という一つの重大なテーマがあるわけですから、資金を効率的に上手に運用しなければならない。そういう意味で、ディスクロージャーは、銀行にとって大変つらいことかもしれないけれども、むしろこのディスクロージャーをやることによって、長期的に長い目で見たときに、銀行としてはしっかりやらざり難いことをしなければなりませんが、長い目で見ると、やはりいいのじやないか。国民の、いわゆる社会的要請にも合致していると私は思うのです。ですから、金融制度調査会の答申の線を守るを得ない。経営の上で努力をしなければなりませんし、銀行の支店長としても甘えてばかりはいけない。そういう意味で、中小の銀行にとってスクリーニングをやることによって、長期的に長命として、資金運用の効率化という一つの重大なテーマがあるわけですから、資金を効率的に上手に運用しなければならない。そういう意味で、ディスクロージャーは、銀行にとって大変つらいことかもしれないけれども、むしろこのディスクロージャーをやることによって、長期的に長い目で見たときに、銀行としてはしっかりやらざり難いことをしなければなりませんが、長い目で見ると、やはりいいのじやないか。国民の、いわゆる社会的要請にも合致していると私は思うのです。ですから、金融制度調査会の答申の線を守るということは、その意味では「一石二鳥だ」と思われるだけですけれども、この点どうでしょうかね。

○米里政府委員 まず、公告の方でございますが、実は「貸借対照表等の公告」という第二十条が必要であります。ゆえんというの、貸借対照表及び損益計算書という中身の問題、書類の種類の話よりも、「大蔵省令で定めるところにより」何々

この「大蔵省令で定める」というところが実は非

常に重要なところでございまして、從来から商法の貸借対照表あるいは損益計算書とは、金融機関は様式が違うということで、預金を初めとしていろいろ資産、負債の内容に独自性がございますので、商法の原則の除外例を大蔵省令で内容的に決めたい。ところが、それが法律的な根拠を持たないと商法で定めることによるになりますので、そこで「大蔵省令で定めるところにより」、

の条文について一番重要なところであつたといふうに私どもは考えておりまして、剩余金処分計算書を入れるかどうかというのを、そう申してはなんですが、これはもう大きな問題ではないといふうに私どもは考えておつたわけでございます。

それから二十一條の編纂制度でございまして、それども、これも訓示規定というものは何が訓示規定な定めのか、どういう概念か、そのとり方によつていろいろ違いますけれども、法律的にこれを明らかにいたしまして、それによりまして金融機関が、從来かなり自発的にいろいろな形でディスクロージャーが日本においても進んでおりますけれども、それをはつきり制度づけたというような意味合ひが一番基本の問題であろうかと思ひます。そういうふた基本の問題に関しましては、この新たな条文を設けましたことによつて基本的思想は貫かれたというふうに解しておるということを申し上げておるわけでございます。

る、そういう意味から言えば金融制度調査会の線をどこまでも守るべきだったと私は思うのです。銀行が一つの企業に対し過剰に融資をし過ぎる、そのことによる弊害が深刻な社会問題を提起いたしました。それに対する反省から生まれたのが今回のこの大口融資規制であるわけです。銀行は多数の預金者からお金を集めてそれを運用しているわけですから、一つの会社に貸し過ぎる、その会社が倒産するようなことがありますと預金者の預金というのはすべてペアになっちゃいますからその危険という点で防がなければならぬ、そういうことを避けるためにも一つの会社に対しても大きく融資するということに問題が残る、そういうことで基本的にはこの規制が生まれることになったわけですけれども、ある銀行がバックアップをして不動産会社を自分の子会社のようにして土地あさりをさせたりインフレをおおりました。インフレは預金者から見れば金利を上回る物価上昇ということでもみすみす損せられるものでありますから、預金者保護という観点で言えば銀行の過大融資が反社会的な行為である、それも規制の一つの理由になつたと思います。現行法は通達でこの融資枠を決められておりますけれども、今回の法案では商業手形、貿易手形あるいは国債、預金、これを除いて二〇%ということですから、実質的には普通銀行の場合二五%、こう見られていいと思うのです。銀行だって私企業ですから、本当に優良企業であるならば、二〇%がよくて二五がいけないという性格のものではむしろないのじやないかと思うのです。問題は貸し出しが物価高騰につながらないような厳格な規制をしなければならないということがこの本質的な問題だと思うのです。買い占め、売り惜しみをするような、簡単にもうかるからということだけで資金を回していく、土地買い占めをやって地価つり上げの原因をつくるあるいは金の延べ棒投機買いために融資がそれを助ける、こういうインフレ誘発要因に銀行が大役を買う、これをどういうふうに規制をしていくかというのがこの大口融資規制の重大な

一つの問題点だらうと思うのです。今回の立法措置でどういうふうにこれを規制していくのでしょ
うか。

○米里政府委員 銀行の反社会的とも言える融資についてどういうふうにチェックしていくかとい
うことのございますが、もちろん銀行も私企業であります以上個別取引は自由になされなければな
らない。ただ、一方、社会的要請というものがあ
り、銀行の公共性あるいは社会的な性格から見
て、その社会的要請に対して著しく反するような
融資をしてはいけない。ただ、その社会的要請と
いうのは時々の情勢に応じて、また国民经济の現
状に応じて変わってくるというようなものである
うかと思います。そういうふうな個別の融資の
社会性あるいは反社会的な性格というようなもの
は、制度論というよりもむしろ行政指導によつて
そのときそのときのあり方、ビービアというも
のを規制していくというのが最もなじむシステム
であるといふうに私どもは考えておりまして、
いまお挙げになりましたいろいろな土地取得関連
あるいは投機を助長するような融資、そういうた
よりなものにつきましては弾力的に通達で弊害防
止の勧告、指導をしてまいっております。

ただ、この法律の觀点から申しますと、そ
うい
つたような反社会的融資に対する歯止めといたし
ましては、先ほど申しました目的規定の公共性の
明記ということ、あるいはまたディスクロージャー
の制度の新設ということ、あるいはまた大口融
資規制によりまして銀行信用を広く適正に配分し
ていくといったような角度からのいろいろなチエ
ックというのも挙げることができようかと思
ますが、いずれにいたしましても制度的な問題は
そういった大口融資なりディスクロージャーとい
うことで制度づけながら、一方個々の融資に当た
つてのビービアというものについては今後とも
行政指導において十分指導してまいりたいという
ふうに考えております。

○島居委員 その行政指導ですけれども、多分に
二方通行の觀を免れないと思うのです。それで、

この通達の効果というのをひとつ的確につかむ必要があるだらうと思うのです。

法案の二十五条に銀行検査が明記されておりますけれども、銀行検査の際に、投機、思惑、買い占め、これを助けるような反社会的な融資が実際にあるのかないのかということを調査対象として、調査項目の中に調査の目的としてあるのでしょうか。恐らく現実においてはつかめていないというのが現状じやないかと思うのです。いかがでしよう。

○米里政府委員 検査の目的の重要なことの一つに、融資の具体的な進め方、これは一般論もござりますが、同時に個別の問題もいろいろと見えまして、社会性と申しますか、そういう観点あるいは適法性といったような問題あるいは歩詰み両建てのようなビヘービアの問題、そういうたよらなことをすべてとらえて厳重に検査をいたし、検査の都度それを注意いたしまして、必要があり重要な事項については示達書を出してしまって、その改善報告を求めておるという状況でございます。

○鳥居委員 実際、今回のこの銀行法案の中に明記、法文化することができなかつた、また個々のケースとして検査の際に十分な着眼をしていただかなければならぬことだと思うのですが、この実効のある対策、国民の期待するいわゆる社会的責任の確保、これは今後の重要な課題であると思うのです。もしこの点が緩むようなことがあれば、今回一条二項に明記されているとおり銀行経営の自主性だけがひとり歩きしてしまうとなるだらうと思うのです。ひとつ効果のあるような徹底をぜひ望むものでございます。

それで、視点をかえて御質問したいと思うのですが、これから日本が5%なり6%なりの実質成長ができるかどうかということは、最大の要因といふのが物価の安定だらうと思うのです。現場のトップレベルの経営者なども物価を重視する声は非常に強いです。一方の石油の断続的な値上がり、オイルショックというのはもう避けられようがない、中東の風向き一つで値上げがやつてく

る、そういったものを抱えながら日本経済がなかなか安定成長をしなければならない。そのためには物価を確実に安定していかるかどうかということが最も重要なポイントだらうと思うのです。一つの最近の例では、日本経済の状況を、昭和五十四年度の状況でありますけれども、一定の評価ができるような形で推移いたしました。多少の円高がありましたがそれとも物価は安定して、しかも実質成長があつたと言つてよいだらうと思うのです。今回、当然この物価と金融問題といふのは切って出て、経済白書の方も一定の評価を述べております。その根っこにあつたものといふのは物価の安定であつたと言つてよいだらうと思うのです。も切れない間柄にありますし、金融の憲法と言われる大事な基本法、この制定に当たりましては、物価の安定に歴として対応していくのだ、こういう視点といいますか観点といいますか、これは絶対に避けられないものだらうと思うのです。その点についてこの法案はどういう配慮がなされていますでしょうか。

○鳥居委員 物価の安定という面から見ますと、大口融資規制といふのは、國民がきちんと納得できる全くばけてしまつて、國民がきちんと納得できるような形にはなつてない。もう一つは、証券業界との關係でござります。日本經濟は、根っこに何と八十兆円にならうとする國債を抱えているわけでありまして、また間違えば財政インフレ引き起こしかねない。これ引き起こさないために國債の個人消化ということだらうと思うのです。ですから大藏省も銀行のこの証券業務を認めて窓版へ道を開いたものだらうと思うのですけれども、その気持ちはわからないわけではないのです。が、それにしては、その割りにきちんとはいってないようだ。あやふやな形で推移してきたと思えてならないのです。財政インフレという國民的課題に取り組まなければならぬ、それが単なる証券会社と銀行との利害調整という次元で話が進んでいる。そういうとらえ方は、あんまり先見性のある銀行法案とは言えないのじゃないだらうか、こう思うのですが、いかがでしょうか、大臣。

思つております。ところが、それがうやむやで今日に来てしまつて、そこでどうするかというような話になつてきたわけですから、これらの歴史的な背景といふものを全然度外視して決めるということになると、なかなかそう簡単に話はまとまりないわけです。したがつて、そういうような歴史的事情といふものも考慮し、なお現在の置かれている国債の市場の状況というのも考慮し、両面から、この原案のように、銀行にも窓販は認めますということをそれは明文化をしたわけであります。

〔委員長退席 大原（一）委員長代理着席〕

ですから、証券会社はそれを言っているだらうと思ひます。ずっと十六年間も国債の消化についておれたちにやらせておきながら、いまになつて何で銀行が欲しがるのかというのが本当のこところだらうと思うのです。経営が苦しくなつてきて企業金融だけじや食つていけなくなつてきたから国債やらせろというのは虫が過ぎる、こういううい分けは確かにもつともだらうと思うのです。当然その言い分を十分に聞かなければならぬと思いますし、証券業界の顔が立つよう銀行の窓販というのを本来やっていかなければならぬのじゃないかと思うのです。しかし、国債の個人消化といふ点からいけば、不特定多数に対し窓販ができるような形の条件緩和ということも長い目で見れば当然必要なことだらうと思いますから、いまお考えになつてある条件、どういう形で条件を取り除いた窓販をやっていくお考え方。

それから、先ほども実は触れられておりました
が、証券業界の店舗といふのは約二千、銀行が全國で八千、それに比べると郵便局が二万、ですか
ら個人消化という点からいきますと、国の機関である郵便局が窓販できるような形になるといいま
すと相当消化が進むことになるだらうと思うのです。それが一体なぜできないのか、こう思うのですね。あわせてお答えいただきたいと思います。

○渡辺国務大臣　それは利害いろいろございま
すから、いまの状況で郵便局に窓販やれと言つた
藤委員かな、お話をあつたように、窓販やつて預
金をどんどん減らして国債がお得ですよお得です
よと果たして言えますかと言つたら、私は恐らく
それには言わないのじゃないか。国債の方が不利な
ときにはおさら国債買えなんて言はずないじ
やないかというのも私は現実的な一つの見方じ
がないか、そう思つておるのであります。しかし問題は、
この争いというものは観念論ですから、観念論で

—

もとある既得権があつたものがなくなる、それがけしからぬという話ですから、それも私は認めないわけじゃないということで、こういうふうに決めたのですが、ではいつから、どういう条件が整つたら許可するのですかといふの御質問でござりますが、それはどういう条件がといつても、さらに一層の国債の個人消化は非常にどんなことをしてもしなきゃならぬ、そういう事態は本当は政府にとつては困ることですよ、実際は、普通の状態ではだれも買ってくれないみたいな話なんですから。だからそれはただ単に窓販だけでは解決つかない問題、いろいろな問題、税の問題とかいろいろな問題があるでしょう。貯蓄国債みたいなもののを出すかという問題もあるでしょう。それはそれでなりにまた今度は預金との別なる争いが恐らくありますよ。あるけれども、そのときどちらを優先するかという大きな選択に迫られるときがあるかもわからない。そういうことのないようになればいいまから心がけておるわけでございます。したがって、もう少し詰めてみて、具体的にどうすればお互いに共存共栄ができる、國のためになつて、國民生活にも便利になってというような問題についてはまだ研究不足でございますから、こういう条件がそろつたときにはすぐに事實上の免許を出しますという今までまだ言い切れないというのが実情でございます。

○鳥居委員 ともかく財政インフレを断固として

防ぐために國債の個人消化をやろうという点では政府がもつともっと努力をしなければならないだろうと思うのです。金利選好が非常に高まっていることは、第二次公定歩合の引き下げの後、國債が売れた、こういう点を取り上げてみてもそれが言えるだらうと思いますし、從来國債の個人消化というのが一〇%程度だったものが現在二〇%あたりまで行つてゐる。現に芽が出てきているときなんですから、これを時間をかけて、一遍にオープンというわけにいかないでしようから、はぐくんで、それで個人消化への努力を重ねる、これが実は大事な問題だらうと思うのです。

先生いまおっしゃいましたように、國債の個人

もとある既得権があつたものがなくなる、それがけしからぬという話ですから、それも私は認めないわけじゃないということで、こういうふうに決めたのですが、ではいつから、どういう条件が整つたら許可するのですかといふの御質問でござりますが、それはどういう条件がといつても、さらによつては困ることですよ、実際は、普通の状態ではだれも買ってくれないみたいな話なんですから。だからそれはただ単に窓販だけでは解決つかない問題、いろいろな問題、税の問題とかいろいろな問題があるでしょう。貯蓄国債みたいなもののを出すかという問題もあるでしょう。それはそれでなりにまた今度は預金との別なる争いが恐らくありますよ。あるけれども、そのときどちらを優先するかという大きな選択に迫られるときがあるかもわからない。そういうことのないようになればいいまから心がけておるわけでございます。したがって、もう少し詰めてみて、具体的にどうすればお互いに共存共栄ができる、國のためになつて、國民生活にも便利になってというような問題についてはまだ研究不足でございますから、こういう条件がそろつたときにはすぐに事實上の免許を出しますという今までまだ言い切れないというのが実情でございます。

○鳥居委員 ともかく財政インフレを断固として

防ぐために國債の個人消化をやろうという点では

政府がもつともっと努力をしなければならないだ

ろうと思うのです。金利選好が非常に高まっていることは、第二次公定歩合の引き下げの後、國債が売れた、こういう点を取り上げてみてもそれが言えるだらうと思いますし、從来國債の個人消化というのが一〇%程度だったものが現在二〇%あたりまで行つてゐる。現に芽が出てきているときなんですから、これを時間をかけて、一

遍にオープンというわけにいかないでしようから、はぐくんで、それで個人消化への努力を重ねる、これが実は大事な問題だらうと思うのです。

いま貯蓄国債のお話をありました。この貯蓄国債を新しい商品としてつくりまして、それで証券業界が扱えるようになればいいのじゃないかと思うのです。これはマル優制度の上乗せみたいなもので、一般の国債のほかに一人当たりの購入限度額というのを決めまして、金利も高くして市場の取引物から外すそういう形で出せば貯蓄国債として十分いけるのではないかと思うのです。その場合のマイナス点として、郵貯との競合であるとかあるいは銀行預金との競合問題がありますから慎重な検討は必要だらうと思うのですが、一般に金利選好が高まっているときもありますし、私は十分いけるのではないかと思うのです。

それで、郵便貯金がいま大変目のかたきになつてているわけですから、郵貯でふえた分を国債

引き受けをしたらどうだらうか、こういう点はいかがでしようか。いま国債の利回りが八・一二七、郵貯の方の側から見ますと預託利回りという

のが八・〇%ですから、この差分だけ郵貯特会にとりましてはプラスだらうと思うのです。逆にまた

金融機関の側から言えば、シ回引き受けのそれこそ中心的な役割りを金融機関が果たしているわけ

ですから、その分郵貯が国債引き受けをするとすれば市中にそれだけ分のゆとりができる、こういふ点からいくと、両方丸くおさまるというのがこ

の郵貯のふえた分で国債を引き受ける、こういうことだらうと思うのですが、郵政省はこの点どう

いうふうに考へておるのでしょうか、大蔵省はどうでしょうか。

○小倉説明員 郵便貯金は少額貯蓄の手段を国民

の方々に提供しておるわけでございます。そういうことで健全な資産形成に資するという使命を持

っております。そういうことからより有利な運用

を心がけるということは預金者サービス向上の上

からも必要なことだとうふうに考へておるわけでございます。

○鳥居委員 次に貯蓄銀行でありますが、諸外国

には貯蓄専門銀行というのがあります、重要な役割りを果たしておられます。今回の銀行法案

の成立によりまして貯蓄銀行法が廃止になる、こ

ういうわけです。現実には、廃止をして各種普通

銀行の中に吸収する形になるといいますけれども、事实上法律そのものが消滅してしまうとい

うことだらうと思うのです。個人金融サービスの分野の充実が重要な課題であると思うのですけれども、専門の貯蓄銀行を育成していく考えはないの

でしょうか。

○米里政委員 今度貯蓄銀行法を廃止するとい

うことになつましたが、現在貯蓄銀行法に基づ

く貯蓄銀行といふものは存在しなかつたわけございまして、銀行法に基づく銀行が普通銀行等ノ

貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法

律、いわゆる兼営法に基づきまして貯蓄銀行業務

の兼営の認可を受けておつたという状況でござい

ます。

現在、御承知のように銀行は広く大衆の貯蓄を

預かるという形で、戦前の銀行法時代の、旧銀行

法ができた時代の銀行と非常に変わつてまい

たしましたので、今度の貯蓄銀行法廃止によりま

して、銀行はすべて貯蓄銀行業務を行うことがで

きるということになつたわけでございます。

現在、御承知のように銀行は広く大衆の貯蓄を

預かるという形で、戦前の銀行法時代の、旧銀行

法ができた時代の銀行と非常に変わつてまい

たしましたので、今度の貯蓄銀行法廃止によりま

して、銀行はすべて貯蓄銀行業務を行なうことがで

きるということになつたわけでございます。

○鳥居委員 それで外國の場合を見ますと、商業

銀行と言われるものの分野それから貯蓄銀行の分

野とはつきり分かれているわけです。貯蓄銀行の

方は個人専門で非営利の金融を行つております。

○鳥居委員 それで外國の場合を見ますと、商業

銀行と言われるものの分野それから貯蓄銀行の分

野とはつきり分かれているわけです。貯蓄銀行の

銀行と貯蓄銀行が混在、言つてみれば郵貯がこの

貯蓄銀行の役割りをやつておられます。日本の場合には商業

銀行と貯蓄銀行が混在、言つてみれば郵貯がこの

貯蓄銀行の役割りをやつてきました。それに比べまし

て諸外国ではそういう分野が非常に発達をしてお

ります。一つは、政策の方向として、これは大臣

にお伺いしなければならぬことですが、むしろ育

成の方向であるべきはずのものが吸収して廃止を

してしまつたという形になるわけです。

ちなみに、国際貯蓄銀行協会の統計、これは主

要国の郵貯と貯蓄銀行のシニアを見てまいります

と、たとえば西独では五九・五%、米国では五五

・四%，英國で四五・九%，日本はわずか二九・一%，國民のニーズというものは大変多様化、高度化をたどつております。貯蓄面で言えば金利選好が高まる一方、負債面で言えば住宅ローンや各種借り入れ、その需要という形になつております。金融機関としては個人の需要に対応できる貯蓄手段の提供、実はこれが急務だらうと思うのです。

個人貯蓄性預金、その特徴は長期、安定的な滞留があるという点です。ですからこれは利息、利子の面で高くしていく、しかも非営利の貯蓄銀行である。州立だとあるいは民営であっても非営利で十分にやつてある。これは長期、安定的な滞留があるからという個人貯蓄の大きな特色がその中に生きている、こういうことです。

日本の場合、普通銀行はどつかうといふと産業金融中心ですから、個人向けサービスといふのは産業金融に比べて非常に立ちおくれてまいりました。シェアが最近上つているという指摘はありました。それでも、國民の所得水準が高まる、それにつれまして個人のウエートというものが非常に高くなる一方だらうと思うのです。政策的な配慮、從来個人といふのは資金の出し手という位置づけしかなかつた、それを受け手としての政策配慮が今後ますます必要になってくるのじやないかと思うのです。そういう時期に貯蓄銀行法の廃止というのは政策の方向といふのがなまか、こう思うわけですが、大臣に最後にこの点を伺いまして質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 もう説明するまでもなく、貯蓄銀行といふのは実際はみんな現在の銀行が兼務、兼ねて営業しておる、そういうような状態で、独立の貯蓄銀行といふのは存在をしてないわけです。だから、銀行それ自体が貯蓄銀行みたいな仕事をやつておるわけでござりますから、私としては今後とも銀行が大衆預金の受け入れということについてきめ細かくやつていけば、それで十分目的一を果たせるのではないだらうか、したがつて新しく別に貯蓄銀行法というようなものをつくつてそういう特殊な機関を復活させるという考えは持

つております。

○鳥居委員 終わります。

玉置委員

終わります。

玉置一弥君

玉置

マサヒロ

ていくという、これが大変大きい。そしてそれが預金者保護ということになるわけでございます。信用、お金を預ける、預ける側は担保をとらない。ところが、金融機関というのは逆に、貸す側に担保をとる。ちょっとおかしなところがあるのですけれども、そういうようなことで、何が担保かというと、信用が担保なんですね。よく考えてみれば、これは非常に公平じゃないのですね。もう経営の健全性あるいは企業の経営形態、それぞれが非常に担保になるほど重要なことでございまして、その健全性といふものの要件、必要最低限といいますか、こういうものが必要である、それが今度ディスクロージャーで損益計算書とかいろいろ出てきますけれども、本当考えると、損益計算なんである一定期間の損益ですから、從来の信用度とかそういうのとは余り影響ない、ある時期どうなのかということですね、そういうことを考えると、果たして健全な経営、經營形態も含めて要件としてどういうものがあつて、監督行政の中での指導、見方、それをまずお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 健全経営ということは幾つかの

内容が挙げられるかと思いますが、まず一つは、

自己資本の充実ということだと思います。これは

貸借対照表で考えてみますと、負債の部において

余りに過大な他人資本に依存していないといま

す。それから資産の側で考えてみますと、まず資

産の流動性を確保する、維持するということが、

金融機関として支払いに即応していくために必要

である。一方、資産運用の安全性というような問

題もあるかと思います。

具体的にどういう行政指導を行つておるかとい

うことを幾つかの比率で申し上げますと、私ども

が金融機関の健全経営のために必要だと考えてお

ります比率は、自己資本比率、これは一〇%以上

を目標にいたしております。それから配当の適正化、これは基準をつくって最高限度あるいは配當

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目指としておる。それから流動性資産比率、これは三〇%以上を目標としております。ですが、これは三〇%以上を目標としておるから營業用不動産比率、これは自己資本に対する營業用の不動産の比率でございまして五〇%以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営の指標というふうに私どもが考えておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の状況を見ますと、自己資本比率を除きましてはおむね平均的にはいま申し上げたような健全性の比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それと、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされておるのではないか、それについてはいかがですか。

それではいかがですか。それについてはいかがですか。それについてはいかがですか。

○米里政府委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされてお

るのではないか、それについてはいかがですか。

それについてはいかがですか。

○玉置委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金

残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされてお

るのではないか、それについてはいかがですか。

それについてはいかがですか。

○玉置委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金

残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされてお

るのではないか、それについてはいかがですか。

それについてはいかがですか。

○玉置委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金

残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされてお

るのではないか、それについてはいかがですか。

それについてはいかがですか。

○玉置委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金

残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。

されども、国債を無理やり押しつけるといいますが、シ固引き受けの中でやつておられたとい

うことは、ふだんの行政指導の逆の動きをされてお

るのではないか、それについてはいかがですか。

それについてはいかがですか。

○玉置委員 まず自己資本比率でございますが、これは銀行という業態の特殊性、つまり預金

残高が非常に大きい。で、この基準と申しまして

一〇%以上と申し上げましたのは、分母は期末の預金残高、それから分子は広義の自己資本とい

う形でございますが、確かに一般の企業に比べまし

ては、こういった預金を扱つて貸し出しておる特

殊な業態から見て、比率自体はかなり低いかと思

います。現に一〇%以上という目標に対しまして、現在でも四%、五%というものが普通銀行の平

均の自己資本比率でございます。

それから流動性資産比率三〇%以上ということ

でございますが、これはあくまでも基本的な考え方

です。預金の支払いその他適確なる即応と申しますが、迅速なる即応ということで資産の固定化

を防ぐという考え方から出てきているわけでござ

ります。したがいまして、国債との関係で現在確

かに非常にこれが高くなつておるということは、

性向を抑えております。それから預金と貸し出し

の割合、いわゆる預貸率、これは八〇%以内を目

標としておる。それから流動性資産比率、これは

預金の平均残高に対する流動性資産の平均残高で

すが、これは三〇%以上を目標としております。

それから營業用不動産比率、これは自己資本に対

する営業用の不動産の比率でございまして五〇%

以内。

以上申し上げましたような比率が大体健全経営

の指標というふうに私どもが考へておるところでございまして、この比率に対する各種金融機関の

おむね平均的にはいま申し上げたような健全性の

比率に適合しておるという状況にございます。

○玉置委員 自己資本比率一〇%というものは、普

通の企業から考へて少ないんじゃないですか。それ

と、流動性を三〇%以上というごとあります。</

○米里政府委員 預金をされる際に、どういう動機で預金をされるかということは、一般的には安全性あるいは収益性それから場合によっては流動性といったようないろいろな意味があろうかと思ひますし、かつてはわが国の預貯金というものの主な動機は、やはり安全性というものがかなり大きくなウエー卜を占めていたように思いますけれども、最近では金利選好意識の高まりによって収益性と有利性というものが非常に大きくなつてしまつたというふうに考えます。

その場合に、それと物価との関係ということのお話がございましたけれども、金利は本来、金利全体の水準、そのもとは資金の需給の状況によって決まってくる。その資金の需給の状況が決まるのはもちろん経済活動いかんによるわけですから、そういった経済活動の中には物価という問題も大いに関与しているというような関係にあると思いますけれども、必ずしも物価と金利水準といふものがダイレクトに関係するということではない場合もあるうかと思います。そういうふうな意味合いから、本来であれば、金利というのはそれが期間の利益を放棄したり、あるいは期間の利益を得たことに対する報酬という意味での利子といふものが需給状況によって決まってまいりと云ふふうなふうなものでもなかろうかと思ひます。

○玉置委員 金利は報酬であるということですね。言われることはよくわかるんですよ。金利といふのは当然資金の需給バランスの間で決まり、かつまたそれをコストで決まるということです。ござりますけれども、本来安全性から収益性に変わってきた。収益性に変わると途端に郵貯にはほとんど持つていられる。これは安全性かつ収益性があるという、一般の銀行預金との差だと思うのです。その辺も大蔵省の監督行政の中に入るか、あるいは銀行の自主的努力かわかりませんけれども、この辺でいま一番問題になつてゐるのではないか

いかと思います。金利一元化とかいろいろな話が出ておりまして、その中にいまガイドラインといふのがございまして、ガイドラインというのはどこまでの強制力があるかということについてます。お伺いをしたいと思います。

○米里政府委員 日銀のガイドラインのお話でありますから、金利の最高限を決めておる、これに反すれば法律違反であるという関係はございませんが、ガイドラインというのはその臨金法の枠内ですで日本銀行が各種金利につきまして指導的なものとして発表しているものでございまして、これに反しましたからといって法律違反というような性格のものではございません。

○玉置委員 おおよそ行政指導的な要素になるわけですか。

○米里政府委員 日銀がガイドラインを発表いたしますと、各金融機関はそれを尊重して自行の各種預金の利率表を決めるわけでございます。通常は日銀のガイドラインに従つて利率表を決め、それをみずから守るということになります。

○玉置委員 守っていないところがあつたのでござりますけれども、そういう場合はどういう措置をされるわけですか。

○米里政府委員 日銀がガイドラインを示しておりますのは、一つは金融政策の観点から、たとえば預金利率を、貸出金利が動きましたときに、上がるべく動かすということによって、コスト効率を通じて、貸出金利を自主的に動かす、これによつて金融政策上の目的を達成しよう、こういう考え方の場合もある。いずれにいたしましても、金融政策上の観点から預貯金金利の位置づけを考えまして、それを発表するということでござりますし、それに基づいて各行が自主的に預金利率表をつくるわけでございますから、これに反するところとは金融政策の効果の阻害という問題が出て、それとともに、そういった形でみずから届け出ましたものに対する金融秩序面からの問題もあるということであらうかと思ひます。

○玉置委員 ガイドラインが決められますと、それを外すと金融秩序の崩壊であるということで、そういう場合の行政処分はありますか。

○米里政府委員 行政処分と申しますが、行政指導面でそりいたことが起こらないよう厳重に気をつける必要があると思います。

○玉置委員 現に起きているのですけれども、そういう場合はどうなさいますか。

○米里政府委員 そういう事実がございまして、これは厳重に注意し、そういったことが発生しないよう努力すべきであると思います。

○玉置委員 四月十四日の日本経済新聞によりますと、「三井銀行が、日本銀行の決めた預金金利のガイドラインを上回る金利で預金を集めている」と書いておりますけれども、もう二十五日ぐらいたっておりまして、「二日ぐらいやれば本音でございまして、まさか新聞はうそを書かないと思ひますけれども、この辺について大蔵省は調査をしていると書いておりますけれども、もう二十五日ぐらいたっておりまして、二日ぐらいやれば本音でございまして、まさか新聞はうそを書かないと思いますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○米里政府委員 そういう新聞記事が出ておったことは承知しております。それで私どもその關係を調べております。どのくらいの範囲でどのくらいのことをやっているのか、まだ全体はよくつかっておりませんが、さしあたり幾つかの銀行を呼びまして事情を聴取いたしておりますが、さちらに現在調査中であるという段階と申し上げられるわけでございます。

○玉置委員 金利を上回ったからどうこういぢ話でなくして、ガイドラインというのはあくまでその近辺であればいいんじゃないかと私は考えているわけです。ただ、今までのお話を聞いておりますと、それを外れた場合には秩序を乱したたゞいう話でございまして、秩序を乱していないが何題なんですね。どちらかというと、金利というのはある程度自由化して幅のある範囲内で自由競争

を認めるべきである、私はそういうふうに思つておりますので、調査の内容についてこの委員会で至急報告をしていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

そういうことで、銀行の自主性というのが非常にあいまいになつてくるわけですね。ガイドラインというものがあり、経営的にはいろいろな指標がありとということで、自主性をもあ持つていて、新商品をいろいろ言われておりますけれども、その認可がおりないということでございまして、果たして自主性が銀行の中で育つていくのかという心配があるわけです。その辺について、これから的新商品、いろいろ銀行局長もお聞きになつていいると思いますけれども、どのような面で拡大をしていくのか、あるいは健全性というものを育てるながら、いろいろな面で自主性というものを打ち出しておられますけれども、単なる言葉だけなのか、あるいは具体的にこういう面でというお話をあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○市里政委員　自主性を尊重するというは具体的にどういうことがという御質問でござりますので、一例を申し上げますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、五十六、五十七兩年度の店舗通達というものをごく最近出したわけでございますが、その中で、店舗の設置についてできるだけ経営者の自主的な判断の余地を拡大しようというようなことからいろいろな手段を講じております。

そのうちの一つは、店舗の種類の選択性といふものを打ち出しております。具体的に申しますと、一般店舗、小型店舗、機械化店舗、三種類の店舗のうちで一定の比率を決めまして、一般店舗を選ぶ者は選んでもいいし、小型店舗を選ぶ者は選んでもよい。具体的に言いますと、一般店舗一に対しても小型店舗二、小型店舗一に対して機械化店舗三というような比率を決めまして、経営者が自主的にそれを選べるような方法をとっております。

逐次こういった自主的判断の余地というものを拡大してまいりたいと思つておりますが、その場合に前提になりますのは、やはり個々の経営者の方の考え方が横並びでないということが前提にならないと、自主性という形の行政を拡大いたしましても結局は過当競争になつてしまふというようなおそれが非常にござります。そういうふうな意味合いで、それぞれの銀行が個性のある判断をしていただくというようなことから、逐次自主性の余地も広げていくということになるらうかと思ひます。

○玉置委員 なかなかむずかしいと思いますけれども、店舗を認めただけで自主性かどうかといふ問題もございます。しかし、今までの町のといいますか出发、第一線のいろいろな希望といふのも、やはり各銀行に一番よく入つていると思うので、その辺での活用をぜひお願ひしたいと思います。

健全性とあるいはいまのいろいろな指標等を見ても、それとやはり個々の業務内容といふものを監視をしていくという面から金融機関検査といふものがあるわけでございまして、先ほど鳥居委員の方からも質問ございましたように、検査項目といふものが重要なになってくる。それと、戦後間もなくと経済成長のころといまと、それぞれねらいがある程度変わつてくるのではないか、そのように考へるわけでございまして、そういう面から、どういう項目を主に検査をされて、ねらいが從来からどういうふうに変化してきているのか。そして検査結果としてどういうふうな資料が集まり、どういう判断をされ、どのように対処されたか。簡単でいい、お願ひします。

○米里政府委員 最近の金融機関検査でございますが、検査項目といたしましては、資産の健全性、融資の審査管理、事務処理の状況、歩積み両建て預金の自粛状況、法令等の遵守状況といったようなものが主たる検査項目でございます。

主眼点につきましては、やはり現在経営環境の悪化という時代に向かっておりますので、資産の

健全性というものを主眼にいたしております。また、いわゆる支払い保障面での検査ということが最近のいろいろな事例に、かんがみまして一つの重点になっておるということも事実でございます。さらに、歩積み両建て預金の自肅、あるいは不祥事件、顧客とのトラブル等の未然防止といったような事務処理の問題というものを中心に検査いたしております。

最近の、五十五年度の検査結果でござりますが、五十五年度に検査を行いました対象が大体五十四年の事業年度であつたというような関係もございまして、資産内容は全般的に景気の動向も反映しまして改善いたしております。融資の審査管理というような問題あるはまた内部事務管理といふようなものについてはなお十分でない金融機関というものが若干見られておりますが、歩積み両建て預金の自肅などは、検査の結果はかなり良好な状態が出ております。

いずれにいたしましても、こういった検査を行いまして、必要な場合は示達書などによつて個別に改善策を報告させております。また、検査期間中及び行政の指導を通じまして、そういうた問題点の指摘及び改善を指導しております。

○玉置委員 確かに、資産の健全性という面で安定成長に備える面ではねらいは非常にいいと思うのです。

五十三年の十一月だったと思いますけれども、不良債権として土地の購入に融資をしてその回収がままならない。そして全体で約二十兆円近い金額のものが企業の保有ということで、いろいろな会社で持たれていて換金できないものが十兆円、残りが十兆円という話があつたように聞いておりますけれども、十兆円の不良債権というものが残っておりますと大変なことになるのではないか。余り言うとよくないと思うので、その辺判断していただい、現在どうなのか、そして将来として影響ないのかどうか、その辺をお答え願いたいと思います。

しまして、先ほど申しましたように、五十五年度の検査というのは五十四年度の事業年度を対象にいたしております。五十四年度というのは経済の状態もあり回復に向かっておったという時期でもございますので、最近の検査の結果、いわゆる総資産分類率といふものは各種金融機関ともかなり好転してまいつておるというような状況にござります。

○玉置委員 総資産で、結局はかでカバーをしているといふうにも受け取れるわけですね。いわゆる総資産で貸付金になるわけですか。言つていいのは、不良債権とまでなつてしまつたいわゆる土地投機への融資、この回収が果たしてできるのかどうか。これができないと、不良債権のままでずっと残るわけすけれども、それ以外がかなり逆に影響を受ける。

先ほどからのお話の中に金融条件の悪化といふ話も出ていますように、利ざやが非常に少なくなつてはいる。逆ざやになつてはいる場合もある。預金者から考えますと、やはり何とか利率を高日につけてほしい。ところが、そういう悪い要因がありますと、その眠つてはいる借金といいますか、取れればいいんですけども、利息も取れないといふことになりますと持ち出しになるということですから、やはり利率が薄まつてくるという影響が出てくるわけですね。その辺についてどういふうにされるか、お聞きしたいと思うのです。

○米里政府委員 土地に対する融資も、当時に比べますと融資の占める総貸し出しの中でのシェアがだんだんに減つてきておるというような傾向がござります。個別には、もちろんおっしゃるような事例がないことはないと思いますけれども、その収益に及ぼす影響といふのは大体総資産分類率で全体の傾向は見られるわけですが、先ほど申し上げましたように、最近の検査の傾向では下がってきておるという状況だと思います。

○玉置委員 では話を変えまして、自主管理、自ら努力をやりながら行政指導の中で健全経営といふものを統けていつておりましたところ経営状況など

が悪くなつた。もしさういう事態が起きたなら、大蔵省として独自で、独自でというか銀行協会に働きかけたりいろいろなことをなさると思う。されども、たとえば、ある銀行がもう経営が成り立たないという瀬戸際まで来たときなどは、どういう処理をされるか。もしからなければ具体的な名前を出しますけれども、できるだけ出したくないということで、一般論としてお答えを願いたいと思います。

○米里政府委員 一つの金融機関が内容が非常に悪くなつてまいるというようなときにどうするかということは、そのときそのときによつていろいろなやりようがあらうかと思います。悪くなつたといつてもいろいろあたたバターンがござりますので、たとえば資金繰りが非常に悪くなつておるというような問題でございましたら、これはかかるべき金融機関関係の貸し出しを行つていうようなこともございましょうし、またその資産内容が非常に悪くなつておるとのことであれば、それは流動化を急がせるとともに、必要があれば、損益勘定に及ぼす影響をにらみながらかかるべき手術を行うというような場合もあるらうかと思います。まあ、ケース・バイ・ケースでいろいろなやり方があらうかと思います。

○玉置委員 この場合は、この場合というのはあれですけれども、乱脈融資という問題があつたらしいのですけれども、たとえば經營者が乱脈融資をした場合と、それから従業員の方がかなり無理な融資をされたといふ場合、やはり巨大な金額が動かなければそういうことはまず余りあり得ないと思うのですけれども、そういう場合に、たとえば人事権なりあるいは經營形態そのままのいろいろな規制とか、そういう面での手当といふのには、大蔵省としてはやらないのですか。

○米里政府委員 経営者または従業員が乱脈融資をしておるという事態がわかれれば、まず最初にその乱脈融資をやめさせるということが何よりの問題であろうかと思ひます。その場合に、人その他の問題については、これは第一義的にはやはりそ

の金融機関自体で、そういうた乱脈融資を生んだところの審査管理体制なりあるいは人的配置というものに対してどういう取り扱い、改善方法を策するかということをただすべきであるというふうに思います。

けれども、金融機関同士の融資というのは、それはもうごく当然な話だと思うのですけれども、たゞやめさせて、後の処理というのは本当に確に行われているような様子もないということもありまして、行政指導、監督ということから言えば、やはり最小限に被害をとどめてすぐ後の措置をするということが大変重要だと思うので、これからの中でも、人に頼るということだけではいけないと思いますけれども、ある程度やっぱり人だと思います。企業全体の監視も必要ですけれども、人との要素というか、そういう面での見きわめというか、そういうこともやっていたいと思います。大体いつもマスコミに載るような大きな事件を引き起こしている中には、かなり数年前からとか長い話があるわけです。毎年監査をやらなければ見つかっていないということに問題があるわけでございまして、そういう面でのチェック機能といふものをぜひ大蔵省の中に備えていただくようを要望したいと思います。

現在の預金の動きなんかを見ておりますと、自分たちがなかなか借りられない都市銀行へ中小企業、零細企業あるいは個人の方々が預金をされたり、そしてその率がどんどん今回下がってきておられるわけですね。その伸び率のほとんどが郵貯の方へ吸収されている。そういう結果が出ておりまふといつも思っています。

そこで、これは仕向け地というか取引先別に数字がいただきたいのですけれども、大手、中小法人、個人の資金需要、そして預金、要するに出入り、こういうのがわかれれば簡単にいまお答え願いたいと思います。

も、法人預金と個人預金はわかります。法人預金の中では大手法人と中小法人というものを分類した統計がございません。そこで推計ということになりますが、法人企業統計年報に法人規模別の現預金保有残高がございますので、それで比例配分するという非常に大胆なことを計算いたしてみますと、結論として、預金残高としては、五十五年三月末の計算でございますが、個人が四三・七%、法人企業の中で大企業が四三・〇%、中小企業が一三・二%、まずこういうことになります。次に、貸し出しのうちで大手法人、中小法人、個人の金額と割合でございますが、こちらの方は統計がございまして、五十五年十二月末現在でございますが、大企業向けがウエートで三五・六%、中企業向けがウエートで五〇・一%、個人が一三・四%、こういうことになっております。したがいまして、預金と貸し出しを機械的に比較いたしてみますと、大企業の場合には、預金のシェアが四三・〇%で貸し出しのシェアが三五・六%，中小企業が、預金のシェアが一三・二%，貸し出しのシェアが五〇・一%，個人が、預金のシェアが四三・七%，貸し出しが一三・四%，一応こういうことになります。

なお、これをやや時系列に見てみると、貸出残高に占める大企業向けウエートが四十年十二月末は五一・八%，それが五十五年十二月末で先ほど申し上げましたような三五・六%といふことで、非常に減っております。それから中小企業向けは四十年が四三・八%，これが五十五年には五〇・一%。それから個人は四十年十二月が二・六%，これが五十五年十二月が一三・四%。つまり、けさほど来申し上げておりますように、ここの十年間ばかりで中小企業向けあるいは個人向けウエートが非常に高くなつてしまいまして、その分だけ大企業向けが減つておるという顕著な傾向がござります。

いっては貸出金利が大きく響く、何となくそんな気がするのですけれどもね。

いま郵便貯金のお話をしましたけれども、郵便貯金が現在一八・九%のシェアまで非常にふえてきておりまして、この一年間でいくと二%近い伸びを示しているということをございます。郵便貯金、まあ先ほど金利一元化という話もありましたけれども、預金だけの金利と預貸両方合わせた金利とで収益をとつてあるところと一元化するというのは非常にむずかしいんではないかという気もするわけですけれども、逆にこのようにいま一八・九%のいわゆる資金調達の中のウェートを占めるという事実、これが大変大きくなりますと、逆に、農協なんかも含めて考えてみると、もう約三割に近い数字がいわゆる公の機関に集中しているというふうに見られるわけですから、そういう面で考えると、資金調達という面から、それから金利政策の面からちょっと問題が出てくるのではないかかなという、そんな気がするわけですけれども、この辺についてはいかがお考えですか。

そういった金融政策の問題から離れまして、いわゆる民間の金融機関から民間が金を借りるといふのが現在の金融構造、そういったものが主体をなすという現在の金融構造に対して、官の資金吸収というものが非常に大きくなりますと、形が変わつてまいるということも事実であろうかと思ひます。そういったような意味での金融構造あるいはマネーフローといったようなものに対しても、いろいろな影響を与えることにならうかと思ひます。

○玉置委員 現在の預金と貯金の競争といいますか、こういうのを見ていると、まだまだおさまらないような気がいたしますし、そうなつてくると問題が出てくるといふ面で、早急に解決策といふものを考えていかなければいけないんじやないか、そのように思うわけです。

大蔵大臣、いまのお話で、どの程度という話はないでなければ影響が出るだらうというお話をございますが、金利政策だけではなくて、民間の資金といふ面から考えても、やはりある程度の分野での調整というものが郵政省との間で必要ではないか、かようになるわけですから、いかがですか。

○米里政府委員 民間預金と貯金の問題も含めまして、御承知のように現在総理のもとで五人の中立委員の方から成る私的懇談会が開かれておりまして、大蔵省、郵政省を始めとして、各種の民間金融機関その他関係団体からヒヤリングを行つておられるという状況にございますので、ここで基本的な審議が行われ、実りある答申が出されるものと私どもは期待しておる次第でございます。

○玉置委員 先ほどから話が出てますように、いろんな資金調達といふ問題、この辺についてお聞きをしたいと思います。

特にわれわれの生活の周りといいますか、身近なところで中小零細企業からのいろんな資金調達の相談とかいろいろあるわけでございますけれども、どうしてもわれわれの周りの方を見てみます。

何もない。しかし、財力のない人はいつも借りり
がないといふ問題が一方に起きてくるわけです。
その兼ね合ひをどうするかということでございま
すが、中小企業の問題等については信用保証協会
というのもござりますし、したがつて、一つが
倒産することによって銀行が貸し込んでしまつてほ
かの多大の預金者に迷惑をかける、これはもちろん
困る。こいつはまず外さなければならぬ。です
から、金額の多寡にもよってくるのじやないか。
ですから、やはり中小企業、零細企業をめんどう
を見なさいよといふらには、多少のリスクは仕
方ないことじやないか。そこを完全に潔癖にやれ
ば、もう困つてゐる人はめんどうを見るなといふこ
とだから、わかりやすく言えば。それではやはり
銀行の公共性という点に問題がある。大きなところ
なんかだつたら、焦げつきになつてもみんな寄
つてたかつて全部銀行で抱いてやつて、それで銀
行ごとつぶれるやつを助けようと現にやつてお
わけですから、それはきめ細かい配慮といふもの
がある程度必要だ、しかし野方図にはできない、
ケース・バイ・ケースである、かように思つてお
ります。

○玉置委員 確かに、逆に緩めてしまつと悪用さ
れるといふこともありますし、ほかの預金者に
迷惑がかかる。そういう面があつて、本当に選別で
その都度ある程度相談に応じられる幅といふこと
とをやはり見ていただきなければいけないのじや
ないか、そのように思うわけです。

大口融資とかいろいろ話がありますけれども、
時間も余りないのでいまのもう一つの中で、シェア
を見てみますと、資金調達という面から見ます
と全銀、要するに都銀のシェアが従来一番多いと
きは三九・九%、四〇・九%近いシェアが現在二七・二%と
に落ち込んでおるという事実。そして、地方銀
行、地方銀行、相互銀行それぞれの間での、景気
のいい場合はいいわけですけれども、悪くなると
が漸増。こういう状況を見ますと、預金額を獲得す
るためにまず各銀行間といいますか、都市銀
行、地方銀行、相互銀行それぞれの間での、景気

いろいろな取り合いでなつてくるというような心配もあるわけでございまして、その辺の調整というものがどうのように行われているのか。その辺、預貸両面についてお聞きをしたいと思います。

○米里政府委員 らよつと御質問の趣旨が必ずしもよくわかつておりますんで、あるいは違ったお答えになるかもしれません、御承知のように現在各種の専門制度というものが設けられておりまして、いわゆる普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、相互銀行までが株式会社、あるいは協同組合組織であるというようなことで、資金の運用面におきましては、中小企業の中でもた規模によりまして三つに分けまして、相互銀行が比較的大規模なものから中規模なもの、それから信金庫が中規模ないし小規模のもの、信用組合が中小特に小規模零細企業のものに対して資金の運用を行うということになつております。ただ、これは原則でございまして、全体として中小金融機関が総貸し出しのうちの八割まではそれぞれの重層的な対象の中小企業に融資を行ひ、あとの二割はそれ以外に運用するという形にはなつておりますけれども、全体としてはそういった三段階の重層的な制度によりましてきめ細かく中小企業に融資が均てんするというような制度になつております。

限されておる、これについてはどうですか、そういうことです。

○米里政府委員 私どもがそういう問題を持て意識しておりますのは店舗行政の面でござりますが、都市銀行であれば全国どこへでも一応店舗を設置できる。中小金融機関になると、その営業地区が次第に小さくなつて行くという場合に、競合するという場合のさばきでございますが、私どもは原則として地元金融機関を優先する、あるいはまた下位の金融機関を優先する、フューバー方式とかなんとか申しておりますけれども、競合した場合には下位あるいは地元の金融機関を優先するということを調整しておるというのがその一つの例にならうかと思います。

○玉置委員 先ほど再編問題というものがちらつと出てまいりましたけれども、これは素人考えかもわかりませんが、先ほどのいろんな検査とかあるいは監査という中でどうしても思わしくない銀行というものがあるかと思うのですね。特に金融の条件というのが非常に悪化をしているという状態の中で効率化を目指していこう、預金者保護という立場から考えますと、競争はしてもらつた方がいい、しかしつぶれられては困るという、そなぎりぎりのところが一番いいわけです。ところが、それではやはり銀行間の優劣というものが非常に極端についてしまつ。片方では効率化をどんどん進めるに従つてまたお客様も集まつくる。そういうことを考へると、もう優劣ついたら極端な話ある程度整理したらどうか、そういう気がするのですけれども、再編問題ということいろいろ問題になつていますけれども、これからのお動きとして、いまの安定した経済の中で今までみたいな金融界、各銀行の活動というのは非常にむずかしいのではないか。再編についてどのようにお考へになつていますか。

○米里政府委員 御指摘のように金融効率化とう考え方で競争原理あるいは金利機能の活用といふものは從来以上に進めていかなければならぬ、また国際的な諸環境から見てもそういうた

とが要請される色合いはますます強くなってくる
ということだと思いますけれども、しかし一方、
金融機関というのはそういった私企業性以外に公
共性がある。それぞれの金融機関は種類別にそれ
ぞれの国民经济的な要請があるということでござ
いますから、いわゆる十八世紀的なレッセ・フェ
ールのような状態がわが国の金融界の今後のとる
べき姿であるとも思わないということであろうか
と思います。そこで、おのずと金融環境が厳しく
なる中において再編あるいは業務提携あるいは合
併というような問題も発生してこようかとも思
いますが、それはあくまでも自主的にそういう
形で金融効率化が進められるということが経営
者を初めとする関係者が一致してそういう方途
をとられた場合のことであって、何か金融界の再
編というような一つの目標を掲げてそれに誘導し
ていくというような性格のものではないんではな
いからうか。しかし、再編とか業務提携とか合併と
かいうことが、条件が整えばそれは金融効率化の
一つの手段であるということはまた間違いのない
ところだと思います。そういうたような意味合いで、
まずまず環境の厳しくなっていく各種金融機
関がそれぞれの方法で効率化を図っていくという
ような努力が強く期待されるところだと思いま
す。

○玉置委員 いまのお話を聞いていますと、経営
状態の悪くなった銀行が自分から言い出さない限
り手を出さない、そういうふうにも聞こえるので
すけれども、その辺についてはいかがですか。

○米里政府委員 金融機関といえども一つの生き
物、企業でございますから、どこかで決めて、そ
の企業、金融機関の意図いかんにかかわらずスケ
ジュール的に再編あるいは合併をするというよ
うなことは適当でないというふうに考えます。
○玉置委員 相手の良心に任せるとということです
ね。自主性の尊重ですね。そういうふうに理解を
したいと思います。

もう時間もありませんのであと一件だけ。
一年決算に移るということになりますけれど

も、いま銀行の方は五月あるいは六月に株主総会を開いて次のといいますか、次の期間への対応という準備が非常に盛んなようなんですねけれども、いろいろお聞きをしますと、早く実施時期を決めいただかないと、印刷の関係とかいろんな事務的な手続、そういう面で、途中でまたやり直しがなればいけないという話を聞いているわけですね。当初は五十八年から一年決算というお話でございましたけれども、何か一年早めて五十七年度からやるような話を聞いておりまして、それによって対応を決めていかなければいけない。いま両面で準備をされているところもあるというようにも聞いておりますけれども、その辺について、今回、法案審議中でござりますけれども、一応大蔵省として予定をされておりますのは、実施時期はいつからということか、そのことをお答えいただいて、時間前でございますけれども、終わりたいと思います。

○米里政府委員 御質問の一年決算につきましては附則の第九条に特別の規定を置きました、「昭和五十六年四月から開始する銀行の営業年度については、大蔵大臣の定めるところにより、同月から昭和五十七年三月までとすることができる。」つまり、一年決算につきましてはすぐに適用することができます。そこで、この九月期の決算を行わないで五六年度から早速一年決算に移りたいというような意向の金融機関もありある模様でござります。その場合に、いま御指摘の一年決算に変わるといたしますとまず株主総会で定款変更を行わなければならぬ。その株主総会のチャンスといふのは今度の三月決算総会、つまり六月下旬の総会でなければならない。そういたしますと、総会の一週間前に株主総会の招集通知が要りますし、その前に決算役員会が要る。これを逆算してまいりますと、大体五月の下旬には決算役員会を開かなければなりません。そういたしますと、総会は間に合わない。こういうことをしばしば私たちの方に各種金融機関から言ってまいつておるわけ

でございます。そういうたよな趣旨もございまして、ぜひひとつこの法案を早く御審議いただきまして御賛成いただけるということを心からお願ひ申し上げる次第でございます。

○玉置委員 五十六年度から実施できるということがあります。

○玉置委員 五十六年度から実施できます。

○玉置委員 終わります。

点から、それを果たすことはできないというふうに思いますが、自主的な努力、もちろん銀行の自発的な努力というのが進められなければならないことは当然ですけれども、最低この小委員会の意見にあるような、「貸出、有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すもの」というのはディスクローズすべきであるしなければならないといふふうに規定して当然だと思いますが、いかがで

○米里政府委員 今度の第二十一条にも「公衆の
しょうか、重ねてお伺いします。

縦覽に供するものとする。」と書いてござりますし、現にこの法律の規定ができます前から、かなりの金融機関が、自己の内容を積極的に対外的に明らかにすること、いわゆるパンフレット類その他をつくっているという現状でございます。また、この規定自身につきまして、各種業界専向きに考えて対処しておられますので、この規定が訓示規定であるということから、つくる者もつくらない者もあるのではないかというようなことはならないのではないかといふように考えておりまます。むしろ、こういった規定によりまして、その内容が各金融機関の自発的な創意工夫によつて、必要な記載事項になりましたことによつて、必要な記載事項

項を大蔵省が決めまして画一的にディスクローズを行われるよりも、相互にいろいろ工夫をこらしながらディスクロージャー制度が自発的に発展していくというには、プラスの面もあるのではないかというふうに考えております。

○ 管理委員　自主的にディスクローズされるならば何も問題ないわけですが、なかなかそれが、国民が望むようなものがディスクローズされないと、どうしてい納得できないのですけれども、銀行局としては、ディスクローズされるであろう項目について、一体どのようなものを考えておられるのか。

たとえばパンアメリカでは、自主的な自発的なディスクロージャーコードというものを設けて、七十項目による事項が自発的に開示されるという

ことになつておりますけれども、この程度のものが総覽に供されるディスクローズされるというふうに理解していらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○米里政府委員 御承知のようにパンク・オブ・アメリカの自発的ディスクロージャーコードといふものは、われわれがディスクロージャーの中身を考えます際に非常に参考になる有力な資料であるというふうに思つております。

ただ、このパンカメのディスクロージャーコー

ドというものは日本の制度とやや違いまして、みずからこういった書いたものを積極的に継続するということではなくて、要求があれば開示するものはどういうものであるかというような性格のものであるというふうに伺っておりますので、若干性格が違うことがあります。バンク・オブ・アメリカの広報部門から入手可能なものであるというようなもののようでございます。しかし、さはさりながら、これは非常に参考になるコードでございまして、各種金融機関がつくられる際にもちろんこれは一つの参考として活用されるというようになります。

○審輪委員 ディスクローズしては、やはり銀行の社会的

されるものであるべきで、単に銀行のPRとかあるいは对外説得の手段で終わっていたのではなく、もならない」ということが言えると思います。現在ディスクローズされている部分とほとんど変わりないということであるならば新しい銀行法が設けられた意味もなくなると思いますので、その点の内容的な充実がぜひとも必要ではないか。訓示規定ではなくて義務規定にするということ、そして特定企業の大口融資とか大企業と中小企業向けに対する貸出金利などの貸出条件の問題やあるいは大光相互銀行で問題となつた関連子会社などといふ問題についても開示することが大切だと思いま

○米里政府委員 内容がどういうものがディスク
ですが、この点は含まれていくといふうになるの
でしょうか。

ロージャーの対象になるかということはまさに個

個の経営者の方の考え方である、またディスクローズする内容自体にその銀行の特色が出てくると、いうことによつて相互に刺激し合つてディスクロージャー制度が発展していくというような性質のものであるうかと思います。これを法定化すると、いうことにつきましては、ディスクロージャーそのものが金融機関の私企業性と公共性というものの

の調和という形から社会的なニーズに応ずる自己規制策であるといったような性格に考えられてお

りますので、そういう意味では今後の各種金融機関それぞれの創意工夫の内容と、うものを私ど

機関における負担の負担二元の内容としてこのを積もは期待していくたいと考えております。

○審議委員 大分意見が違うところがあるのです
が、次に社会的責任に関連して幾つかの個別的な

問題についてお伺いしたいと思います。
まず、過当競争の問題につれてですが、先ほど

も質問がありましたが、新聞で報じられておりま
す。

すように、解約分に満期利息を払った問題が指摘されているわけです。これとは別に、預金金利が

四月十三日に引き下げられたがために起こった問題があるわけです。

富士銀行の場合ですけれども、預金金利が四月一三一二四までざつらまゝ三三しちふゝ二の六三

十三日に引き下けられましたけれどもこの大手都銀であります富士銀行が四月十三日以降受け入

れた新規の定期預金、たとえばこれが四月十四日
ということにしますと、四月十一日付の起算日扱

いで、この新しい定期預金について旧レートを適用して吸収しない方がとしている例がある。す

用して抜きといふやり方をしていける例があるれば、ですが、これは違法ということにはならないので

どうか、また先ほど問題になりました日銀のガ
イドラインとの関係ではどうなるのでしょうか、

お答えいただきたいと思います。
○米里政府委員　いざらも固別銀丁の固別の二千九

この問題は、政府が銀行の借入金の行方不明を認め、併せて銀行の借入金の行方不明を認めることでござりますので具体的な言及は避けさせていた

だきますが、一般論といたしまして一年定期なら一年定期を預け入れまして、それを一年定期本来

のガイドラインあるいはみずから提出した預金利

卷之三

第一類第五号

ございますが、一部でなくて全体であってもそういった取り扱いをなすということは、金融秩序あるいは金融慣行に反するものとして適当でないところでは、そういう事実を把握しておられて、その後の私どもは考えております。

○審輪委員 一般論ではなくて、一部の銀行ですでにそういう事実を把握しておられて、その後の処理はどうされたのでしょうか。

○米里政府委員 好ましくないことでございますので、厳重に注意し、今後このようなことが起こることのないように指導してまいりたいと思いま

す。

○審輪委員 指導してまいりたいとおっしゃいましたので、まだ指導しておられないと思いますから、実態をつぶさに把握していただき、こういうことが、銀行の信用にもかかわり社会的責任にもかかわるという観点から、一度と行われないような行政指導をしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、岐阜相互銀行にかかる問題で、岐阜県郡上郡高鷲村に郡上高原カントリークラブというゴルフ場があります。ここは去年からことにしておけた豪雪で孤立してしまったところでございますけれども、そしてまたゴルフ歴の長い人に言わせると、プレーできる期間が長くて年間七ヶ月しかなく、岐阜市から車で一時間以上かかるし、経営上、採算上非常に問題があるというふうに思われるというふうに言われている、そういうゴルフ場があるわけです。そのゴルフ場の理事長に岐阜相互銀行の社長が就任しているわけです。この社長は、ゴルフ場が非常に好きなようでも、前にも福島県の方へ一徳開発というゴルフ場経営の会社をみずから設立したわけですけれども、聞くところによりますと、大蔵省のお許しが出なかつたやに聞いておりまして、設立から半年余りで解散という、实际上全然物にならなかつたゴルフ場もあるわけですが、そういう経過がある中で、今度はこの高鷲村の郡上高原カントリークラブといふところの理事長に就任いたしました。そこで、この社長は、百六十万円もするゴルフ場の会

員権を、岐阜相互銀行の従業員に割り当てて買わせる。さらに顧客に対しても売りつけるというよろんなことを進めているわけです。このカントリークラブには、支店長経験者の従業員も意向していることがありますし、このカントリークラブは奥美濃高原開発株式会社というものが經營しているわけですが、五十二年度の決算では、一億三千万円余りの欠損を出している。そういうゴルフ場なわけです。雪でプレーができない期間が長いというわけですから、こういう欠損がずっとその後も続いていると見なければなりません。

こういう中で、私どもが入手しました銀行の秘書室長の手による「郡上高原CC会員募集」という書類を見ますと、対象は、原則として四等級以上の行員、括弧をして一等級から三等級の行員でも入会トリーカラブですね、「CC会員募集」という書類を歓迎。入会金の支払い方法としては、「入会時にマ

ル専用の割賦手形を振り出す。期間は五年十ヵ月以内とし、次の方法による」ということで、「最低額毎月給料時一万五千円で七十回」、さらに「毎賞」がありまして、五十三年の七月現在では、岐阜相互銀行の行員全体で千百二十一人、うち男性が七百四十九名です。男性役職者四等級以上の係長以上は三百六十九名いるわけですけれども、そのうち三百五十四名がマル専手形を発行して購入しているというところで、九五・九%の率をもって、ゴルフをする、しないにかかわらず購入させられているという実態があるわけです。これを追及いたしましたのは、宇佐見社長が岐阜県経営者協会会長であるというようなことから、強力に依頼がございまして、「村長、区長を始め村民有力者が多數再三懇請に来ましたので、断わり切れずに已むを得ず受け取った次第でございます」というふうに記録に書いてあります。そこで、宇佐見さんが理事長になられまして、なお、理事長になられるに際しましては、当時の資料を見ますと、「理事長を引受けたのは小職としては左記のような条件をつけました。岐阜相互銀行としては如何なる場合にも融資・投資はしないこと」という条件が入っています。それで、その後、一部の行員や顧客に對して会員権購入に、できれば協力してほしいと勧めたことはあったようでございます。

そこで、その段階で、五十年の九月に至りました

思いますし、行員も、これを断るに断れないという状況では大変困るわけで、こういうことは直ちに行政指導でやめさせていくべきではないかといふふうに考えますけれども、こういう実態を御存じでしょうか。そしてどのようにお考えでしょうか。

○米里政府委員 御指摘がございましたので、私どもの方も調べさせていただいたわけですが、この郡上高原カントリークラブでございますが、親会社は奥美濃高原開発株式会社、岐阜相互とは出資関係あるいは人的関係など、特にございませんが、岐阜相互から通常の運転資金融資がなされているという関係があるわけでございます。

そこで、その理事長に四十九年の六月に岐阜相互の宇佐見社長が就任されたということでございましたが、これは資料を見ますと、銀行とは直接関係のない話で、宇佐見社長が岐阜県経営者協会会長であるというようなことから、強力に依頼がございまして、「村長、区長を始め村民有力者が多數再三懇請に来ましたので、断わり切れずに已むを得ず受け取った次第でございます」というふうに記録に書いてあります。そこで、宇佐見さんが理事長になられまして、なお、理事長になられるに際しましては、当時の資料を見ますと、「理事長を引受けたのは小職としては左記のような条件をつけました。岐阜相互銀行としては如何なる場合にも融資・投資はしないこと」という条件が入っています。それで、その後、一部の行員や顧客に對して会員権購入に、できれば協力してほしいと勧めたことはあったようでございます。

そこで、その段階で、五十年の九月に至りました

降、岐阜相互は、このゴルフ場の会員権の取り次ぎの行為は一切やつていいということをございますので、かつて、ややそりいたようなことがございましたが、現在では、その問題は解消しておるということであろうかと思います。

○審輪委員 一つは、顧客に対する取り次ぎ行為がありますし、もう一つは、行員に対する押しつけの問題があるわけです。いまお答えをいただきました、取り次ぎ行為は一切やつていいということがありますけれども、現に、まだ顧客に対する涉外係等がこのゴルフの会員権販売を行っているという事実もありますので、その点は事実と違うと思いませんが、さらに一層御調査をいただきたいと思いますと同時に、行員に対する押しつけの問題についてはいかがでしょうか。

○米里政府委員 行員につきましては、企業内の問題でございまして、強制的にそういうことを行なうと同時に、行員に対する押しつけの問題についてはいかがでしょうか。

○審輪委員 現在もなおこの危機に瀕していると思われる奥美濃高原開発の経営を続けていくためには、現在は五十年九月の一札以降、ないといふうに聞いておりますが、必要がございましたら、さらに調査をいたしまして、不適当なことがあれば十分指導してまいりたいと考えております。

○審輪委員 現在もなおこの危機に瀕していると思われる奥美濃高原開発の経営を続けていくために融資をどんどん行い、最近の融資残高では一億円を超えているというふうにも聞いておりますし、取り次ぎ行為もなお続行されているやに聞いておりますので、調査の上、また御指導いただきたいというふうに思います。

それから、相銀など中小金融機関のあり方についてですけれども、岐阜相銀の場合で言いますと、各店別の預貸率というのが出されておりまして、それを見ますと、五十五年度の平残計画で、大阪、東京の支店が百六十数%というふうに認しましたところ、この報告のとおり、五十年以

なっております。五十五年十一月五日の実績で見ますと、大阪一七六%、それから東京一八一・四%というふうにオーバーローンになつてゐるわけです。さらに、貸し出し平均約定利率の問題で見ましても、大阪、東京の支店は同行の平均を下回つてゐるという状況で、かなり大都市の方に資金が移動しているという傾向が見られるわけです。もちろん相銀と一口に言いましても上位と下位ではいろいろと実態も違いますし、抱えている問題、格差もかなりあり、一律に見ることはできないといふにも思ひますけれども、この岐阜相互銀行の場合で見ますと、大都市への資金集中といふことは非常に好ましくないのではないか。地域では地場産業が非常に重要な産業として育成されるべきだといふに期待をされておりまし、資金の地元還元といふような問題から見ましても現状は決して好ましくない状態ではないかといふに思ひます。相銀の今後ということを考えみましても、こうした地元の産業の発展、資金還元といふようなことを中心的に指導していく必要があるのではないかでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 御承知のように、法的には相互銀行の業務の地域制限といふものは昭和四十三年の法改正で廃止されたわけですから、法律上はいづれの地域でも営業ができるといふたてまえになつております。しかし、中小企業金融専門機関でございますから、そりいつた性格上地域に密着した商売を行うといふことが同時に中小企業金融の円滑化に資するゆえんであるといふ性質がございまますので、相互銀行のたとえば店舗行政においても原則として本店所在県内の地元を優先するというような考え方方に立つて行政を行つていらるわけでございます。

岐阜相互の場合は、相互銀行全体の県内店舗といふものは相互銀行の店舗合計の七四・四%、つまり四分の三が地元の県の中にある、県外店舗が二五・六といふのが相互銀行全体の姿でございますが、なるほど岐阜相互銀行を見て

ますと県内店舗が六〇%、それから県外店舗が四〇%といふことで、ややほかの相互銀行の平均よりは県外店舗のウェートが高いかなというようましても、大阪、東京の支店は同行の平均を下回つてゐるという状況で、かなり大都市の方に資金が移動しているといふ傾向が見られるわけです。もちろん相銀と一口に言いましても上位と下位ではいろいろと実態も違いますし、抱えている問題、格差もかなりあり、一律に見ることはできないといふにも思ひますけれども、この岐阜相互銀行の場合で見ますと、大都市への資金集中といふことは非常に好ましくないのではないか。地域では地場産業が非常に重要な産業として育成されるべきだといふに期待をされておりまし、資金の地元還元といふのような問題から見ましても現状は決して好ましくない状態ではないかといふに思ひます。相銀の今後ということを考えみましても、こうした地元の産業の発展、資金還元といふようなことを中心的に指導していく必要があるのではないかでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

が、その観点は今回の銀行法案ではどのように配慮されているというふうになっていますか。

○米里政府委員 第四章でございますが、第四章の「監督」の規定の中に、「第二十四条がございまして、二十四条全体は報告または資料の提出義務をうたつたものでございますが、その第二一項に

「銀行の子会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。」と、報告または資料の提出権といふものが出ておりまして、あわせまして、第二十五条に、検査の規定でございますが、

第二十五条の第二項に、「当該職員は銀行の子会社の施設に立ち入りさせ、」云々又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と、いう規定がございまして、ここで新たに二十四条、二十五条に子会社検査権及び子会社に対する報告資料の提出権といふものを規定したわけでござります。

特に最近では金融機関が本来の業務の一部を分離いたしまして、一〇〇%の持株会社という形で別の企業にやらせるという形が漸次広まっております。こういうことになりますと、大都市銀行のように次第に子会社を分離していくところは親元だけを検査する、その他のところは全部検査するというような問題にもなりかねませんので、実質的に銀行業務と同じようなことを子会社を分離してやっている場合にも報告資料あるいは検査の対象にしようということで、この新たな規定の設置をお願いしておるわけでございます。

○審議委員 問題になりました平和相互銀行とか大光相互銀行の例に見られるように、特に関連会社なんかをつくって土地投機をする例などがありましても、不良貸し付けという問題も起つたことがあります。まだこういう問題が今後も起つて来る心配される規制というのは一層強化していかなければならぬと思いますが、重ねてお伺いして、終わ

りたいと思います。

○米里政府委員 一般に金融機関が非常に密接な関係にあると思われております企業におきましても、持ち株関係その他から見ると余り関係がないというようなことも聞々ござりますので、どういったものが関連があるということを把握するのは

実はなかなかむずかしいわけでございますが、御趣旨に沿いまして、今後ともに、その金融機関に実質的に影響力のあるような関連会社のあり方に

ついては、制度あるいは行政面で十分気をつけてまいりたいと思っております。

○審議委員 終わります。

○総務委員長 次回は、来る八日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

第十八条ノ三を削る。

第二十一条ノ四中「営業全部ノ譲渡又ハ他ノ」を「営業ノ全部若ハ一部ノ譲渡又ハ他ノ」に、

「営業全部ノ譲受」を「営業ノ全部若ハ一部ノ譲受」に、「営業全部ノ譲渡又ハ譲受」を「営業ノ全

部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受」に改める。

第四十二条中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

(相互銀行法の一部改正)

第三条 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のよう改正する。

第二条第一項中「左の業務及びこれに附隨する」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「とき」と「時に」、「受入」を「受入れ」に改め、同項

第一号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第一項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第三項を次のよう改め。

相互銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務

3 その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券の売買(投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条及び次条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするもの

を除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるもの

を含む。)の取得又は譲渡

六 地方債又は社債その他の債券の募集の受

(大蔵省令で定めるものに限る)。

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

4 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

十 両替 第二条に次の二項を加える。

第二条の二 相互銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の隊行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第三項の規定により営む業務を除く。)を営むことができる。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、相互銀行業の免許の申請があつたときは、その免許を申請した者の財産的基礎、事業収支の見込み及び人的構成、経済金融の状況その他を勘案し相互銀行の業務を行つにつき十分な適格性を有するかどうかを審査しなければならない。

3 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるところに、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第五条を次のように改める。

(資本の額)

第五条 相互銀行は、資本の額が、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上の株式会社でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、四億円を下回つてはならない。

第六条第一項中「用いなければならない」に改め、同条第二項

〔使用しなければならない〕を

第一條 次に掲げる法律は、廃止する。

(貯蓄銀行法等の廃止)

一 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)

二 銀行法等特例法(昭和二十年法律第二十一号)

〔無尽業法の一部改正〕

三 第二章 金融に関する法律の一部改正

〔第二条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部〕

七 銀行その他金融業を行う者の業務の代理部を次のように改正する。

一 第七条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

二 第八条の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条各号に規定するいずれかの行為をしたとき。

三 第十三條の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項

若しくは第三十八条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

四 第十六条第一項の規定により付した条件（第八条第三号から第六号まで又は銀行法

第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。」と改めたとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

類に記載すべき事項のうち重要な事項を記

載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

務の全部又は一部の停止の命令を除く。」又は銀行法第二十九条の規定による命令に違

九 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）

三
む。)の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

第二十六条 第六条第二項の規定に違反して商号中に相互銀行であることを示す文字を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第二十七条を削る。

第七項中「附則第八項中」を「次項」に、「第二十一

〔条〕を「銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十六年法律第 号)第三条の規定による改正前の第二十条」に改め、同項を附則第三項とし、附則第八項を附則第四項とし、附則第九項及び第十項を削り、附則第十一項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則に次の二項を加える。

6 相互銀行が第一条の二の規定により同条に規定する国債等に係る業務を営もうとする場合には、当該相互銀行は、当分の間、不特定かつ多數の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 前項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第四条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のよう改定する。

第三条中「五億円」を「政令で定める額」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

第四条第一項中「受入」を「受入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「見込」を「見込み」に改め、同条に次の二項を加える。

3 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第五条第二項中「銀行法(昭和二年法律第二十号)第四条第一項(商号)」を「銀行法(昭和五十九号)第六条第一項(商号)」に改める。

改め、同項第二号中「取得。但し」を「取得(一)に、「にについては、売出の目的で取得する場合を除く。」を「にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 預金又は定期預金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）

第六条第一項第六号を削り、同条第一項中「前項」を「前項各号」に、「の外、同項の業務に妨げのない範囲」を「のほか、当該業務の遂行を妨げない限度」に、「六箇月」を「六月」に、「こえる」を「超える」に、「貸付」を「貸付け」に、「又は手形の引受け」を「若しくは手形の引受け」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券の売買（顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

二 有価証券の貸付け

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券に係る売買その他の業務（第一項第二号及び第五号並びに前一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものと含む。）の取得又は譲渡

五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預

第六条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 長期信用銀行は、前案の規定により営む業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十一号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。
第八条中「利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ」を「準備金として政令で定めるものをいう」に、「二十倍」を「三十倍」に改める。
第十四条中「又は預金者」を「、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。
第十五条第一項中「合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く」を「合併又は營業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業（銀行法第一条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ）に属するものに限る。以下この条において同じ。）に基づく」に、「その契約が」を「その契約に関する業務が」に、「定の」を「定めの」に、「従前の業務に属する契約」を「従前の契約に関する業務」に、「同様である」を「、同様とする」に改め、同条第二項を削る。
第十六条及び第十七条を次のように改める。
(他業会社への転移等)
第十六条 長期信用銀行が次条において準用する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合において、当該長期信用銀行であつた会社に従前の債券、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、大蔵大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を保護を図るために当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をするこ

反したとき。

九 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十
五条第三項において準用する場合を含む。）

の規定に違反して、営業又は事業の譲渡又は
譲受けをしたとき。

附則第一項中「附則第二項」を「次項」に、「附
則第十四項」を「附則第十一項」に改め、附則第
六項中「第十項」を「第七項」に改め、附則第七項
から第九項までを削り、附則第十項を附則第七
項とし、附則第十一項を附則第八項とし、附則
第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を
附則第九項とし、附則第十三項中「第十項」を
「第七項」に改め、同項を附則第十項とし、附則
第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項か
ら第十九項までを削る。

（外国為替銀行法の一改正）

第五条 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六
十七号）の一部を次のよう改定する。

第二条中「十億円」を「政令で定める額」に改
め、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つ
てはならない。

第四条第二項中「見込」を「見込み」に、「充分
な」を「十分な」に改め、同条に次の二項を加え
る。

3 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるとき
は、その必要な限度において、第一項の免
許に条件を付し、及びこれを変更することができる。
（銀行法第三十四条第一項）

第六条の前段を「（業務の範囲）」に改
め、同条中「左記」を「次に」、「貸付」を「貸付
け」に、「引受け」を「引受け（次項において「貸付け
等」という。）」に、「の受入」を「又は定期積金の
受入れ」に改め、同条第六号を削り、同条に次
の四項を加える。

2 外国為替銀行は、前項第一号から第三号ま
でに掲げる業務を円滑に遂行するため必要が
ある場合又は外国で貸付け等の業務を営む場
合には、同項各号に掲げる業務の遂行を妨げ
ない限度において、国債等に係
る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買そ
の他の業務（同条第四項の規定により営む業
務を除く。）を営むことができる。

3 外国為替銀行は、前項の業務を営もうとす
る場合には、その内容を定めて、大蔵大臣の
認可を受けなければならない。当該認可を受
けた業務の内容を変更しようとするときも、
同様とする。

4 外国為替銀行は、前三項の規定により営む
業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる
業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券の売買（投資の目的をもつてす
るもの又は顧客の書面による注文を受けてす
るもの又は計算においてするものに限る。）

二 有価証券の貸付け

三 国債 地方債若しくは政府保証債（以下
この条及び次条において「国債等」という。）

の引受け（売出しの目的をもつてするもの
を除く。）又は当該引受けに係る国債等の募
集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵
省令で定める証書をもつて表示されるもの
を含む。）の取得又は譲渡

五 地方債又は社債その他の債券の募集の受
託

第六条 第二項中「銀行法（昭和二年法律第二十
一号）第四条第一項（商号）」を「銀行法（昭和五
六年法律第二号）第六条第二項（商号）」に改
める。

第六条の前段を「（業務の範囲）」に改
め、同条中「左記」を「次に」、「貸付」を「貸付
け」に、「引受け」を「引受け（次項において「貸付け
等」という。）」に、「の受入」を「又は定期積金の
受入れ」に改め、同条第六号を削り、同条に次
の四項を加える。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 外国為替銀行は、前項の規定により営
む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務
の遂行を妨げない限度において、国債等に係
る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買そ
の他の業務（同条第四項の規定により営む業
務を除く。）を営むことができる。

第八条 外国為替銀行は、前二条の規定により
営む業務並びに担保附社債信託法（明治三十
八年法律第五十二号）により営む業務（本邦の
法律に基づいて設立された法人が外国におい
て募集する物上担保付社債に関する信託業に
限る。）及びその他の法律により営む業務のは
か、他の業務を営むことができない。

第九条の二中「利益準備金、資本準備金そ
の他株主勘定に属する準備金を「準備金」として政
令で定めるもの」に、「五倍」を「十倍」に改め
る。

第九条の八中「又は預金者」を「預金者、定期
積金の積金者その他政令で定める債権者」に
改める。

第十条第一項中「合併により銀行業又は貯蓄
銀行業に属する契約に基く」を「合併又は営業の
全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契
約に関する業務が銀行業（銀行法第二条第二項
(定義等)に規定する銀行業をいう。以下同
じ。）に属するものに限る。以下この条において
同じ。）に基づく」に、「その契約が」を「その契約
に関する業務が」に改め、「以下この条において
同じ。」を削り、「従前の業務に属する契約」を
「従前の契約に関する業務」に、「同様である」を
「同様とする」に改め、同条第二項及び第三項
を削る。

（銀行法の準用）

第十一条 銀行法の規定は、同法第一条から第
四条まで（目的、定義等、営業の免許）、第五
条第一項及び第一項（資本の額）、第六条第一
項及び第二項（商号）、第十一条から第十二条ま
で（業務の範囲）、第二十二条（合併又は営業
等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十
三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第
三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第
四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外
国銀行支店）、第五十四条（認可等の条件）、第
五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号
(大蔵大臣の告示)、第五十八条から第六十条
まで（大蔵省令への委任、権限の委任、経過
措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除
くほか、外国為替銀行について適用する。こ
の場合において必要な技術的読解は、政令
で定める。

第十三条から第十六条までを次のように改め
る。

5 前項第三号の「政府保証債」とは、政府が元
本の償還及び利息の支払について保証してい
る社債その他の債券をいう。

九 両替

（他業会社への転移等）

第十条の一 外国為替銀行が次条において準用
する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の
規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の免

許が効力を失つた場合において、当該外国為
替銀行であった会社に從前の債券、預金又は
定期積金の債務が残存するときは、政令で定
める場合を除き、大蔵大臣は、当該会社が當
該債務を完済する日又は当該免許が効力を失
つた日以後二十年を経過する日のいずれか早
い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額
を限度として財産の供託を命じ、又は債券の
権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の
保護を図るために該債務の処理若しくは資產
を清算する物上担保付社債に関する信託業に
限る。）及びその他の法律により営む業務のは
か、他の業務を営むことができない。

2 前項の規定は、外国為替銀行及び銀行以外
の会社が合併により外国為替銀行の債券、預
金又は定期積金の債務を承継した場合につい
て管理若しくは運用に關し必要な命令をする
ことができる。

3 銀行法第二十四条第一項（報告又は資料の
提出）並びに第二十五条第一項、第三項及び
第四項（立入検査）の規定は、前二項の規定の
適用を受ける会社について準用する。

（銀行法の準用）

第十一条 銀行法の規定は、同法第一条から第
四条まで（目的、定義等、営業の免許）、第五
条第一項及び第一項（資本の額）、第六条第一
項及び第二項（商号）、第十一条から第十二条ま
で（業務の範囲）、第二十二条（合併又は営業
等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十
三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第
三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第
四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外
国銀行支店）、第五十四条（認可等の条件）、第
五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号
(大蔵大臣の告示)、第五十八条から第六十条
まで（大蔵省令への委任、権限の委任、経過
措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除
くほか、外国為替銀行について適用する。こ
の場合において必要な技術的読解は、政令
で定める。

る。

(認可等の条件)

第十三条 大蔵大臣は、この法律の規定（第十一条において準用する銀行法の規定を含む。）

次条から第十七条までにおいて同じ。）による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならぬ。（認可の失効）

第十四条 外国為替銀行がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき（第十一條において準用する銀行法第九条第一項（海外現地法人の株式等の取得）において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、外國為替銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第一項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつたとき）は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。（大蔵省令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(権限の委任)

第十六条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。本則に次の五条を加える。（経過措置）

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十八条 第四条第三項の規定により付した条件に違反した者又は第十一條において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二 銀行法第十九条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三 銀行法第二十四条第一項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 銀行法第二十五条第一項（第十条の二第二項及び銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六条 第四条第三項の規定により付した条件準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質

又は人の業務又は財産に關し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

第二十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした外国為替銀行（外國為替銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合における当該外國為替銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項若しくは第十条の規定若しくは銀行法第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第九条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれららの規定に規定する行為をしたとき又は同条第一項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同条第一項に規定する外國の会社が銀行業を営むこととなつた後において、当該外國の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。

二 第八条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

三 第九条の四第一項若しくは第九条の五六第六項の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条规定若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

四 第十三条规定第一項の規定により付した条件准用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質

問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六条 第四条第三項の規定により付した条件準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質

問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 銀行法第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

八 銀行法第十八条の規定に違反して利益準

るに違反したとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社

六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準

備金を積み立てなかつたとき。

七 銀行法第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

八 銀行法第二十六条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）又は銀行法第二十九条の規定による命令に違反したとき。

九 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

四 外國為替銀行が第七条の規定により同条に規定する国債等に係る業務を當もうとする場合には、当該外國為替銀行は、当分の間、不特定かつ多數の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

5 前項の認可に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

六 協同組合による金融事業に関する法律の一部

四 第六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

六条 第六条 第六項から第十項までを削る。

六条 第六項から第十項までを削る。

二年法律第二十一号第八条(法定準備金)の準備金その他の組合員勘定に属する準備金]を準備金として政令で定めるもの」に改め、「(第四条の二において「自己資本の額」という。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める額は、信用協同組合の出資の総額にあつては一千円、同項の協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回つてはならない。

第三条中「次に掲げる場合」を次の各号のいづれかに改め、同条に次の三号を加える。

三 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

四 中小企業等協同組合法第三十三条第一項第四号の事務所の位置を変更しようとするとき(同法第五十一条第一項の認可を受けた当該事務所の位置を変更しようとするときを除く。)。

五 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。

第四条の二を削る。

第五条中「四月から翌年三月まで」を「四月一日から翌年三月三十日まで」に改める。

第六条を次のように改める。

(銀行法の適用)

第六条 銀行法(昭和五十六年法律第号)

第十四条から第十六条まで(取締役に対する信用の供与、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十八条(利益準備金の積立て)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)、第四章(第四条第二項及び第三項、第二十五条第一項及び第五項並びに第二十九条を除く。)(監督)、第三十七条第一項第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十条(免許の取消しによる解散)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免 清算の監督、清算手続等における大蔵大臣の意見等)並びに第五十六条第一号及び準備金その他の組合員勘定に属する準備金]を準備金として政令で定めるもの」に改め、「(第四条の二において「自己資本の額」という。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

臣の意見等)並びに第五十六条第一号及び準備金その他の組合員勘定に属する準備金]を準備金として政令で定めるもの」に改め、「(第四条の二において「自己資本の額」という。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、銀行法の規定中「大蔵大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条第一項中「この法律」を「この法律の規定(前条第一項において準用する銀行法の規定を含む。以下第七条の五までにおいて同じ。)」に、「こえる」を「越える」に、「前条」を「前条第一項」に、「次条及び第九条において「銀行法」という。」「第二十一条を「第二十五条第一項(同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)(立入検査)」に改め、同条第一項中「この法律」を「この法律の規定」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（届出事項）

第七条の二 信用協同組合等は、この法律の規定による認可を受けた事項を実行したときそ

れぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法の規定中「大蔵大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条第一項中「この法律」を「この法律の規定(前条第一項において準用する銀行法の規定を含む。以下第七条の五までにおいて同じ。)」に、「こえる」を「越える」に、「前条」を「前条第一項」に、「次条及び第九条において「銀行法」という。」「第二十一条を「第二十五条第一項(同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)(立入検査)」に改め、同条第一項中「この法律」を「この法律の規定」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（罰則）

第八条 第四条の規定に違反して同条各号に掲げる方法以外の方法によりその業務上の余裕金を運用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条 第六条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者（認可の失効）

第七条の三 信用協同組合等がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

（実施規定）

第七条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵大臣が定める。

（経過措置）

第七条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

（罰則）

第八条 第四条の規定に違反して同条各号に掲げる方法以外の方法によりその業務上の余裕金を運用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者（認可の失効）

告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は銀行法第二十五条第一項(銀行法第四十

三 銀行法第二十五条第一項(銀行法第四十

六条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは忌避した者

六条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは本則に次の一項を加える。

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九条の二に、「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第五条を次のように改める。

(出資の総額の最低限度)

第五条 金庫の出資の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならぬ。

2 前項の政令で定める額は、信用金庫の出資の総額にあつては一億円、信用金庫連合会の出資の総額にあつては十億円をそれぞれ下回つてはならない。

第二十九条中「規定による事業」を「大蔵大臣」に、「左の各号に」を「次に」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第三十条を次のように改める。

(免許の失効)

第三十条 金庫が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の大蔵大臣の免許は、効力を失う。
一 免許を受けた日から六月以内に事業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときを除く）。

二 解散したとき（設立又は合併（当該合併により金庫を設立するものに限る）を無効とする判決が確定したときを含む）。
第三十一条中「左の場合においては」を「次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定める場合を除き」に改め、同条第三号中「する」ときの下に「（第一号に係る認可を受けて事務所の位置を変更しようとするときを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。

第五十一条第一項中「作らなければならぬ」を作成しなければならない」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「預金者」の下に「定期積金の積金者その他政令で定める債権者」を加える。

第五十三条第一項中「及びこれに付随する業務」を削り、同項第五号から第七号までを削り、同条第六項中「第一項第七号」を「第三項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を

同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第五号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

二項の次に次の三項を加える。

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

二 有価証券の売買（投資の目的をもつてするものに限る。）

三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下のこの条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものに限る。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるもの

六 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

七 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九 両替

4 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

5 信用金庫は、第三項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

ければならない。

第五十四条第一項中「及びこれに付隨する業務」を削り、同項第四号を削り、同項第二項中「及びこれに付隨する業務」を削り、同項第四号及び第五号を削り、同条第四項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第六項から第九項まで」に、「同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「次条第二項第四号」と、同条第六項中「第一項第七号」とあるのは「次条第二項第五号」を

「同条第六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第三項第六号」とあるのは「次条第四項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付隨する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

二 有価証券の売買（投資の目的をもつてするものに限る。）

三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるもの

六 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

七 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九 両替

4 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

5 信用金庫連合会は、前項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けるなければならない。

第五十四条の二を削る。

第五章の章名中「譲受」を「譲受け」に改める。

第五十八条の前の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に、「大蔵大臣の認可を受けなければならない」を

「政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」に改め、同条第四項中「譲受」を「譲受け」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の認可を受けて合併により設立される

金庫は、当該設立の時に、第四条の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第六十二条の見出しを「事業の譲渡の公告等」に改め、同条第一項中「全部」の下に「又は一部」を加え、同条第一項中「貸付金の」を削り、「指名債権譲渡」を「指名債権の譲渡」に、「確定日付」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

第七十五条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第一項中「因る」を「よる」に、「の外」を「ほか」に、「第五十八条第四項」を「のほか、第五十八条第五項」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第七十七条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「ほか」に、「第五十八条第四項」を「のほか、第五十八条第五項」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第三項中「添附し」を「添付し」に改める。

第八十六条中「この法律」を「この法律の規定（第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第一号）の規定を含む。）に、「その他に関してこの法律を実施するため必要な事項」を「の手続その他の法律を実施するため必要な事項」に改める。

第八十七条を次のように改める。

(届出事項)
第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 事業を開始したとき。
- 二 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。
- 三 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第八十八条の見出し中「一部の代行」を「委任」に改め、同条中「この法律」を「政令で定めるところにより、この法律の規定」に改め、同条の前に次の二条を加える。

(認可等の条件)

第八十七条の二 大蔵大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならぬ。

(認可の失効)

第八十七条の三 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可是、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十九条を次のように改める。

(銀行法の準用)
第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十四条から第十六条まで(取締役に対する信用の供与、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧)、第四章第二十九条を除く。(監督)、第三十五条(同条第三項において準用する同法第三十四条第三項及び第四項を含む。)(營業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議)

の催告等)、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項(営業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における大蔵大臣の意見等)並びに第五十六条第一号から第三号まで(大蔵大臣の告示)の規定は金庫について、同法第十三条(同一人に対する信用の供与)の規定は信用金庫についてそれぞれ準用する。

- 2 前項の場合において、銀行法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 第十章中第八十九条の次に次の二条を加える。

(経過措置)
第八十九条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九十条を次のように改める。

第九十条 第四条の大蔵大臣の免許を受けていない金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。これと併せて第六十一条の次に次の三条を加える。

第九十条の二 第八十九条第一項において準用する銀行法(以下第九十二条までにおいて「銀行法」という。)第四条第四項の規定により付された条件に違反した者は銀行法第二十六条の規定による業務の全部若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、銀行法第三十四条第三項及び第四項を含む。)(營業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議)

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、その書類の提出をした者

- 2 銀行法第二十五条第一項(銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは銀行法第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 3 銀行法第二十五条第一項(銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは銀行法第二十五条第二項の規定による當該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者
五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

八 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

九 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十一 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十二 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十三 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十五 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十六 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十七 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十八 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

十九 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十一 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十二 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十三 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十五 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十六 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十七 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十八 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

二十九 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

三十 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

三十一 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

法第三十四条第四項の規定に違反して合併若しくは事業の譲渡若しくは譲受けに改め、同条第十三号中「第五十九条」に改め、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第八十七条の規定」を加え、「又は銀行法第十九条」を「の規定又は銀行法第十六条若しくは第三十八条の規定」に、「公告を怠り、又は不正の公告」を「届出、公告若しくは掲示」に改め、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせしめた者

- 2 同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。
正の公告」を「届出、公告若しくは掲示」に改め、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせしめた者
- 3 同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。
正の公告」を「届出、公告若しくは掲示」に改め、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせしめた者

一 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。
第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る)に違反したとき。
二 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。
第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る)に違反したとき。

三 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。
第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る)に違反したとき。

四 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

五 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

六 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

七 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

八 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

九 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十一 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十二 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十三 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十四 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十五 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十六 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十七 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十八 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

十九 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十一 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十二 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十三 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十四 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十五 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十六 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十七 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十八 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

二十九 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

三十 銀行法第三十二条十九号を次のように改める。

法第三十四条第四項の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、その書類の提出をした者

- 2 前項の政令で定める額は、労働金庫の出資の総額にあつては一億円、労働金庫連合会の出資の総額にあつては十億円をそれぞれ下回らない。

第七条 労働金庫法の一部改正

第八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第九十三条を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第九十二条中「一千万円」を「百万円」に改める。

第十一条を削る。

目次中「譲受」を「譲受け」に改める。

第七条を次のように改める。

(出資の最低限度)

第七条 出資の額は、政令で定める区

分に応じ、政令で定める額以上でなければな

らない。

2 前項の政令で定める額は、労働金庫の出資

の総額にあつては一億円、労働金庫連合会の

出資の総額にあつては十億円をそれぞれ下回

らない。

第三十九条第一号中「基づいて」を「基づいて」に改め、同条第十二号中「第五十八条第四項」を「第五十九条第五項」に、「第五十二条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受」を「第五十二条第二項の規定による事業」を「大蔵大臣及び労働大臣」に、「左の各号に」を「次に」に、

その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百条の二 第九十五条第一項の規定若しくは

第一百条の次に次の三条を加える。

第一百条の二 第九十五条第一項において準用する銀行法

(以下第一百一条までにおいて「銀行法」とい

う。)第二十六条の規定による業務の全部若し

くは一部の停止の命令に違反した者又は銀行

法第四条第四項の規定により付した条件に違

反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処する。

第一百条の三 次の各号の一に該当する者は、五

十万円以下の罰金に処する。

第一百条の三 第九十二条第三項若しくは第九十三条第一

二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一

項(銀行法第四十六条第三項において準用

する場合を含む。)若しくは銀行法第二十五

条第二項の規定による当該職員の質問に対

して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避した者

第一百条の三 第九十二条第三項の規定による業務報告書に記載

の提出をせず、又は当該業務報告書に記載

すべき事項のうち重要な事項を記載せず、

若しくは重要な事項につき虚偽の記載をし

てその書類の提出をした者

第一百条の三 第二十四条第一項若しくは第一

二項の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせ

した者

第一百条の三 第四十五条の規定による命令に違

反した者

第一百条の三 法人の代理人又は法人若しくは人

の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違

反行為をしたときは、その行為者を罰するほ

か、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

第一百条各号列記以外の部分を次のように改める。

第一百条各号の一に該当する場合には、その行

為をした金庫の役員、参事、代理店(代理店

が法人であるときは、その業務を執行する社

員、取締役その他の法人の代表者)又は清算

人は、百万円以下の過料に処する。

第一百条第一号中「基づいて」を「に基づいて」に改

め、同条第六号中「第三十二条第二項又は」を削

り、同条第十三号中「第六十一条第四項」を「第六十二条第五項」に、「第五十七条第二項の規定

に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは

譲受け」を「第五十七条第二項の規定若しくは銀行

法第三十五条第三項において準用する銀行法第

三十四条第四項の規定に違反して合併若しくは

事業の譲渡若しくは譲受け」に改め、同条第十

四号中「第六十二条第四項」を「第六十二条第五

項」に改め、「第六十六条第一項」の下に「若しく

は第九十二条の規定」を加え、「又は銀行法第十

九条」を「の規定又は銀行法第十六条若しくは第

三十八条の規定」に、「公告を怠り、又は不正の

公告」を届出、公告若しくは掲示をせず、又は

虚偽の届出、公告若しくは掲示」に改め、同条

中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、

第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号

を加える。

第一百条第一号若しくは第二号の規定による認可に

係るものに限る。)に違反したとき。

第一百条第十九号を次のように改める。

第十九条 第二十六条の規定による命令を除

く。)に違反したとき。

第一百条第二十号を削る。

第一百条中「その」を「、その」に、「一万円」を

「百万円」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十

二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八ノ二 所属団体ニ対シ国債、地方債又ハ政

府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為

シタル社債其ノ他ノ債券(第十四条ノ四及

第十五条第一号ニ於テ「国債等」ト謂フ)ニ

係ル募集又ハ売出ノ取扱、売買其ノ他ノ業

務第十号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ

為スコト

八ノ三 所属団体又ハ第十四条ノ三ノ規定若

ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ

得ル者ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

第十四条ノ三の次に第一条を加える。

八ノ三 所属団体又ハ第十四条ノ三ノ規定若

ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ

得ル者ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

第十四条ノ四 農林中央金庫ハ第十三条第一項

第一号乃至第三号ノ業務及第十四条ニ規定ス

ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ノ業務

(第十二条第一項第七号乃至第八号ノ三及第

十号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ營ムコ

トヲ得

依リ為スモノヲ除ク)を加える。

第十七条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第

二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「銀行法(昭和二年法律第二十

一号)第四条第一項」を「銀行法(昭和五十六年法

律第十一号)第六条第三項(商号)」に改める。

第十八条第一項中「銀行法(昭和二年法律第二十

一号)第四条第一項」に改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第十二条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第

一百八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「銀行法(昭和二年法律第二十

一号)第四条第一項」を「銀行法(昭和五十六年法

律第十一号)第六条第一項(商号)」に改める。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼

営等に関する法律の一部改正)

第十二条 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業

務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四

十三条)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行

ノ営業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を削る。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼

営等に関する法律の一部改正)

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及第三条 削除

第五条ノ二 信託業務ヲ営ム普通銀行ニ對シ銀

行法第十三条规定第一項(長期信用銀行法第十七

条中「貯蓄銀行業務又ハ」を削り、同条の

次に次の二条を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及第三条 削除

第五条ノ二 貯蓄銀行業務又ハ

ノ営業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を削る。

依リ為スモノヲ除ク)を加える。

第十七条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第

二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「銀行法(昭和二年法律第二十

一号)第四条第一項」を「銀行法(昭和五十六年法

律第十一号)第六条第一項(商号)」に改める。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼

営等に関する法律の一部改正)

第十二条 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業

務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四

十三条)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行

ノ営業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を削る。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼

営等に関する法律の一部改正)

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及第三条 削除

第五条ノ二 信託業務ヲ営ム普通銀行ニ對シ銀

行法第十三条规定第一項(長期信用銀行法第十七

条中「貯蓄銀行業務又ハ」を削り、同条の

次に次の二条を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及第三条 削除

第五条ノ二 貯蓄銀行業務又ハ

ノ営業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を削る。

依リ為スモノヲ除ク)を加える。

第十七条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

期信用銀行法の規定（改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）による認可について適用し、施行日前に受けた第四条の規定による改正前の長期信用銀行法の規定による認可については、なお従前の例による。

6 5 む。)による認可について適用し、施行日前に受けた第五条の規定による改正前の外国為替銀行法の規定による認可については、なお従前の例による。

5 附則第四条第五項、第六項及び第八項の規定は、外國為替銀行の営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについて準用する。

6 前項の規定により準用する附則第四条第六項

と総称する。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

この法律の施行の際現に改正後の信用金庫法第三十一条第四号の代理店を設置している金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出をした金庫は、当該届出に係る代理店の設置につき改正後の信用金庫法第三十一条第四号の規定による認可を受けたものとみなす。

規定の改正に伴う経過措置については、前項に定めるものを除き、銀行法附則第七条、同法附則第八条、同法附則第十条第二項（同法第二十一条に係る部分に限る。）、同法附則第十二条、同法附則第十四条第一項（同法第三十五条に係る部分に限る。）、同法附則第十五条、同法附则第十九条、同法附則第二十条及び同法附則第二十五条の規定の例による。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の労働金庫法

2 行法(以下この条において「改正後の外国為替銀行法」という)。第九条の八の規定は、外国為替銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお前項の例による。

改正後の外国為替銀行法第十条の二の規定

きは、当該外國為替銀行の役員は、一円以下
の過料に処する。

4 改正後の信用金庫法第五十一条第二項(改正後)
5 後の信用金庫法第五十八条第五項において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後にされる出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る総会の議決に係る公告及び催告について適用し、施行日前にされたことこれらに係る総会の議決に係る公告及び催告については、なお従前の例による。

(以下「この条において「改正後の労働金庫法」という。)第五十六条第二項(改正後の労働金庫法第六十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る総会の議決に係る公告及び催告について適用し、施行日前にされたこれらに係る総会の議決に係る公告及び催告については、なお従前の例による。

四十一一条第一号の規定に該当して外国為替銀行法第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第五条の規定による改正前の外国為替銀行法第十条の二

る。）、同法附則第十一條、同法附則第十五條、同法附則第十六條、同法附則第十九條、同法附則第二十条及び同法附則第二十五条の規定の例による。

は、施行日以後にされる同条第一項又は第二項の総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可については、なお従前の例による。

改正後の信用金庫法第六十二条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の裏腹の公告について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可については、なお従前の例による。

2 改正後の労働金庫法第六十二条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項又は第二項の総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可については、なお従前の例による。

第五条の規定による外国為替銀行法第十一条の規定の改正に伴う経過措置については、次項

が受ける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法規の規定（同法第六

前にされた総会の議決に係る事業の全部の譲渡の公告については、なお前回の例による。

又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた場合の議決に係る事項の全部の譲渡

に定めるものを除き、銀行法附則第四条から第二条まで（同法附則第五条、第六条第一項、

条第一項において準用する銀行法の規定を含む。この認可について適用する。

7 改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文の規定

第九条、第十条第一項、第十三条及び第十八条を除く。)及び司法附則第二十五条の規定の別二

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

「通則」の銀行法第三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人（当該信用金庫の会員）が二つ以上の預金口座を有する場合は、

4
一、同法で開港場第二五条の規定の他による。

第八条 第七条の規定による改正後の信用金庫法（以下この条において「改正後の信用金庫法」といふ。）第十二条第一項の規定によつて云々

金庫の会員を除く)に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限額を超過する旨の記載の有無

改正後は外債在都銀行法第一四条の規定は
外債為替銀行が施行日以後に受ける改正後の外
債在都銀行法第一四条の規定は

（五）第五条第一項の規定は、この法律の施行の際現にその出資の総額が同項の規定に基づく

度額を超えて いる信用金庫の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用

國為替銀行法の規定（改正後の外國為替銀行法第十一條において準用する銀行法の規定を含

政令で定める額を下回つてゐる信用金庫及び信用金庫連合会(次項及び第三項において「金庫」

8 第七条の規定による信用金庫法第八十九条の
しない。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十三条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律第十一條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する合併決議に係る催告について適用し、施行日前にされた当該合併決議に係る通知については、なお從前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる事項(銀行法附則の規定の例によりなお從前の例によることとされる事項を含む。)に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

		大蔵委員会議録第十八号中正誤	
ペジ	段行 誤	正	
七	三末六 急所	長所	
同	第十九号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
二三	私ども私学	私ども、私学	
同	第二十号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
一二五	各階各層	各界各層	
同	第二十一号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
三四四	ございますが、	ございます。	
一二五	ございますが、そ	ございますが、	
一二六	その辺	その辺	
一三	今度の今度の	今度の	
一一二	国際管理政策	国債管理政策	
三一〇	更生調査	更正調査	
同	第二十二号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
三一云	果たしてて	果たして	
同	第二十三号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
六四七	提案		
同	第二十四号中正誤		
ペジ	段行 誤	正	
二四	実質	実費	